

345.3
Ka6914



0031297000

0031297-000

345.3-Ka691s


所得税及法人税

勝正憲・著

千倉書房

1940

AEB



T24V-17

勝 正 憲 著

所得稅及法人稅

千 倉 書 房 版



345.3

Ka691a



寄贈 日立製作所 亀有工場製

403416

序

税に關する著書は誠に乏しくない。併し其の多くが税務官吏又は専門家の参考書であつて、納税者の参考書としての著書が甚だ少い。そこで納税者の参考書として相談相手としての税の書物を書く目的で、昭和四年の春に「税の話」と云ふ本を書いた。それに引つゞいて、昭和四年の暮に國民稅たる所得稅の解説書として「所得稅の話」を書いた。之は「税の話」の目的を達する爲の繼續行爲である。而して税法の改正ある毎に之を改訂して今日に及んだのである。

然るに米内内閣は此度國稅及び地方稅に關する根本的の改革を行つたから、「税の話」を「税」と改題して書き直した。又所得稅は今回改正の結果、所得稅法と法人稅法と云ふ二つの法律に依つて規定せられた。因つて「所得稅の話」を「所得稅及法人稅」

序

一

と改題して書き更めたのが即ち本書である。
 斯の如く其の目的が素人の納税者の爲の参考書であるから、其の用語は正確嚴正ならんよりは極めて通俗平易ならん事を勉めた。そこで「賞與若くは賞與の性質を有する給與」と云ふべきを「賞與等」と云つて除け、「所得税法施行地内」と云ふべきを「日本内地」と簡単に片付けたから、法令の條文の様に正確でない事を御斷りして置く。併し其の正確な知識を得たい讀者は説明中に指示した法令の條文を参照して戴きたい。主要なる關係法令の正文は、全文之を卷末に附録として置いた。

昭和十五年六月

著者

目次

所得税

第一 所得税は國民税……………一

所得とは貯蓄か(一)……………生活費を賄ふもの……………所得税は國民税(二)……………諸外國の状況(三)

第二 所得税の組替へ……………四

中央地方を通ずる税制改正と所得税……………所得税の改組……………從來の税別と所得税(四)……………分類所得税と綜合所得税……………法人税の獨立(五)

第三 分類所得税の仕組……………六

所得を六種類に分類……………税率(六)……………國債や地方債の税率……………貯蓄預金、産業組合貯金の税率(七)……………配當利子所得は源泉課税……………賦課課税……………免稅點……………勤勞と事業には基礎控除(八)……………扶養控除(九)……………勤勞所得の源泉課税……………右以外は實績課税……………山林所得と退職所得(一〇)

第四 綜合所得税の仕組……………一一

所得階級間の均衡……………「質」と「量」とに依る課税の輕重……………五千圓を超ゆる所

目次

得に課税(二)

二

第五 新所得税と第三種所得税とはどこが違ふか……………三

原則として公社債利子銀行預金利子も総合課税……………従来の第二種所得税とのうつり變り(一)……………総合課税反對説……………貯蓄奨励との關係……………税引利廻の低下(二)……………公社債の發行條件との關係……………納税道德の退化とならぬか……………負擔の公平は税の生命線……………総合課税の建前とした理由(三)……………総合課税の緩和……………総合課税に代へ源泉課税選擇(四)……………配當の二割控除廢止……………株式取得に要した負債利子の控除……………分類所得税の場合は一割控除……………総合課税の場合に取りもどす(五)……………清算分配金は配當と看做す……………勤勞所得……………総合所得税のかゝる勤勞所得は一萬圓以下のときは一割控除(六)……………實績課税と減損更訂の廢止……………災害失業免税(七)

第六 所得税は誰れに課かるか……………一九

内地に住居する者(一)……………内地に所得を生ずる源のある者……………法人にも所得税がかゝる(二)

第七 税法施行地……………二二

税法施行地とは日本内地のこと(一)……………所得税法は外地には施行されない(二)……………所得税の内外地關涉(三)

第八 納税義務者(人の關係)……………二三

内地に住居する人……………住所(一)……………出張とか留學の場合……………艦船乗組員は(二)

第九 納税義務者(物の關係)……………二七

……………住所地認定の問題は内地間でも起る……………居所(一)……………内地で生ずる所得が海外居住者に屬する場合……………資産又は營業(二)……………公社債の利子……………株式の配當等……………俸給……………給料……………年金……………恩給……………賞與……………海外に流出する所得の源泉課税(三)

第一〇 納税義務者(法人の場合)……………二九

法人にも所得税……………法人の受ける配當利子所得(一)

第一一 納税義務はいつから始まるか……………三〇

住居を有する時期……………年の中途から住所を有したとき……………年の中途から住所を失つたとき(一)……………住所を有しない期間でも資産營業に付ては一年分(二)……………外地との關係……………資産又は營業を有する時期……………資産の所在(三)……………營業場のある場合……………資産營業……………配當利子(四)……………内地で受ける給與……………海外居住者の資産營業の所得……………海外居住者の配當利子と勤勞所得(五)

第一二 納税義務のない場合……………三四

人本位に納税義務のない場合……………特殊の身分に基くもの(一)……………免税團體……………公法人……………準公法人……………公益法人……………中公益法人(二)……………公共團體……………準公共團體(三)……………公益法人……………神社……………法人たる宗教團體……………外地の免税團體……………特別法に依るもの(四)……………非課税所得(五)……………従軍軍人及軍族の俸給手當及賞與……………

目次

三

陸軍戦時給與規則(四〇)……海軍戦時給與規則……應召したる文官の補給金……傷
 疾患者の恩給、遺族の恩給等(四一)……旅費……學費金……法定扶養料……郵便
 貯金の利子及當座預金の利子(四二)……元本三千圓以下の銀行貯蓄預金、産業組合
 貯金等の利子……元本三千圓の計算方法(四三)……當分の内便宜の方法に依る(四五)
 ……營利の事業に屬せざる一時の所得(四四)……外國人の外國から生ずる所得(四七)
 ……外地は内地とみる……特別法に依る非課税所得……復興貯蓄債券の利子……
 貯蓄債券の利子……外國船舶の所得……一般租税公課を免するもの(四八)……免税
 所得……重要物産の製造、採掘又は採取の事業の所得……製鐵事業の所得(四九)

第三 分類所得税の課せられる所得……………五〇

國民の所得はすべて國民税の課税対象(五〇)……分類所得税と舊第三種所得税との
 相違……甲種の配當利子所得と第二種所得甲……退職所得と第二種所得丙(五一)……
 ……其の他の所得と第三種所得(五二)……分類所得税の課税所得……六種に分たれる
 ……不動産所得(五三)……配當利子所得……事業所得……甲種(五四)……勅令指定の
 營業……乙種……勤務所得……甲種……乙種……山林の所得……退職所得……甲
 種……乙種(五五)……不動産所得……船舶の所得……配當利子所得の支拂……法人
 に對する預金(五六)……事業所得……甲種……乙種……勤務所得……甲種……乙種
 ……常時十人以上を使用する個人雇主の指定(五七)……指定の通知……山林の所得
 ……退職所得……甲種……乙種(五八)

第四 分類所得の計算方法……………五五

源泉課税と賦課課税の計算方法(五五)……源泉課税……賦課課税(六〇)……所得……
 源泉課税所得……賦課課税所得(六一)……所得計算の原則……不動産所得(六二)……
 甲種の配當利子所得……乙種の配當利子所得……事業所得……水産業……その
 他(六三)……甲種の勤務所得……乙種の勤務所得……山林の所得……甲種の退職所
 得……乙種の退職所得(六四)……必要経費……家事關聯費……租税公課(六七)……修繕
 費……負債の利子……評價損益(六八)……火災保険料……維持費……公課……所得
 計算の例外(六九)……勤務所得……配當利子所得(七〇)……負債の利子……収入金
 額(七一)……看做す配當(七二)……公債、社債、銀行預金の利子、非營業貸金利子等
 ……退職所得(七三)……山林所得……相續(七四)……損益の通算……水産業の所
 得(七五)……計算方法の要領(七六)……公、社債の利子受取人の特例(七七)……信託と
 所得税(七八)……信託財産の所得(七九)……合同運用信託は例外……受益者不特定の
 とき(八〇)……公益信託の利益……合同運用信託(八一)

第五 不動産所得と乙種の配當利子所得の免税點……………八二

免税點は例外……不動産所得の免税點……乙種の配當利子所得の免税點……同居
 家族の合算……同居家族(八二)

第六 基礎控除……………八三

基礎控除の意味(八三)……基礎控除制度を採つた理由……免税點制度の缺點……比
 例税率を累進税率のやうに作用させる(八四)……勤務所得階級別分類所得税の比較
 ……基礎控除を行ふ所得(八五)……基礎控除の計算方法……甲種の勤務所得の基礎
 控除……普通給與の基礎控除(八六)……賞與に對する基礎控除……普通給與の控除

不足を賞與から引く……控除不足を豫算で引く(六〇)……賞與のみ受ける場合……
 特別な給與に對する基礎控除(六〇)……二ヶ所以上から俸給、給料を受けるとき……
 ……事業所得と乙種勤勞所得の基礎控除(六〇)……先づ甲種から引く……事業所得と
 乙種の勤勞所得とを併せ有する場合……先づ乙種の勤勞所得から……不足あれば
 その七十二分の五十……計算例(九一)……七二〇圓を五〇〇圓並みに引直して引く
 ……乙種勤勞所得と事業所得の甲種及乙種とを併せ有するとき……甲種勤勞所得
 と事業所得と乙種の勤勞所得とを併せ有するとき(九二)……事業所得と甲種勤勞所
 得との場合……勤勞所得の甲種と乙種との場合……甲種勤勞所得と事業所得と乙
 種勤勞所得との三つの場合……昭和十五年だけの經過的な問題(九三)……同居家族
 が事業所得を有する場合……勤勞所得は個別控除……事業所得は合算(九四)……誰
 れから引くかで利害關係がある……利害關係の例(九五)……同居家族の誰れから基
 礎控除をするかの申請……山林の所得に對する基礎控除(九六)

第一七 分類所得税の税率

比例税率(九六)……税率の根據……不動産所得と配當利子所得……事業所得……勤
 勞所得(九七)……國債、地方債其の他の税率の間差……特別法人の預金又は貯金……
 ……特別法人の剰餘金の分配……山林所得(九八)……退職所得……小額事業所得……
 海外居住者の受ける所得の税率(九九)……綜合所得税の代り……海外居住者の割
 賦賞與に對する分類所得税(一〇一)

第一八 合同運用信託の利益に對する重複税額の控除

運用中に納付した税額の控除(一〇二)……計算例(一〇三)……公社債、株式は所有期間
 に按分(一〇四)

第一九 外地から生ずる所得の特例

外地から生ずる所得の特例……特別税率……外地で課税せば内地では課しないも
 の(一〇四)……外地居住者の内地の所得……外地居住者の甲種の配當利子所得……
 關東州居住者の公社債利子所得(一〇五)

第二〇 扶養控除

扶養家族の數に依る斟酌……控除の要件(一〇六)……控除を行ふ範圍……控除を行
 ふ所得……不動産所得……事業所得……勤勞所得……山林所得(一〇七)……配當利
 子所得に控除なし……控除される被扶養者の範圍……不具廢疾……同居の時期
 (一〇八)……所得者自身はどうか……同居の時期以後の出生、死亡……年齢の計算
 方法(一〇九)……基礎控除を受けた者は不適格(一一〇)……昭和十五年の特例……甲種
 勤勞所得と賦課課税所得とを併有する場合……同居家族中二人以上の所得者ある
 場合……税額から引く理由……甲種勤勞所得からの扶養控除(一一一)……月給なら
 ば……支給期間に應じた控除額……缺勤した場合の支給期間……一ヶ所から普通
 給與と賞與とを受けるとき(一一二)……賞與のみを受けるとき……其の年經過後の不
 足分……二ヶ所以上から受ける普通給與……綜合所得税の納税者(一一三)……賦課
 課税所得に對する控除……同居家族にも賦課課税所得がある時……控除の申請の
 時期……賦課課税の方……源泉課税の方(一一四)

第二一 生命保険料の控除 二五

生命保険料控除の要件(二五)..... 生命保険とは..... 徴兵保険及健康保険..... 控除される所得(二六)..... 源泉課税からの控除額..... 賦課課税からの控除(二七)..... 生命保険料の控除と扶養家族と両方ある場合(二八)

第二二 総合所得税 二〇

総合所得税(二〇)..... 総合所得税と舊第三種所得税の相異点(二一)..... 非課税所得(二二)

第二三 個人の総所得の計算方法 二三

総所得の計算方法..... 不動産..... 預金利子等(二三)..... 源泉選擇の例外..... 海外から受ける公社債の利子、銀行預金の利子等..... 非營業貸金利子..... 配當金(二四)..... 配當の計算期の特例..... 山林の所得(二五)..... 俸給、給料、賞與等..... 水産業の所得..... 其他一切の所得..... 他の所得の損失の差引計算..... 所得の計算方法..... 分類所得税と総合所得税との所得計算の相違(二六)..... 分類所得税の計算と同様な點(二七)..... 總所得税の計算方法(二七)..... 相續のあつた場合(二八)

第二四 勤勞所得の控除 二六

勤勞控除一萬圓以下るとき..... 舊所得税法の勤勞控除(二八)

第二五 課税最低限 二九

同居家族合算五千圓..... 山林と看做す配當..... 計算例(二九)

第二六 税率及税額 三三

税率..... 税率表(三三)..... 配當所得の加算(三三)..... 配當に對する加算税額の理由..... 山林の所得の税率..... 山林所得の税額算出計算例(三三)..... 清算分配金の税率..... 同居家族合算の場合..... 計算例(三四)..... 超過累進税率の適用方法の説明(三五)

第二七 申告・申請と調書提出 三六

所得の申告と申請..... 併せて甲種の勤勞所得に付ての申告をする(三六)..... 申告書の書式..... 申告期限..... 基礎控除の申告..... 扶養控除及生命保険料の控除の申請(三九)..... 扶養控除の申請書(四〇)..... 保険料の控除申請書..... 免税申請..... 給與支拂者よりの申告..... 資料蒐集のための支拂調書(四一)..... 給與に關する支拂調書..... 記載事項..... 提出期限..... 提出義務者(四二)..... 利子又は利益の支拂調書..... 記載事項..... 提出期限..... 記載の省略(四三)..... 調書省略の限界點百圓とは..... 配當に關する支拂調書(四四)..... 提出期限..... 記載事項..... 各種の支拂調書の書式(四五)..... 公社債銀行預金の利子等支拂調書(四六)..... 無記名公社債の利子支拂調書(四七)..... 配當支拂調書(四八)..... 無記名株式配當支拂調書(四九)..... 甲種勤勞所得支拂調書(五〇)..... 乙種勤勞所得支拂調書(五一)..... 信託の計算書..... 記載事項(五二)..... 提出期限..... 信託計算書書式(五三)..... 交付金(五五)

第二八 調査・決定及所得調査委員會 三五

調査・決定……調査決定の順序(一五)……質問及検査……調査……所得調査委員
 會(一五)……所得調査委員會の調査(一五)……決議通知……再調査……決定(一六)
 ……決定通知……所得調査委員會(一六)……選舉區……投票區……選舉……被選
 舉權(一六)……選舉……被選舉資格(一六)……選舉、被選舉權の取扱方(一六)……
 選舉手續……期日の決定……名簿(一六)……選舉會……市區町村長の事務……準
 備(一六)……投票及開票事務……當選人の公示……調査委員(一六)……改選の時期
 (一六)……改選の場合の任期……手當及旅費支給(一七)……旅費規則(一七)

第二九 納税の手續・納期……………一八五

納税の手續(一八)……拂込書式(一八)……調書提出……無記名證券の利子、配當と
 告知義務……告知の事項(一八)……公社債の利子……告知の様式……交付金……
 納税地(一八)……賦課課税の納税地(一九)……納税地變更……納税管理人……相續
 (一九)……納期(一九)……端數計算(一九)

第三〇 決定後の異動……………一九五

翌年より三ヶ年追加決定……追加申告……脱税發見(一九)……重複決定取消……
 誤謬訂正(一九)……増額訂正(一九)

第三一 審査・訴願・訴訟……………一九九

審査請求……請求期間(一九)……審査請求書書式(二〇)……審査決定(二〇)……所

得審査委員會(二〇)……審査委員選舉……審査委員會(二〇)……訴願(二〇)……訴
 願書例(二〇)……行政訴訟(二〇)……訴狀書式(二〇)

第三二 資力喪失者の減免……………二〇一

災害……失業……事業失敗……請求手續(二一)……減免又は却下……處分の通知
 (二一)……徴收猶豫(二一)

第三三 罰 則……………二〇三

脱税犯……支拂調書不正犯……虚偽告知犯……検査拒否犯……秘密漏洩犯……調
 査委員の兼業禁止犯(二二)……選舉違反(二二)

第三四 經 過 規 定……………二〇五

施行期(二二)……經過規定……賞與計算期間……公社債利子、銀行預金利子等の
 綜合の始期……前年の第三種所得税を綜合所得税とみる(二二)……清算分配金と
 新税法……新税の開業全部の廢業等の初年度の緩和(二二)……昭和十六年分……
 水産業所得の特例(二三)……申告及納期……其他の特例(二三)

第三五 公社債・銀行預金利子等の源泉選擇……………二〇七

選擇課税を受け得る範圍(二三)……選擇の申請……税率……申請の仕方……税金
 の天引(二三)

法人税

第一 法人税創設の理由

第一種所得税同附加税及法人資本の統合(三五)

第二 納税義務ある法人

内地法人(三七) 外国法人(三九)

第三 所得及資本の計算

各事業年度の所得... 清算所得(三〇)... 各事業年度の所得... 立費(二七)... 建設利息... 繰延資産(二九)... 額面超過金(三〇)... 減資差益... 預金切下、重役の私財提供(三一)... 超過拂戻... 合併損益(三二)... 賞與金... 未納租税(三四)... 積立金繰入(三五)... 損益の所屬年度(三六)... 利益處分(三七)... 積立金... 賞與金... 配當金(三八)... 中間配當(三九)... 保険責任準備金... 保険支拂備金(三〇)... 保険契約配當金及配當準備金... 基金利息... 給付補填備金(三二)... 無盡給付資金... 助成金... 納付金... 納付準備金(三三)... 割増基金(三三)

第四 非課税所得

復興貯蓄債券の利子... 資金調整法に基く貯蓄債券の利子(三三)... 國債に對する免税の沿革(三五)... 國債利子七割控除(三六)

第五 免税所得

製鐵事業(三八)... 自動車製造事業... 其の他の免税事業... 重要物産製造... 採掘採取(三九)... 製造業の免税品目(三〇)... 採掘又は採取の事業の免税品目... 外地の免税所得(三一)... 外國船舶の所得(三二)... 相互免税相手國(三三)

第六 課税される所得

總所得と課税所得... 免税事業兼營の場合の區分計算(三四)... 臨時利得税の控除... 非課税所得があれば按分(三五)... 外國會社... 外地の會社(三六)... 資本の計算... 資本金額の意味... 拂込資本金(三七)... 積立金... 繰越欠損金(三八)... 拂込株式金額、出資金額、基金、醜金(三九)... 勞務出資は算入せぬ... 積

立金……………法人税及臨時利得税引当金(三三〇)……………否認金中社内に残つてゐる部分(三三一)……………繰越欠損金……………税金引当金の問題(三三三)……………各月末とは……………外國法人の資本(三三三)……………會社の解散……………殘餘財産(三三四)……………清算所得の生ずるわけ(三五五)……………會社の合併(三三六)……………納税義務の承繼(三三七)……………積立金は控除(三三八)……………非課税所得の控除……………普通解散の場合(三三九)

第七 税率及び税額の計算……………三四〇

税率(三四〇)……………納付したる分類所得税の控除(三四一)……………所有期間按分(三四三)……………外地の第二種所得税……………非課税按分……………資本に對する法人税(三四四)……………所得不足の場合の免除……………内外地間の法人課税の調整方法(三四五)

第八 同族會社の特別規定……………三四六

法人と個人との課税方法(三四六)……………課税方法の相違點……………個人自己の報酬と生活費(三四七)……………會社の重役報酬と寄附金……………個人的な會社……………計算は大株主の自由自在(三四八)……………同族會社の範圍(三四九)……………同族關係者の範圍……………親族とは(三五〇)……………特殊の出資關係ある法人……………特殊關係ある者(三五二)……………税額加算……………超過留保額の計算(三五三)……………一號該當、二號該當何れを採るか(三五三)……………繰越欠損補填(三五四)……………加算規定適用の當否……………加算税率(三五五)……………加算税額の計算……………所得又は留保したる金額は税引の金額(三五六)……………假定税率速算表……………臨時租税措置法に依る事業會社の輕減……………行爲又は計算の否認(三五七)……………行爲又は計算の理由(三五八)

第九 法人税に關する臨時租税措置……………三五九

生産力擴充等に關する措置……………留保所得の輕減(三五九)……………増設に依る免税……………時局産業に對する特例……………補助金、研究費……………固定資産減價償却(三六〇)……………海外企業所得の輕減(三六一)……………重要鑛業の輕減……………生命保險會社の配當金に對する天引課税の輕減(三六二)

第一〇 申告・申請——調査・決定……………三六三

毎年度の申告・申請……………決算書類添付……………免税申請(三六三)……………分類所得税控除申請及國債利子控除申請……………申告書類(三六四)……………免税申請書類……………控除申請書類……………國債利子控除申請書……………書式(三六五)……………清算所得の申告……………普通解散の場合……………申告書類(三七〇)……………合併の場合……………申告書類(三七二)……………調査、決定(三七五)……………質問及調査權……………決定通知……………納税(三七六)……………納税告知書(三七七)……………清算人の連帶納税義務(三七八)

第一一 審査・訴願・訴訟……………三六九

審査請求……………訴願及行政訴訟(三七九)

第一二 罰則其の他……………三六〇

罰則……………税金遺脱犯……………調査拒否犯(三六〇)……………秘密漏洩犯……………刑法總則除外……………地方附加税禁止(三六一)

第一三 経過規定……………三六一

施行期(三六一)……………税込課税(三六二)……………第二種所得税及資本金利子税の控除……………鑛産税額等の控除……………取引所税(三六三)

附 録

所得 税法(法律第二四號)……………三六七
 所得税法施行規則(勅令第一三四號)……………四四
 所得税法施行細則(大藏省令第九號改正)……………四四一
 法人 税法(法律第二五號)……………四六三
 法人税法施行規則(勅令第一三五號)……………四七一

統計及表目次

所得税非課税法人一覽表……………三七
 必要経費計算方一覽表……………六五
 勤勞所得階級別分類所得税の比較表……………八五
 扶養控除年齢早見表……………二〇
 源泉課税からの保険料控除額表……………二七
 分類所得税一覽表……………二九
 総合所得税の「總所得」計算表……………三七
 総合所得税税率表……………三二
 総合所得税額速算表……………三七
 分類所得金額計算表……………一八三
 改正後に於ける租税負擔比較表……………二四一、二四三、二四四、二四五、二四六、二四八、二四九
 舊法法人の所得に對する最高税率表……………二五一
 固定資産堪久年數表……………二五九—二六七
 時局關係産業固定資産堪久年數表……………二六八—二九二
 堪久年數に對する減價償却歩合表……………二九三—二九六
 普通所得年額に對する假定税額速算表……………三五六
 決算報告及申告書類の例……………三六一—三七五

書式例目次

各種の支拂調書の書式……………一四
 公社債銀行預金利子等支拂調書……………一四
 無記名公社債の利子支拂調書……………一四
 配當支拂調書……………一四
 無記名株式配當支拂調書……………一四
 甲種勤勞所得支拂調書……………一五
 乙種勤勞所得支拂調書……………一五
 信託計算書書式……………一五
 所得の申告及控除申請の書式例……………一五—一六
 無記名公社債の利子受領告知書……………一八
 所得税納税地申告書……………一九
 納税管理人申告書……………一九
 所得税納税地變更申告書……………一九
 所得金額審査請求書……………二〇
 訴 願 書……………二〇
 調査決定に對する不服の訴狀……………二〇
 所得税免除申請書……………二二

(目 次 了)

所得税

第一 所得税は國民稅

これはだいたい前の話であるが……。

所得とは貯蓄か

東京の郊外にAと云ふ税務官吏が居た。或日近所の魚屋さんがこんな話を持込んだ。

『旦那、この間税務署から所得税の通知が来たんで……ヘン、ちんく商ひの魚屋に所得何百圓が聞いて呆れるぢやありませんか』Aはこれに答へる前に聞いた。

『なるほど、ところであなたの家の生活費——つまり商賣上の費用は別として暮し向きの費用がどの位要りますか』

『さア、嬢に子供二人おふくろ一人……これでも表住ひとなると月百圓や百五十圓は要りますね』

『で、あなたは商賣の外に何か所得がありますか、地所の収入とか、株の配當とか……』
『そんなものがあれば苦勞はしませんや』

生活費を賄ふもの

——勿論この問答は、手つ取り早く書き直したので、問も答もさう簡単に覺がついたのではないけれども、ともかくもこゝまで問ひ詰めたAは、さて破顔一笑して、その百圓なり百五十圓なりの生活費が、賣上げの内から仕入代金其他の雜費を差引いた商賣の儲けから生み出されて居るならば、とりも直さず商賣の所得が一ヶ年千二百圓乃至千八百圓ある譯であると結んだ。

この一挿話は、蓋し私が稅務官吏Aを借りて全國民諸君に云はむと欲する言葉に外ならない。

苟も幾何かの生活費を、自分の腕で支へ得る人は結局それだけの所得のある人である。然らばそれが自己の汗の結晶であるところの勤勞所得たると、又財産がひとりで生み出して呉れる所得たるとを問はず、悉くその所得について所得稅を課せらるべきこととなる筈である。

營業をせねば營業稅はかゝらぬ。地主でなければ地租に關係は無い、家主でなければ家屋稅は納めない……といふ事も出来るけれども、所得稅だけはその誰にも課かつて來るのである。

所得稅は國民稅

故に私は曰ふ。『所得稅は萬人に關係のある國民稅である』と。

わが國に於ける所得稅の創設は、明治二十年七月であつて、當時に於ける一年の稅收入

は約百萬圓、租稅收入全額六七千萬圓中一分六厘（千分の十六）を占めるに過ぎない状態であつたけれども、租稅制度の進歩と共に漸次重要性を増して來たもので、近年わが國の所得稅收入は八億圓餘に上り、租稅中の大宗で、我國現下の財政經濟情勢に於てはその重要性は愈々増々加はつて、最近數次の増稅も所得稅を中心に行はれ來つたところであり、現に今回の中央地方を通ずる稅制改正に當つては、此の所得稅の仕組を從來よりも一層國民稅的な色彩にすることを中心として行はれたのである。而して稅制改正後の所得稅收入は、分類所得稅に於て平年度五億八千餘萬圓、綜合所得稅に於て平年度四億六千餘萬圓、合計十億四千餘萬圓に上り、此の外法人稅の平年度收入五億餘萬圓を加ふれば十五億圓を突破する稅收入となり、租稅收入合計約三十三億圓の約半額を占めるといふ狀況である。

元來租稅は所得稅收益稅消費稅等種々なる方面から課するけれども、結局その負擔の歸する所は國民の所得に外ならない。然らばその所得を標準として課する所得稅が、最も能力に適應するものであり、各稅の中心となるべきものであつて、その他の各稅はその缺陷を補充し、その及ばざる所を補ふ役目を爲すべきものである。この理論はひとりわが國に於て然るのみならず、外國の例を見るも亦同様であつて、例之、最近の統計に於て（勿論國に依つて制度の内容は多少異なるものがあるけれども）英國は租稅收入九億磅中の四億磅（約四割五分）、米國は約五十七億弗中二十四億弗（約四割二分）、獨逸は九十八億麻克中

諸外國の狀況

四十億麻克（四割強）、佛國は約四百五十八億法中八十九億法（約二割弱）、伊國は二百三十億利中五十二億利（二割三分）の如く、何れも所得税を重要な中心税となしつゝあるのである。

第二 所得税の組替へ

前に述べたやうに、所得税と云ふ税は、世界各國何れの國でも、租税制度の中心を爲して居り、其の税収入も租税収入中の大半を占めて居る状況である。

そこで私は、昔から「税」を語る場合には、いつも所得税のことを『國民税』と解り易く申し來つてゐたのであるが、今回の中央地方を通ずる税制改正の結果、我國の所得税の仕組みが、従来よりも一層國民稅的な仕組みとなり、私の此の年來の呼び方に相應しい色彩を濃厚に呈して參つたことは、我國所得税制度の一大進歩であつて、讀者と共に私の欣快とするところである。

今回の税制改正の樞軸を爲してゐる根本問題は、従來の所得税を改組すると云ふことであつた。即ち従來の考へ方としては、所得税を中心とし、地租、營業收益税、資本利子税或は地方税の家屋税等と云ふやうな收益税を配して、これ等の各税を打つて一丸として租

中央地方を通ずる税制改正と所得税

所得税の改組
従來の税別と
所得税

税制度を組み立てゝゐたのであつたが、最近數次の臨時的な増税のために、次々に増税が重なり合つて、此の制度が二階建となり、三階建となり、最早や動きのとれないところまで、行き著いてゐたので、此の際この所得税を一應解體し、分別して、先づ其の本體であるところの個人の所得税を、分類所得税と綜合所得税との二本建とし、一方に於て、従來の法人に對する所得税を個人の所得税から分離して、法人税を創設し、全く新しいやり方の下に、所得税と法人税とを起したのである。

そこで、これまで所得税を納めてゐた人々は、所得の申告書や決定通知書や、または徵税令書などに、屢々「第三種所得税」と書いてあつたのを覚えてゐらるゝであらう。それからまた、會社の會計係の人なれば、その會社の所得税は、いつも「第一種所得税」と呼ばれてゐたのを知つてゐられるであらう。あの第三種とか第一種とか云ふてゐた従來の所得税はすつかり改正になつて、今回新らしく、個人に對する所得税としては分類所得税と綜合所得税とが出来、また法人に對しては法人税と云ふものが出来たのである。

そこで従來は、所得税と云へば、個人の税も法人の税も、一緒くたに呼ばれてゐたのであるが、今回の中央地方を通ずる税制の一般的改正に依つて、法人の税は、本家の所得税から分家して法人税となつたのである。

しかしやはり所得税と法人税とは、依然として本家と分家位の關係は残つてゐるので、

分類所得税と
綜合所得税

法人税の獨立

本書では此の兩税を併せて、共に語つてゆくことにした。

第三 分類所得税の仕組

先づ分類所得税の仕組であるが、之は所得を、其の性質に依つて、

所得を六種類に分類

- 不動産所得 (不動産の賃貸だけである)
- 配當利子所得
- 事業所得 (營業の外農業等の原始産業、醫師、辯護士等の自由職業等)
- 勤勞所得
- 山林所得
- 退職所得

税率

の六種に區分し、各々その種類性質に應じて、税率も異り、或は免税點、控除等課税の方法を變へて、それ／＼その所得の負擔力に相應した課税を行つて、所得の性質に依る負擔の均衡を圖る仕組になつて居り、同時に納税の方法も出来るだけ簡易に納税し得るやうになつてゐるのである。

即ち分類所得税の税率は、萬人共通な比例税率であるから、財政上の必要があれば、何

時でもその税率を引上げまたは引下げることが極めて容易であつて、財政全體に彈力性を與へることにも役立つやうに出來てゐるのである。

然し比例税率ではあるが、所得の性質に依つて差等のある税率になつてゐるのである。例へば資産所得である不動産所得とか、配當利子所得に付ては、六種の色分けの所得の内、最も重い百分の十の税率に依ることになつて居り、之に次で、資産勤勞共働の所得である事業所得の内の營業所得に付ては百分の八・五、それから營業以外の事業所得即ち農業とか、漁業とか、畜産業などの所謂原始産業の所得であるとか、或は醫師、辯護士等の自由職業の所得其の他、他の色分けに屬しない所得に付ては百分の七・五となつて居り、最後に負擔力の最も低い俸給々料、賞與等所謂サラリー・マンの所得は、之を勤勞所得として、最も軽い百分の六の税率に依ることになつてゐる。尤も事業所得の内でも、少額のものも勤勞所得に準ずる趣旨からして、所得千圓以下のときには、勤勞所得と同率の百分の六の税率に依るのである。

國債や地方債の税率
貯蓄預金、産業組合貯金の税率

尙配當利子所得の内でも、國債及地方債の利子に付ては、從來の例に依つて税率を輕減してあるし、また今回の改正に依つて新に課税することになつた大口の銀行貯蓄預金、産業組合貯金等の利子に付ては百分の五の税率になつてゐる。
次に資産所得であるところの不動産所得と配當利子所得に付ては、その性質が他の所得

配當利子所得
は源泉課税
賦課課税

免税點

勤勞と事業に
は基礎控除

よりも負擔力があるので、各種の控除の制度に付ても、ものに依つて或は其の仕組を變へものに依つては控除の制度を設けてないのである。

また配當利子所得の大部分は、源泉課税の方法、即ち税金を天引するのであるが、これに付ては免税點を設けないで、少額の所得でも總て課税する仕組みになつてゐるし、またそれ以外のもの即ち源泉課税に依らないで、税務署で調査し、その決定に基いて、徵税令書を出すもの（賦課課税と呼んでゐる）に付ては、徵税の便宜と云ふ點も考へて、百圓の免税點が設けられてゐる。そこで百萬未満の少額所得は目こぼしになるのである。

而して勤勞所得と事業所得とに付ては、所得から、それぞれ、勤勞所得は七百二十圓、事業所得は五百圓の基礎控除を行ふことになつてゐる。この基礎控除と云ふのは、原則として誰れの所得からも當然差引きするのであつて、その控除を行つた結果、所得が零とかマイナスになれば、他の事情がなくても、課税外となる仕組みであると同時に、所得の多い人でも、それだけ税のかゝる所得が減つて來ると云ふ仕組みである。

そこでこの基礎控除と云ふ仕組みは、少額の所得を免税すると云ふはたらきをすると同時に、分類所得税が萬人共通の比例税率であるのを、下級の所得者の方だけ割合にして多く削り取つて低い税率にするはたらきを持つてゐるのである。つまり比例税率である爲、その負擔が一律となつて極く下級の人々にも、相當上級の人にも同じ重さでかゝることになつては困るので、基礎控除に依つて、各人の所得から一定額を控除することに依つて調節し、下級の人々にかゝる税金の割合を漸減的に減らして、比例税率であり乍ら、結果に於てこれが累進税率のやうに作用することになつてゐるのである。これに依つて比較的少額な所得者の負擔を緩和すると云ふ仕組みなのである。

次には、俗に「子供が大勢で暮しが困るです」と云はれてゐるやうに、扶養家族の多い者はそれだけ、世帯も苦しいわけであるから、さう云ふ者の負擔を緩和することは、負擔の均衡を圖る上に於て最も注意しなければならぬ點であり、また人口政策の見地から考へても、此の際是非共この點を徹底させなければならぬので、従來の所得税で行つてゐた扶養家族控除の制度が大いに擴張せられたのである。即ち従來は所得三千圓以下の所得者に限つて控除を認めてゐたのを、今回の改正に依つて所得五千圓以下の者にまで控除の恩典を及ぼすこととして、その上新に妻をも扶養者の一人に數へて控除することとなつた。

そして扶養家族一人當りの控除額も相當増加し、その控除の方法も、徵税技術の便宜等をも考へて、各人の算出税額から一人當十二圓を控除することになつた。これを従來のやうに所得額から控除する場合と比べてみれば、税額で十二圓控除することは所得に見積つてみれば勤勞所得の場合なれば一人には二百圓の控除に當るからして、従來の一人當百圓の控除の二倍にも當つてゐる勘定である。

扶養控除

次に分類所得税の徴税方法は、出來得る限り源泉課税の方法、即ち税金を天引する制度を採用して、納税の簡易化を圖つてゐる。即ち配當利子所得及勤勞所得は原則として源泉課税に依るのである。そこで従來の第二種所得税のかゝつてゐた公債、社債、銀行預金利子、貸付信託（合同運用信託となつた）の利益の外に配當金に付ても源泉課税に依ることになつた。

また俸給々料、恩給、賞與等の勤勞所得に付ては、今回全然新たに源泉課税が始められたのである。

而して右以外の所得即ち不動産所得、事業所得等に付ては、大體前年中の實績に依つて賦課徴收することになつたのである。

尙山林の所得と退職所得とは、その他の所得とは餘程性質を異にしてゐるので、これを他の所得と區分して、夫れ／＼その性質に應じて適當なる税率を盛り、また適當な基礎控除を行ふやうになつてゐる。

勤勞所得の源泉課税

右以外は實績課税

山林所得と退職所得

第四 綜合所得税の仕組

所得階級の均衡

「質」と「量」とに依る課税の輕重

五千圓を超える所得に課税

綜合所得税は、分類所得税と併行し兩々相俟つて個人の所得税が出來てゐるのである。分類所得税の方は、比例税率に依るのであるから、これだけでは、所得の大小に因つて起る負擔力の相違に應じた課税をすることが出來ない。そこで別に綜合所得税を設けて、分類所得税とは別個に、それ／＼各人に付て、その人々にはいつて來る總ての所得を綜合合算して、五千圓以上の所得になる人々に限つてその五千圓を超える部分の所得に對して従來の第三種所得税のやうな累進税率を以て課税することになつてゐるのである。そこで分類所得税の方は所得の色分けに従つて『質』の方面から課税し、綜合所得税の方は『量』に従つて、大所得者に重く課税し、所得階級の下の者と所得階級の上の者との間の、負擔の均衡を圖つてゐるのである。

此の綜合所得税は各人の所得の中で、五千圓を超える部分にだけ課税するので、例へば所得六千圓の人ならば、内五千圓を除いて、残りの一千圓だけに課税し、所得一萬圓の人ならば、内五千圓を除いて残り五千圓にだけ課税するのである。綜合所得税の税率は、最低五千圓を超える部分の所得に對する百分の十から、次第に上

昇して、最高八十萬圓を超える部分の所得に對する百分の六十五までの、超過累進税率である。

第五 新所得税と第三種所得税とはどこが違ふか

分類所得税及び綜合所得税の大體の仕組に付ては以上述べた通であるが、それでは從來の第三種所得税とは、主としてどんな點が異つてゐるか、その主要な事柄に付て説明しよう。

先づ第一は、公社債銀行預金の利子等に付ても、綜合課税の建前を採用したのである。

そして從來の所得税では、第一種、第二種、第三種に分れて居つた。第一種が法人、第三種が個人、その間の第二種所得税は一種や三種のやうに、所得を得る人に依つて區別せず、所得の種類に依つて區別するので、即ち公債社債の利子、銀行預金の利子、貸付信託の利益、日本の會社から外國へ支拂ふ配當金又は賞與金、これだけの所得は、法人（賞與は別として）が受取らうが個人が受取らうが、第二種所得税として課けてゐたのである。言葉をかへて之を説明するならば、凡そ世の中に、法人なり個人なりの収入に歸する所得は、財産から生ずるものもあれば、勤勞の所得もあつて、その種類は千差萬別である。

原則として公債銀行預金も綜合課税

従來の第二種所得税とのつり變り

が、そのうちの特定の所得、即ち前に舉げた公債社債の利子以下、第二種に屬するものだけは、その利子なり配當金なりが支拂はれるときに源泉課税即ち天引きをして第二種所得税をかけてゐた。而してその以外の一切切の所得は、それが法人の収入に入るときは之を第一種所得として課税し、また個人の懐ろに入るときは之を第三種所得として課税してゐたのである。

さて然らば、何故に第二種所得と云ふやうなものを別に定めてゐたか、所得税を分つて法人と個人とにすればそれでよろしいので、何もそれ以外に變態的な存在を認める必要はないではないか、と云ふ議論も多かつた。理論上は正にその通りであつて、税制の理想から云つてもさうすることが正しいのはある。ところが、第二種の所得に屬するものは、先づ公債社債の利子、之は多くの場合無記名である、銀行なり郵便局なりでその利子を支拂ふときは、窓口で利札と引換へに渡すので、その利子を受取る者が何某であるかは調べない。であるから結局ある人が公債又は社債を所有して居るか否か、その利子の所得があるか否か、と云ふことは、本人が正直に申告しない限りは、誰にも分らない。銀行預金の利子貸付信託の利益の二つは公・社債のやうに無記名では無い。がその代り口數が非常に多い、銀行から一々氏名住所利子額等を税務署に報告させるといふやうな譯には到底行かぬ、さらばと云つて税務署が銀行の帳簿を引繰り返して調べるといふこともいろ／＼の困

難が伴ふ。かやうに公債、社債、銀行預金、貸付信託から生ずる所得は調査することが困難であり、やむを得ずこれらの利子を支拂ふとき、その支拂の窓口で税金だけ天引して支拂ひ、その天引した税金はとり纏めて政府に納入すると云ふ方法を採用して居たのである。

さう云ふ次第で、今日までやつて来たのであるが、今回の税制改正に當つては、各人間の負擔の均衡、各種所得の種類間の負擔の均衡、その他あらゆる角度から租税の生命とも云ふべき負擔の均衡が強調され、此の際出來得る限りの方策を講じて、從來の第二種所得に付ても、綜合課税を行ひ、従つて他の所得と同様累進課税をも行ふことになつたのである。

綜合課税反對

此の公社債、銀行預金の利子、信託預金の利益に付て、綜合課税すべきか、どうかの問題は、これまで多年議論の的となつて來た點であつて、今回の税制改正に當つても、次のやうな觀點から相當強い反對説もあつたのであつた。その主なる意見としては、

貯蓄獎勵との關係

(イ) 公債利子や銀行預金の利子等を綜合課税することは、現下最も緊要な國策として鐘や太鼓で宣傳してゐる貯蓄獎勵と衝突して、百億貯蓄を阻害するやうな事はないか。

税引利廻の低下

(ロ) 綜合課税の結果税引利廻(税金を差引いた純手取の利廻)を不利にするから、資金が株式や不動産の方面に移動して行くやうになつて、銀行などはその經營が不安になるのではあるまいか、延ては公社債の消化にも悪影響を與へはしまいか。また資金の移動は

結局は全體として恐るべき程度には上らないにしても、一時的な恐怖人氣となつて、財界をさわがせるやうなことになるはすまいか。

公社債の發行條件と關係

(ハ) 資金として投資する場合に、税引利廻の計算がハッキリしなくなる結果として、公社債の發行條件を決定する上に、不便を生じ、或は社債募集などに支障を來すやうなことはないか。

納税道德の退化とならぬか

(ニ) 理窟から云へば、綜合課税の方が公平であることは明らかであるが、そんな理窟は兎も角として、第一綜合課税の實行は極めて困難であつて、却つて脱税を誘ふやうになつて、納税道德を退化させるのではあるまいか。

等々……であつて、そのなかには相當傾聴すべき理由のある意見も少くなかつた。

然し乍ら、税金の生命とするところは、負擔の公平であつて、これはあらゆる反對に向つて押し切つてゆくべき生命線であるので、理窟の上からは誰しも綜合課税することは當然であると認め、何人も理論の上では異論のないところであり、出來得る限りの方策を講じて、此の劃期的な税制の改正に當つて、綜合課税の建前を一貫したいと考へられたのであつた。

そこで色々の角度から検討を加へられた揚句、結局今度の綜合所得税の納税者は、從來の第三種所得税の納税者のやうに、百何十萬人と云ふ人數でなく、僅かに二十萬人内外であつた。

負擔の公平は税の生命線

綜合課税の建前とした理由

はあるし、反對論のやうな懸念も、比較的輕微であらうと豫想されるし、また、從來の通り比例税だけに止めるとすれば、一方配當金などのやうに完全に綜合課税されてゐる産業資本との釣り合ひも悪くなつて、生産力擴充を圖ると云ふ觀點からもよくない影響を與へる虞れがあり、またそればかりでなく今回の改正は一面收入の増加を圖ることをも目標としてゐるので、單に比例税率だけで、或る程度増收を圖らうとすれば、相當高率に税率の引上げを行はなければならぬこととなつて、延ては一般金利の引下げでも行はねば、銀行などの金融業者の採算がとれなくなつて、金融界に却つて大きな悪影響を及ぼすことにもならないとは限らない。それにしても、僅か二十萬人の綜合所得税納税者のために、他の大多數の納税者が、其餘波を受けてひどく税率を引上げられるやうなことは、到底、見のがされない。

然し乍ら、從來やつてゐた第二種所得の特別な取扱は、これは多年の間、行はれて來た制度であつて、これを一氣に變更するのは、各方面に影響するところも、決して少くないと認められるので、綜合課税に當つては、所得金額の四割を控除して課税すると云ふ緩和の途が講ぜられてゐる。また、更にもう一步進んで、當分の内納税義務者の申請ある場合は、綜合課税に代へて、分類所得税の外に、別に百分の十五の税率に依つて、源泉に於て課税して欲しいと云ふことを選擇してもよいと云ふ特別な配慮まで講ぜられてゐるのであ

綜合課税の緩和

綜合課税に代へ源泉課税を選擇

る。

かやうにして、時局柄なるべく金融界に急激な變化を與へないやう、そして國債の消化であるとか、貯蓄の奨励であるとか、戦時財政金融の立場から最も力癩を入れなければならぬ國策に對して、税金の仕組が衝突を來すことのないやうに、萬全の留意が拂はれてゐるのである。

配當の二割控除廢止

株式取得に要した負債利子の控除

分類所得税の場合は一割控除

綜合課税の場合には取りもどす

第二の點は、配當所得の計算方法が變更されたことである。即ち從來の第三種所得税では、配當金に付ては、二割を控除して、八掛を所得とみてゐたのであつたが、かやうに一律に二割を控除するのでは、株を持つのに借金をして持った人と、自分の有金で株を持つた人との間に不公平が起こるので、今回のやうに大げさな増税をやる場合でもあり、この不公平をそのままにしておいてはならぬと云ふので、從來の二割控除をやめて、その代り借金をして株を持った場合には、その借金の利子を控除して、その實際の手取配當に課税することに改められたのである。尙この借金の利子を引くと云ふことは、綜合課税の場合だけであるので、分類所得税の場合には、これに代はる制度として、配當金の一割を控除して、殘額即ち配當金の九割に課税することになつてゐる。尤もこれは所得五千圓以下の人々に對する制度として、さう云ふ人々をネラつての制度であるので、所得五千圓以上の人々に付ては、別に綜合所得税の方で、借金利子の實額を引くことになつてゐるから、さ

清算分配金は配當と看做す

う云ふ高額所得者に對しては、前に分類所得税を拂ふ際に配當の一割をまけて貰つてゐたのを、取りもどして課税するやうな計算をすることになつてゐる。

第三點は、會社などの解散とか合併とかの場合に、清算分配金として受ける金額は、從來は會社の方にだけ課税して、分配を受ける個人の方には課税してゐなかつたが、これはその性質は會社が存続してゐた間に毎年定時總會の決議に依つて分配される正式の配當金と變りがないので、たゞその配當金が株主の手に毎決算期に繰り返してはいるか、一時に纏まつてはいるかの違ひであるので、課税上はこれを配當金と看做して所得税を課けることになつたのである。尤も前に述べたやうに多年の間たまつた所得を一時に纏めて分配する點もあるので、総合所得税をかける場合には、他の所得と分離して、山林所得に課税するのと同様な方法によることになつてゐる。

勤勞控除
総合所得税の
かかる勤勞所
得は一萬圓以
下のときは一
割控除

第四點は、勤勞所得に付ては、從來は總所得六千圓以下二割控除、一萬二千圓以下一割控除であつたが、今度は總所得一萬圓以下のときに一割を控除するだけである。これは所得五千圓以下のときは、分類所得税だけがかかるので、この場合には、基礎控除を七百二十圓も引くことになつてゐて、他の所得よりも恩典が與へてあるから、結局総合所得税の納税者に付て、一萬圓以下のときに一割控除すれば、大體從來と大差ないことになるのである。

實績課税と減
損更訂の廢止

この外從來の個人所得税は豫算に依つて課税してゐたが、今度は總ての所得に付て原則として前年中の實績に依つて課税することに統一されたのである。そしてこれと同時に從來やつてゐた減損更訂の制度は廢止されたのである。然し、災害失業などの原因に因つて非常に困窮し、納税資力がなくなつたやうな場合には、所得税を輕減又は免除し得る途が開かれてゐる。

災害失業免稅

第六 所得税は誰れに課かるか

所得税は國民税であつて、我々國民は多かれ少かれ、兎も角幾らかの生活費を得て暮してゐるのであるが、その生活費を自分の腕で支へてゐる人々は結局所得のある人であるから、所得税を納めなければならぬ。

しからばその所得のある人と云ふのは、正確に云へばどう云ふ者を指すのであるか。所得税法には、所得税の納税義務者の範圍として次のやうな意味のことが書いてある。日本内地に住つてゐる者は、所得税法の規定に従つて原則として所得税を拂はねばならぬ。

内地に住居する者

また日本内地に住まつてゐなくとも、次のやうな場合には、その所得に付ては、例外的

第六 所得税は誰れに課かるか

内地に所得を
生ずる源のあ
る者

に所得税を拂はなければならぬ。

- (イ) 日本内地に財産や營業があるとき
- (ロ) 日本内地で公債社債などの利札を受取つたり、銀行預金や信託預金の利子を受取る

るとき

- (ハ) 日本内地の會社等から配當金を受取る
- (ニ) 日本内地で月給や賞與や退職手當やその他サラリー・マンとしての給與を受取る

とき

多少言葉は違つて居り、また正確に云へば云ひ漏れもあるが、大體かやうな意味のことが規定してある。

それからその頃には、所得税は原則としては個人にだけ課かるのであるが、會社などの法人であつても次のやうな場合にだけは、個人と同様に分類所得税がかゝると規定されてゐる。

法人にも所得
税がかゝる

- (イ) 日本内地で公債社債などの利札を受取つたり、銀行預金や信託預金の利子を受取る
- るとき
- (ロ) 日本内地の會社等から配當金を受け取る

所得税は、所得さへあれば誰れにでも課かる仕組みの、所謂『國民稅』であるが、實際

に、所得税法の規定に依つて、納税をする人々は、以上の條件にあてはまる人々のうちで、所得税法に定めてあるやうな所得を得た場合に限られてゐるのである。

第七 税法施行地

私は、今、日本内地に住まつてゐるとか、日本内地の會社の配當とか、云ふ言葉を用ゐた。之は正確に云ふと、所得税法施行地内に住居するとか、所得税法施行地内の會社の配當……と云ふことになる。その税法施行地とは何か。

日本の領土の中には、舊來の日本——謂はゞ日本内地——と、明治以後に新しく日本に編入された朝鮮・臺灣・樺太——之を外地と謂つて置く——とがある。而してこの内地と外地とは歴史人情風俗すべてが同一に律し難いから、大抵の法律は日本内地に施行して外地には必要なものしか施行しないのである。

【参照】

○明治四十四年法律第三十號

第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○大正十年第三號

第一條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七 税法施行地

税法施行地と
は日本内地の
こと

○明治四十年第二九五號
法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（但書略）

所得税法は（その他の税法も大體同じであるが）、此等の地に施行すると云ふ勅令が無い。即ち日本内地に施行するので、外地には施行しない。従つて、所得税法に依つて所得税を課せられるのは、日本内地に住所又は一年以上の居所を有する個人に限られる。（尤も此の外に日本内地に資産又は營業を有し之から生ずる所得をとる者又は日本内地から前に述べた各種の所得の支拂を受ける者は假令外國に住居しても課税される）従つて日本と何等の關係をもたぬ人が外國に住居して居れば、日本の所得税が課からぬことは云ふまでも無いが、税法上から云ふと、朝鮮……等の外地も亦外國と同じ關係になるので、以上外國及外地を所得税法施行地外と云ひ、日本内地を施行地内と云ふのである。之を云ひかへると所得税法施行地とは、日本の全領土中、外地を除いた地域内、と云ふことになるのである。

尤も右の外地には、所得税法に依る所得税は實施しないけれど、全然税金を課さないのではない。朝鮮には朝鮮所得税令と云ふ特別の法令に依つて、内地の所得税と略同様の税を課する、又臺灣にも、樺太にも、關東州にも、南洋群島にも、夫々所得税令と云ふものがあつて、之は何れも第一種、第二種、第三種と、内地の從來の所得税と略同様の所得税

所得税法は外地には施行されない

所得税の内外地關係

を課することに定められて居る。

であるから、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又は南洋群島は、外國と同様な税法施行地外ではあるが、しかし外國の如く全然所得税法と没交渉では無く、朝鮮に住まつてゐる人々が日本内地で生ずる所得をもつ場合、臺灣、樺太等の各外地に住まつてゐる個人が日本内地で生ずる所得をもつ場合、或は又反對に日本に住まつてゐる個人が此等外地で生ずる所得がある場合には、其の所得に對して外地で課税すれば、それに付ては日本内地の課税を爲さず、またはそれと釣り合のとれた課税をし、日本内地で課する場合は外地の課税を爲さないとか、またはこれと釣り合のとれた課税をすると云ふ特別の規定がある。

關東州や南洋群島は、日本の領土では無いから、法律の施行上は外國と同様の地位に有るのであるけれども、一面租借期間中或は委任統治期間中は日本の統治權の下に在るから此點では外地として領土と同様の關係に立つのである。

第八 納税義務者（人の關係）

所得税法施行地は、日本内地であると云ふ、然らば日本の内地の何に、誰に、どう課税しようとするか。日本内地の人に課するのか、日本内地の所得に課するのか。實

内地に居住する人

はその二つ何れにも課税するのである。

先づ所得税は、原則として日本内地に住所を有する個人に總て課税する(税法第一條)。日本人であらうと外國人であらうと問はない、また所得が日本内地から生ずるものであらうと、税法施行地外から生ずるものであらうと一切に付て課税する。(尤も日本に國籍を有しない者、即ち外國人に對しては、その税法施行地外から生ずる所得には免税する特別の規定がある。)

住所と云ふのは、生活の本據とする場所である。

住所に付ては、民法第二十一條に「各人ノ生活ノ本據ヲ以テ其住所トス」と定められて居るのであるが、之は聊か抽象的な文句で、生活の本據と云ふのは、必ずしも本籍地では無い、また必ずしも現在居る場所でも無い。本籍地以外に住所のある場合は少くないし、又單に下宿その他の滞在の場所必ずしも住所でない。生活の本據と云ふのは生活の中心點である、生活の中心點として定めた場所である。普通の場合に於ては、そこに自分も居れば家族も置く。しかし乍ら自己が常時在住するか又は家族を住はしておくとか云ふことは住所の絶対條件ではない。たとひさう云ふ状態でも別荘の如きは住所とは云へないことが多い。で、遂に住所如何と云ふことは事實について判定する外無いことになるのであるが、これが多く問題になるのは、先づ官吏などの海外出張の如きである。この場合海外に

住、所

出張とか留學の場合

住所を移したとすれば所得税は課けられないし、單に一時的の居所の移轉に止まり住所は依然として日本内地に在るものとすれば、その本俵には所得税を課さねばならぬことになる。さうしてこの海外に出る場合でも、出張もあれば留學もあるし又在外公館勤務若は會社員の海外支店勤務等もある。單に理論上から行けば在外公館若は海外支店に勤務する場合は大體住所を海外に移したものと見るべきであり、之に反して出張と云へば一種の海外旅行に過ぎないのであるから住所移轉とは認めない方が當り前のやうでもあるが、しかし之も用務の性質に依り又は滞在年數の長短に依り必ずしも絶対に名目の如何だけでは斷定し難いのである。

艦船乗組員は

また軍艦、船舶等の乗組員に付ても厄介な問題が起る。内地に一户を構へ家族でも置いて居る場合はよろしいが、單身者等では、この場合はその艦船の根據地又は定繋場を以て住所と看做す外あるまい。現在海軍警備艦船乗組員に付ては、その根據地が税法施行地外に在り而して一年以上税法施行地に歸還しない者は、その根據地を以て住所と看做し、その他の場合は税法施行地内に住所が有るものと認めることに取扱はれて居り、その税法施行地内何れの地を住所とするかは家族關係等に依り又本人の申告に依り適當に認定し、その申告もない場合は所屬鎮守府所在地を以て住所と認めることに取扱はれて居る。海軍以外の船員に付ても大體之に準じて解決さるべきであらう。勿論この取扱は理論上さうある

住所認定の問題は内地間でも起る

べきものであると云ふのでは無く、寧ろ取扱の便宜から一定の方針を定めたに過ぎない。住所の問題は、内地双互間でも亦起る。たとへば日本橋區に營業場があつて東京郊外に住宅があるとか、郷里に大部分の財産、所得をもつて居るが、自分は東京に住つて居るとかの如き場合には、理論上その郊外なり、東京なりの住宅地が住所であることは勿論であるけれども、それがさらに第一の場合に本人は日本橋の營業場で大部分起臥するとか、第二の場合に家族は故郷に置いて本人は單身東京に在ると云ふやうな場合は必ずしも前の理論通りにも決しかねることになる。かう云ふ場合は大體本人の居る場所を住所と認め、且つなるべく本人の意思——申告——を採つて取扱はれて居る。

居所

税法施行地内に住所のある者を納税義務者とする以上は通りであるが、住所はなくとも税法施行地内に一年以上居所(税法第一條)を有する場合は、住所を有する者と同様に納税義務を有する。居所とは、住所の如く生活の本據と云ふ程の場所では無いが、少くとも多少の期間生活を営む場所を云ふのである。であるから學業の爲めとか職業の爲めとか種々なる必要から住所を離れて一定の地に下宿をして居れば、その下宿は居所であると云ふことが出来るが、單に旅行の爲め或る旅館に滞在するが如きは居所とは云へない。税法施行地内に住所を有せずして、居所を有する者と云へば、外國人にして本邦に職業を有する宣教師、學校教師、外國商館員等がその適例である。

さて以上は税法の効力が、人に及ぶ範圍である。即ち日本内地に住所を有する個人、又は一年以上居所を有する個人は、所得税の納税義務者である。

第九 納税義務者 (物の關係)

しかし乍ら、單に以上の如く人を限定して課税するだけでは、日本の内地で發生する所得で、税法施行地外に住居する人に歸屬するものに及ぶことが出来ない。それで、所得税法は、税法施行地内に住所も一年以上の居所もない者でも、それが日本内地から生ずる所得を取得する限りその所得に對してだけは所得税を課する(税法第二條)旨を定めて居る。即ち、

(一) 日本内地に資産又は營業を有つとき。

外國會社なり、外國人なりが日本に支店を有つて營業をして居るとか、日本に不動産等の財産を有つて居つてそれから所得が生ずると云ふ場合には、その營業なり財産なりの所得だけに對しては、日本の所得税を課ける、と云ふのである。尤もこれは外國人と限る譯でなく、税法施行地外に住所を有する日本人が、税法施行地内に資産、營業を有する場合も同様である。唯、外地に住居所のあるものは特別規定が別にあることは前に述べた通り

内地で生ずる所得が海外居住者に屬する場合

資産又は營業

で、その詳細は後に説く。

資産を有するといふことは、不動産の如き有形資産に付てはその所在が明かであるけれども、債権の如き無形の資産は、債権者が税法施行地外であり、債務者が税法施行地内に居ると云ふ場合は、之を施行地内の資産と見るか否かは問題である。現在に於ては債権者の住所に在るものと認めることに取扱はれて居る。

- (一) 日本内地で公社債又は預金、信託預金の利子等の支拂を受けるとき。
- (二) 日本内地の法人から、配當金等の支拂を受けるとき。
- (三) 日本内地で、俸給給料や、年金、恩給や、賞與や、退職手當などの支拂を受けるとき。

これ等(一)(二)(三)(四)の詳細に付ては、後で述べるが、要するにかう云ふ所得の支拂を受けるときには、内地で生じた所得を受けるのであるから、住所や居所がなくても所得税を課けるのである。

これは、日本内地で受ける公社債の利札や、預金の利子等、それから日本内地の会社の配當金、それから日本内地で支拂を受ける月給や賞與金や退職手當で外國在住の者に支拂はれる場合には日本内地で生じた所得が外國へ流出するのであつて、此等の所得に對しては、それが外國在住者であれば、普通なれば日本の所得税をかける譯には行かぬ。然るに

公社債の利子
株式の配當等
俸給・年金・恩給
給料・料給
與給

海外に流出する所得の源泉課税

之が日本内地に居住してゐる者に支拂はれる場合には、それ／＼その所得者に對し、分類所得税なり、総合所得税なりが課せられるに拘らず、外國へ流出する場合は所得税は課けられないと云ふのでは困る。そこで之も亦外國へ支拂ふときに税金の天引——源泉課税を行ふこととしたのである。(税法第二條)

第一〇 納税義務者 (法人の場合)

法人にも所得税

次に改正所得税は原則として個人にだけ課かるものであることを前に一言したのであるが、法人も例外として所得税の納税者になる場合があるのである。

即ち法人が内地で公債の利子、社債の利子、預金の利子、合同運用信託の利益の支拂を受けるとき、それから内地に本店のある會社等から利益配當等を受けるときに限つて、これ等の所得に付てだけは法人と雖も納税義務があるのである。(税法第二條)

つまり法人も、配當利子所得に對する分類所得税に付てだけは、個人並みに所得税の納税義務者になるのである。尙法人のことに付ては、法人税を述べるときに、所得税のことも併せて、詳しく述べることにする。

即ち、わが國の所得税法の效力の及ぶ範圍は、地域的には日本内地、人的には日本内地

第一〇 納税義務者 (法人の場合)

法人の受ける配當利子所得

に住所又は一年以上の居所を有する者、物的には日本内地の資産、營業の所得及日本内地から支拂はれる色々の所得……と云ふことになるのである。

第一一 納税義務はいつから始まるか

住所を有する時期

(イ) 住所又は居所を有する時期
日本内地に住所を有し、又は一年以上居所を有すれば、原則として所得税の納税義務者となる資格があることは前述の通りである。

ところで、然らば住所又は居所は何時から之を有することを必要とするのであるか、例を擧げて見るならば、昭和十五年分の所得税は、昭和十四年から内地に住所又は居所を有する者に課せるか、昭和十五年一月に入つて之を有するに至つた者はどうか、さらに昭和十五年の中途で之を失つた者はどうか、と云ふ疑問が起きよう。

年の中途から住所を有したとき
年の中途から住所を失つたとき

税法の解釋としては、年の中途に於て住所を有するに至つた場合も、亦年の中途で之を有しないやうになつた場合も共に、その年分の課税をすることに取扱はれて居る。尤もたとへば、税務署で調査の上決定して賦課するものであれば、毎年五月(昭和十五年は六月)の所得調査委員会を終り決定を了した場合には、もう六月になつてから、住所又は居所を

有するやうになつても、その年分は決定する機会が無いことになる。但し本人から納税義務の申出があれば、追加決定することは出来る。反對に五月に決定をした者が八月に到つて、住所を外國に移したと云ふやうな場合も、その年分の税額は減らさないで其の儘課税する外は無いのである。

然らば三月から住所を有した、又は五月住所を失つた、と云ふやうな場合に、その年分の所得は、住所を有する間の分を計算するか或は一ヶ年分を計算するか。

住所を有しない期間でも、資産營業に付ては一年分

この場合には原則として住所(又は一ヶ年以上の居所)を有する期間の所得に付てだけ計算すべきものである。蓋し、住所を有しない者は元來所得税法の支配を受けない者である。従つて支配を受けない期間の所得は又所得税法の所得に算入すべきもので無い。しかしその所得が、日本内地に於ける資産又は營業から生ずるものである場合は格別である。この場合、この所得は本人の住所如何に拘らないで、もともと所得税法の支配を受けるのであるから住所を有しなかつた期間分と雖も算入することは當然である。住所又は居所の認定については、日本内地に到着して一定の住所を定めた日から住所を有する者として、又日本内地の住所又は居所を出發した日の前日迄之を有したものととして取扱はれるが、朝鮮、臺灣、關東州及樺太等の外地では、各其地の所得税令に依つて第三種所得税が施行されて居るから、他の税法施行地外とは趣を異にする。

外地との關係

即ち朝鮮、臺灣、關東州及樺太又は南洋群島には、第三種の所得税が、殆んど内地の舊所得税の仕組と同様の規定で施行せられて居るので、個人の所得税については、日本内地で課税すれば、再び朝鮮、臺灣、關東州及樺太で課税せず、或は課税するに付ても、これと調節をとつた課税方法によるのである。反對に朝鮮、臺灣、關東州及樺太で課税すれば日本内地では之に課税しないと、或はこれと調節をとつた課税方法によるのである。この點は後にのべる。

資産又は營業を有する時期

(ロ) 資産又は營業を有する時期

内地に資産又は營業を有すれば、住所や居所がなくても納税義務があるが、それでは資産や營業を有するかどうかについては、その資産が動産不動産の如き有形資産であれば、自からその所在は明瞭であるが、債権の如き無形資産は、その何れに在るものと認むべきか、換言すれば、債権者の住所を以て資産の所在地とするか、債務者の住所を以て所在地とするかは、民事手續に關する法令等に於ては寧ろ債務者の住所を主とするやうであるが、所得税法上の取扱は、債権者の住所を以て所在地とすることになつて居る。日本内地の債務者が、税法施行地外の者に向つて借入金の子を支拂つても、その者には所得税は課さぬ。(公社債利子等の如く、後に述べる甲種の配當利子所得に對する分類所得税は利子支拂地の如何に依つて課否を決するので、多少趣を異にする)

資産の所在

營業場のある場合

又、俸給、給料、賞與、恩給、年金の如きは資産より生ずる所得でないから、資産とはみないが、前述のやうに、日本内地に住所も居所も無い者が、日本内地の官公署、會社等から俸給、給料、歳費、年金、恩給又は賞與等を支給せられれば、やはり分類所得税がかかる。

營業を有するかどうかは、本店、支店、その他の營業場があるかないかに依つて決まるので、これは比較的明瞭である。尤も出張所などで、實際上取引の中心となつたり、營業上の契約を取り結んだりしないところは、營業場とはみない。

この資産や營業を有するかどうか、その有する時期は、本年これを有しなくても、前年中にこれを有してゐて、何がしかの所得があつたと云ふ事實があれば、これに向つて課税するのであつて、(イ)の場合の住所や居所の要件とは少しく趣が異つてゐる。

資産營業

(ハ) 内地で受ける預金利子や配當等

海外に居住してゐても、内地で、公・社債の利子や預金の利子等を受ければ分類所得税がかかるのであるが、その場合には、内地居住者よりも高い税率でかかるのである。そこで此の條項に當てはまるか、どうかは、その利子等の支拂の確定したとき現在でおさへるのである。

配當利子

(ニ) 内地で受ける俸給、給料等

第一一 納税義務はいつから始まるか

内地で受ける
給與

海外居住者の
所得の配當
勤勞所得

海外に住所を有する者でも、内地で給料や賞與の支拂を受けるときは、分類所得税が天引されるのである。

それ故、外國人の教師やキリスト教の牧師などが、渡來してきた場合には、その月から給料や賞與の天引をはじめることになる。

要するに、これ等の所得を受けるときに内地に居住しない人であれば、この條項にあてはまるので、本年中とか、前年中とか云ふ問題はないのである。

尙右の(イ)と(ロ)とは分類所得税分と総合所得税との兩方が課かるが、これに反して(ハ)と(ニ)に對しては分類所得税だけで、総合所得税はかゝらぬ。その代り此の外國居住者の受ける(ハ)の所得とそれから(ニ)の所得の内利益割賦の賞與に對しては分類所得税の税率が百分の五づゝ餘計にかゝる仕組になつてゐる。

第二二 納税義務のない場合

凡そ日本内地に住、所を有する限り、若くは一年以上居所を有する限り、何人にも納税の義務があり、さらに住居居所を有しなくとも、日本内地に資産又は營業を有し、或ひは各種の所得の支拂を受ける者は、その資産又は營業から生ずる所得とか又はその支拂を受け

る所得に付てだけ納税の義務があることは、前に述べた通りである。これは勿論日本人たると否とを問はず適用せられるのではあるが、唯一二例外に屬するものがある。

(イ) 納税義務の無い者

それは人本位に所得税の免ぜられる場合と、これ／＼の所得には税を課けぬと云ふ風に物本位に所得税の免ぜられる場合とに大別される。

特殊の身分に基いて當然税法の適用のない場合としては、長い話であるが、先づ天皇陛下をはじめ奉り、皇族の方々があらせられる。

それから、國際法上からくる場合がある、即ち外國の君主・大統領及其家族、大使、公使、外交官たる大公使館員等は何れも税法の適用を受けないのである。

仍ほ右以外の領事、貿易事務官並にその附屬吏員等に對しては、其の本國に於て本邦の同一吏員に對し課税しない場合に限り相互的に課税しないことに取扱はれてゐる。尤も此等の者が内地に於て營利事業を營む場合には全部の所得に課税するし、又従僕、料理人等は附屬吏員と認められないからその所得全部に對して課税されるのである。

所得税は原則としては個人にかゝるのであるが、例外として、配當利子所得に對する分類所得だけは法人にもかゝることは前述した通りである。

ところで、單に「法人」と云つてもその範圍は中々廣い。先づ國家の分身とも云ふべき

人本位に納税
義務のない場
合

特殊の身分に
基くもの

府縣・市町村の如き自治團體或は之に準すべき府縣組合とか、市町村組合とか、之等は皆法人であつて而も公法上認められた公共團體であるから之を公法人と云ひ、此等以外の法人を私法人と云ふ。私法人の種類乃至範圍も中々廣いのであつて、赤十字社、濟生會、愛國婦人會等の如き民法第三十四條に依つて設立された法人（之を公益法人と云ふ）もあれば、産業組合、輸出組合、住宅組合等の如く夫々特別の法令に依つて設立された法人もある。（此等の法人の事業は必ずしも公益とは限らないけれども、その存立を認める趣旨は或は産業保護或は社會政策等の國家的見地に出でたものであるから、假りに之を半公益法人と謂つて置く）

此等の公法人及之に準すべき法人及公益法人に對しては、所得税法に於て所得税を課さぬ（税法第四條施行規則第一條）と云ふ規定があり、半公益法人に付ては夫々の特別法に於て所得税を課せずと規定されて居るから、結局納稅義務者は、民法の營利法人と、商法の會社とに限られることになり、而も民法の營利法人には、商會社の規定が準用されるから、遂に所得税の課かる法人は會社に限られるといふことになり、それ以外の公法人、準公法人、公益法人、それから半公益法人には所得税はかゝらないのである。

【参照】
○民法

第三十四條 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益ニ關スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ目的トセルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコトヲ得
第三十五條 營利ヲ目的トスル社團ハ商會社設立ノ條件ニ從ヒ之ヲ法人ト爲スコトヲ得
前項ノ社團法人ニハ總テ商會社ニ關スル規定ヲ準用ス

所得稅非課稅法人一覽表

一、所得稅法の規定に依るもの

(イ) 公共團體

北海道、府縣、市町村、府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内の區、町村制を施行しない地に於ける町村に準すべき團體、市町村學校組合、町村學校組合、學區、水利組合、水利組合聯合會、耕地整理組合、耕地整理組合聯合會、北海道士功組合、重要物産同業組合、重要物産同業組合聯合會、森林組合、森林組合聯合會、酒造組合、酒造組合聯合會、同中央會、水産組合、水産組合聯合會、外國領海水産組合、外國領水産組合聯合會、畜産組合、畜産組合聯合會、農會、水産會、商工會議所。

(ロ) 公共團體に準すべきもの

法律、勅令又は軍令に基き組織したる團體にして組織員の強制加入を認めたるもの

(例) (一)茶業組合 (二)茶業聯合會議所 (三)茶業中央會議所 (四)國有鐵道共濟組

第二二 納稅義務のない場合

- 合 (五) 專賣局現業員共済組合 (六) 逓信部内職員共済組合 (七) 陸軍共済組合
- (八) 林野現業員共済組合 (九) 警察共済組合 (一〇) 海軍共済組合 (一一) 土木事業従業員共済組合 (一二) 製鐵所共済組合 (一三) 造幣局共済組合 (一四) 郡市水産會、道府縣水産會、帝國水産會 (一五) 郡市醫師會、道府縣醫師會、日本醫師會 (一六) 道府縣齒科醫師會、日本齒科醫師會、郡市齒科醫師會 (一七) 道府縣藥劑師會、日本藥劑師會 (一八) 道府縣獸醫師會、日本獸醫師會 (一九) 將校集會所、准士官下士集會所 (二〇) 陸軍酒保 (二一) 健康保險組合 (二二) 陸軍將校團、陸軍主計團、陸軍々醫團、陸軍獸醫團。

公益法人

- (一) 公益法人
民法第三十四條に依り設立したるもの

神社

- (二) 神社
- (ホ) 法人たる宗教團體(寺院、教會等、佛堂も當分の内は存在するが、今後二年以内に法人たる宗教團體になる)

法人たる宗教團體

- (ハ) 朝鮮、臺灣、關東州、樺太の公共團體にして各其地の所得稅令に於て所得稅を課せずと規定せられたるもの

一、特別法の規定に依るもの

- (イ) 産業組合 (産業組合法第六條)
- (ロ) 産業組合聯合會 (同法第八一條)
- (ハ) 産業組合中央會 (同法第九二條)
- (ニ) 住宅組合 (住宅組合法第一六條)
- (ホ) 輸出組合 (輸出組合法第三三條)
- (ヘ) 重要輸出品工業組合 (重要輸出品工業組合法第三八條)
- (ト) 重要輸出品工業組合聯合會 (同法第三三條)
- (チ) 産業組合中央金庫 (産業組合中央金庫法第八條)
- (リ) 漁業組合及同聯合會 (漁業法第四五條)
- (ヌ) 海外移住組合及同聯合會 (海外移住組合法第一四條)
- (ル) 農業倉庫 (農業倉庫業法第一四條)
- (ヲ) 商工組合中央金庫 (商工組合中央金庫法第三二條)
- (ワ) 肥料製造業組合 (主要肥料業統制法第九條)
- (カ) 日本競馬會 (競馬法第一六條)

非課稅所得

(口) 非課稅所得

所得稅の課稅標準は原則として納稅義務者の全所得額を目標とするは是に當然である。

第一二 納稅義務のない場合

從軍人及軍
族の俸給手當
及賞與

唯しかし、各人の所得中には、擔税力の乏しいもの、計算の困難又は不能のもの等があつて仍ほ若干の例外を認める必要がある。即ち税法に於て特に所得税を課しない旨を規定して居る所得がある。左の各項の所得は、即ちそれである。(税法第十一條、第三十九條)

一、軍人及軍屬の從軍中の俸給、手當及賞與、從軍中とは所謂戰時勤務に服する期間を云ふので、即ち陸軍戰時給與規則第六條、第十六條、海軍戰時給與規則第二條、第六條、第二十條の増給を受ける期間を以て從軍中と看做すことに取扱はれて居る。仍ほこの期間中に支給された賞與も亦課税外に置かれる。

要するに戰時非常の場合に於ける軍人優遇の精神から免税するものである。

但し以上の規定は、軍人が、軍人として受ける俸給及手當に限るのであるから、文官が陸海軍に召集されて文官補給を受ける場合の補給額の如きは免税の範圍外である。

【参照】

陸軍戰時給與
規則

○陸軍戰時給與規則

第六條 戰地ニ出發ノ者ハ出發ノ日ヨリ歸着ノ日又ハ給與停止ノ前日マテ准士官以上軍屬ニハ俸給五分ノ二、下士ニハ給料四分ノ二ヲ増給ス但シ……

(第二項以下略)

第十六條 戰時若ハ事變ノ爲メ繁劇ノ事務ニ從事スル部隊ニアル者ハ其ノ期間准士官以上及文官ハ俸給五分ノ一、下士以下ハ給料四分ノ一ヲ増給ス其ノ部隊ハ陸軍大臣之ヲ定ム

海軍戰時給與
規則

○海軍戰時給與規則

第二條 軍人軍屬ニシテ戰地ニ在ル者又ハ派遣セラルル者並戰地ニ在ラサルモ特別ノ命令ニ依リ對敵ノ行動ヲ取ル者ニハ左ノ區別ニ依リ増俸ヲ給ス

一、……

第六條 戰備完成ノ各部、各隊及艦船艇ノ軍人軍屬ニハ戰地若ハ臨戰合圍地境ニ發航ノ前日又ハ戒嚴布告若ハ宣告又ハ戰地トナリタル日ノ前日迄第二條第一項増俸ノ半額ヲ増給ス

第二十條 戰時若ハ事變ニ際シ繁劇ノ職務ニ従事スル各部、各隊及艦船艇ノ軍人軍屬ニハ其ノ期間第二條第一項増俸ノ半額ヲ増給ス其ノ各部、各隊及艦船艇ハ海軍大臣之ヲ定ム

○明治三十七年勅令第二百六號

文官ニシテ陸海軍ニ召集セラレ陸海軍ニ於テ俸給ヲ受クル者ハ其ノ間文官俸給ノ支給ヲ停止ス但シ陸海軍ニ於テ受クル俸給ノ額文官俸給額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ハ奉職官廳ニ於テ文官俸給ヨリ之ヲ補給ス

二、傷痍疾病者ノ恩給遺族ノ恩給及年金、傷痍疾病者ノ恩給と云ふのは恩給法第四十六條乃至第四十八條(舊官吏恩給法第三條第一號、第二號、舊軍人恩給法第四條第二號、第三號)の如く、職務に依り傷痍を受け若は疾病に罹つて退官又は退職したために受ける恩給(退隱料を含む)だけを指すのである。

尙傷病年金を受ける者が支給せられる普通恩給、増加恩給、傷病年金、一時恩給、傷病賜金に付ても總て免税される。

第二二 納税義務のない場合

次に遺族の恩給年金と云ふのは、恩給法に依つて遺族に支給せられる扶助料、一時扶助料のことである。尙金鵒勳章年金令に依つて遺族に賜はる年金もこの條項に依つて免税される。

地方公共團體その他法人又は個人が支給する恩給で、その性質が全く恩給法の前記恩給と同様の性質のものは、本項に準じて課税外の取扱をする。

此等は何れも主として鰥寡孤獨若くは傷病者の唯一の生活資源と認むべきものであるから課税外に置いたのである。

【参照】

○恩給法

第四十六條 公務員公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具廢疾ト爲リ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及増加恩給ヲ給ス

公務員公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之カ爲不具廢疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ新ニ普通恩給及増加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受クル増加恩給ヲ不具廢疾ノ程度ニ相應スル増加恩給ニ改定ス

前章ノ期間ヲ經過シタルトキト雖恩給審査會ニ於テ不具廢疾カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ決議後之ニ相當ノ恩給ヲ給シ又ハ改定ス

(第四項略)

第四十七條 前條ノ規定ハ准文官、陸軍ノ見習士官、海軍ノ候補生以外ノ準軍人又ハ準教育職員

ニシテ在職中公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノ及陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ候補生ニシテ公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノニ付之ヲ準用ス

第四十八條 公務員ノ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做ス

(以下略)

第七十三條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ遺族ニハ妻、未成年ノ子、夫、父、母、成年ノ子、祖父、祖母ノ順位ニ依リ之ヲ扶助料ヲ給ス

- 一、在職中死亡シ死亡ヲ退職ト看做ストキハ之ニ普通恩給ヲ給スヘキトキ
- 二、普通恩給ヲ給セラルル者死亡シタルトキ

(以下略)

三、旅費、學資金、法定扶養料 以上は特に説明の要もないと思ふが、法定扶養料と云ふのは民法上の扶養義務に基き給與を受ける場合の扶養料を意味する。旅費は實費の辨償を趣意とするものであり、學資金は之を受くる子弟の所得と云ふよりも寧ろ支出する父兄の失費と認むべきものであり、さらに法定扶養料に到つては前號の扶助料以上に貧困者の僅かなる生活資源であるからと云ふ理由を以て夫々課税外に置いたものである。

四、郵便貯金利子及當座預金の利子で日歩三厘以下のもの 郵便貯金は説明する迄もない。小切手を以て引出す當座預金であつて、元本百圓に付日歩三厘以下のもの利子は、元來利殖を目的とするものではなく、金錢出納の用具としてゐるので、所得税を免除する

第二二 納税義務のない場合

旅費
學資金
法定扶養料

郵便貯金の利子
及當座預金の利子

元本三千圓以下の銀行貯蓄預金、産業組合貯金等の利子

のである。

五、元本三千圓以下の銀行貯蓄預金、産業組合貯金等の利子、銀行貯蓄預金と云ふのは貯蓄銀行法第一條の預金である。産業組合貯金と云ふのは信用組合の貯金等であるが、その他左記の預金もこれと同様所得税が課からぬ。これ等は何れも元來零細なる資金であるから、その元本が三千圓以下の場合には課税外に置くのである。

(イ) 工業組合、商業組合、貿易組合の貯金又は預金

(ロ) 右の組合の聯合會及商工組合中央會の預金

(ハ) 恩給金庫及庶民金庫の預金

それから元本三千圓の計算方法であるが、支拂を受ける利子金額を年額に換算して、これをその預金なり貯金の年利率で除して元本を計算するのが原則である。

若し同一人が同一の預け先に對して二口以上の預金なり貯金をしてゐるときは、その全部の預金なり貯金の元本を合算して三千圓なりや否やを判定するのである。(施行規則第八條)

それで當面の受領利子に對して課税か免税かを決定する爲に、他の利拂期の到來せぬ預金に付てそのとき利拂期の到來したものととして、假定の利子を算定し、その元本を右に述べた方法に依つて計算せねばならないのであるが、これは相當多數でもあるから、當分の

元本三千圓の計算方法

當分の内便宜の方法に依る

内は便宜取扱として次のやうな方法を認められることとなつてゐる。

(一) 一口の元本三百圓未満程度のもは強ひて合算するに及ばない。然しその預金自體の利子は他の預金と合して三千圓以上なれば課税するのである。

(二) 利拂期の到來せぬ預金の元本額は、利子計算期間中に元本に異動のないものは一見明瞭であるから、その元本を以て合算に用ひることといふまでもないが、利子計算期間中に元本に異動のあるものは、課否如何の對象となつてゐる預金の利子の利子計算期間に屬する各月末現在に於ける元本額を平均して、合算すべきものの元本を計算してもよいし、又はその課否如何の對象となつてゐる預金の利拂期現在に於ける元本額を以て直に合算すべきものの元本としてもよいのである。

【参照】

○貯蓄銀行法第一條 左ニ掲クル業務ヲ營ム者ハ之ヲ貯蓄銀行トス

一、複利ノ方法ニ依リ預金ヲ受入ルルコト

二、一回十圓未満ノ金額ヲ預金トシテ受入ルルコト

三、豫メ拂戻ノ期間ヲ定メ定期又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ預金ヲ受入ルルコト

四、期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金額ヲ受入ルルコト

○産業組合第一條第一項(抄)

第一二 納税義務のない場合

本法ニ於テ産業組合トハ組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲左ノ目的ヲ以テ設立スル社團法人ヲ謂フ

- 一、組合員ノ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト（信用組合）
- 二、……

商業組合、工業組合等にもこれに準じた規定がある。

六、乙種の事業所得中、營利の事業に屬せざる一時の所得、これにはいろいろなものがあるが、祖先傳來の寶物を賣つた所得とか、營業品でない資産（住宅等の如き）を賣つた所得と云ふやうなものがその例である。經常的の收入でなく而も全然營利の目的を有しないと云ふ點に於て擔稅力が弱いと認めたのではあるが、單に廣く之を課稅外に置くとときは課稅してもよさうな所得も無いでは無い。たとへば貯蓄のために所有して居つた勸業債券の割増金に當籤したとか、又假りに營利の目的で所有したのでは無いとしても、其の所有株券とか都市の郊外の土地の騰貴とかに依る利得の如きは之を除外する理由は乏しいやうである。唯調査の困難な爲で課稅技術上除外して有るに過ぎない。

本號に該當する所得は『乙種の事業所得中の營利事業でない』と云ふこと、『一時的の收入』であることが要件である。たとへば官吏その他の賞與は營利事業ではないかも知れぬが年々繰り返すを常態とするから一時的と云へぬ。従つて之には課稅するが、退官退職

營利の事業に屬せざる一時の所得

の賜金とか慰勞金とか云ふやうなものは一時限りだが、乙種の事業所得でなく退職所得だから課稅する。勳章の年金も年々繼續して支給せらるゝものであるから課稅するが、遺族が賜る場合は一時の收入に屬するから課稅しない。尤もこれは前記の遺族に賜る年金に當るから、その條項で課稅外となると云つた方が正しい。

【参照】

○金鷄章金令第三條 本今年金受領者死亡シタルトキハ五年ニ滿ツル迄遺族ニ其ノ年金ヲ賜フ

前項ノ場合ニ於テ年金受領期間本人及遺族ヲ通シテ五年ニ滿タサルトキハ五年ニ滿ツル迄遺族ニ其ノ年金ヲ賜フ

外國人の外國から生ずる所得

七、日本の國籍を有せざる者の本法施行地外に於て生ずる資産、營業又は職業より生ずる所得、日本内地に住所又は一年以上居所を有する者には、その全所得に對し課稅すること既に屢々述べた通りであるが、しかし、その全所得と云つても、外國人が外國で取得する所得まで、單に日本内地に住居所があると云ふだけの理由で課稅を及ぼすのは妥當でない。さう云ふ理由からこの規定を定めたのであるが、實際上日本内地に住所を有つ外國人が外國で取得する所得と云ふやうなものは極めて稀であらうし、假りに有つたところで本人の申告でも無い限り調査の途はない譯であるから、大體至當の規定であらう。但し日本に國籍を有する者ならば、外國に於ける所得でも課稅することは勿論であるから、日本人

外地は内地と
みる

特別法に依る
非課税所得
復興貯蓄債券
の利子
貯蓄債券の利
子
外國船舶の所
得
一般租税公課
を免ずるもの

が外國に於て資産を有し營業を有し、或は職業を有してそれらの所得があれば、日本内地の所得と合して課税するのは言ふまでもない。

仍ほ以上外國の所得と説明したが、之は正確に云へば標題の通り、税法施行地外の所得を除外するのである。しかし税法施行地外のうち朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島はこの規定の適用上は税法施行地外としない。日本内地と同様に扱はれる。

所得税を課せざるもの、以上述べた七項は税法に於て所得税を課税しないと定めた所得である。その外にも、一般に所得税を課せざるもの、或はもつと廣く租税公課を課せずと定めたものがある。

所得税を課せずと云ふ規定のものに、復興貯蓄債券の利子がある。尤も元來之は公債社債の利子であるから、若し課税するとすれば個人は勿論法人にもかゝるのであるが、所得税及法人税を課さないものであるから、個人は勿論法人が取得するときも課税されない。また資金調製法の規定に依り勸業銀行の發行する貯蓄債券の利子にも所得税を課しない。仍ほこの外、外國人の所有する外國船舶の所得については、相互的に免税することになつて居るが、之は個人として例の稀な事項であらうと思はれるから、法人税の項に説明する。

一般の租税公課を免ずるものは、軍事救護法に依る救護金品、健康保険法に依る保険給

付金品である。彼は老練遺孤の生活資源であり、此は労働者の疾病療養費である點に於て素より租税公課の標準外とするのは當然であるが、何れも實際に於て所得納税者階級にはかゝる該當事實は稀有であらう。

【参照】

○軍事救護法第十七條

本法ニ依リ給與ヲ受ケタル救護金品ヲ標準トシテ租税其ノ他ノ公課ヲ課セス

○健康保険法第六十九條

保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租税其ノ他ノ公課ヲ課セス

免稅所得

重要物産の製
造、採掘又は
採取の事業の
所得
製鐵事業の所
得

所得税を免除するもの、所得税を課せざるものと云ふのは、全然所得の計算から除外するものを意味するが、爰で所得税を免除するものと云ふのは、特別の條件に依り免税するものを云ふ。それは重要物産の製造、採掘又は採取の事業の所得と、製鐵業の所得とである。以上二つのものは、それが法人組織であれば法人税が免除されるし、個人經營であれば所得税が免除されるのである。尤も製鐵業の所得は全部が當然免除されるといふのではなく、その所得が資本金の年百分の十を超過する場合には其の超過部分に對してのみ課税されることは法人の場合と同様であるが、個人經營の製鐵業といふのは極めて稀である。免税の要件は、所得の申告期限（この期限は法人と個人とは違ふが……）までに、所得の申告と同時に免税の申請をすること、その他はすべて法人税の場合と同様であるから茲

國民の所得は
すべて國民稅
の課稅對象

では説明することを省略する。

第二三 分類所得稅の課せられる所得

さて、以上の如く、所得稅の課せられる所得は、大體に於て個人の所得であり、而もそのうち或るものは課稅外に置き或るものは免稅する。と云ふと甚だその範圍が狭いやうであるが決してさうでは無い、既に述べたやうに課稅外のもの、免稅のもの、項目を擧げて數へればこそ十指に餘るけれども、その何れもが、誰にも有る所得でない、否寧ろ稀有のものが多い、戰時も從軍中の軍人、軍屬は國民のうち的一部分の人々であり、痲疾病恩給者や遺族の人々が世間にそんなに澤山あるものでもない。——製鐵業にしても、重要物産の製造業にしても、その所在到る所にさう大規模な企業がある譯では無い。

要するに免所得稅や課稅外所得を有つものは國民の一部分に過ぎない。或はその國民の所得中的一部分に過ぎない。他のあらゆる所得——それは一定限度以上の生活費を自分で働き出し得るすべての國民の所得は、すべて個人の所得として、所謂國民稅の課稅標準となるのである。

まづ分類所得稅の課せられる所得であるが、この分類所得稅と舊第三種所得稅とはどこ

分類所得稅と
舊第三種所得
稅との相違

が異つてゐるか。その主要な點に付ては、既に前述したが細目に互つて次に述べよう。

分類所得稅は、個人の一切の所得をその性質によつて不動産所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得、退職所得の六種目に分類し、それぞれの負擔力に應じて各々異なるところの比例稅率を以て課稅することになつてゐる。尤も山林の所得と退職所得に對しては簡單な累進稅率となつてゐる。而して、甲種の配當利子所得に對する分類所得稅は大體に於て舊法の第二種所得甲に對する所得稅と同様であり、甲種の退職所得に對する分類所得稅は舊法の第二種丙に對する所得稅と同様であつて、その他の所得に對する分類所得稅も大體からいへば舊法の第三種所得に對する所得稅とよく似てゐるのであるが、詳しく云へば次の諸點が異つてゐる。

まづ甲種の配當利子所得と第二種所得甲との相違する點は次の通りである。

(イ) 分類所得稅は公債の利子、社債の利子、銀行預金の利子等の外に株式配當等に對しても課稅せられる。而して配當に付ては其の收入の一割控除することになつたし、合同運用信託の範圍と貸付信託の範圍も變つてゐる。

(ロ) 舊所得稅では免稅となつてゐた元本三千圓を越ゆる銀行貯蓄預金の利子、産業組合貯金等の利子に對しても課稅せられることになつた。

次に退職所得と第二種所得丙とは、支拂者の異なる毎に控除する金額が舊所得稅では五

甲種の配當利
子所得と第二
種所得甲

退職所得と第
二種所得丙

其の他の所得
と第三種所得

千圓であつたのが、分類所得税では一萬圓に変更され、税率が改正されてゐる。尚其の他の所得と第三種所得とは次の諸點が異つてゐる。

- (イ) 分類所得税の税率は原則として比例税率である。
- (ロ) 給料、賞與等の勤勞所得に付ては新に源泉課税の制度を採用した。
- (ハ) 第三種所得税は免税點が千圓となつてゐるが、分類所得税では勤勞所得に付七百二十圓事業所得に付五百圓の基礎控除を行ふ制度に依つてゐるのであつて、例外として不動産所得に付て二百五十圓の免税點を設けてゐる。
- (ニ) 扶養家族の控除制度に付ては第三種所得税に比べて分類所得税では、扶養家族に新に妻を加へ、控除申請を爲し得る者の範圍を三千圓から五千圓までに擴張し、扶養家族一人當りの控除金額に付ても、舊法の百圓から、百五十圓となり、それも所得金額から控除する制度を、税額から百五十圓に百分の八を乗じて税額程度に換算した金額を控除する制度に改められた。
- (ホ) 分類所得税では甲種の事業所得（營業所得）を計算するときは、臨時利得税は一應經費とは認めないで置いて、當年分の臨時利得税を控除することに改めた。
- (ヘ) 分類所得税では乙種の事業所得（營業以外の事業所得）の内水産業の所得の計算方法が、前三年の平均によることに改められた。

分類所得税の
課税所得

六種に分たれる

不動産所得

- (ト) 生命保険料の控除に付て、舊第三種所得税よりも分類所得税の方が廣くなつて、徴兵保険、健康保険も生命保険とみて其の保険料を控除することになつた。
- (チ) 生命保険料の控除は、舊第三種所得税では所得金額から保険料を控除してゐたが分類所得税では、税額から保険料額の程度に應じ税額に換算された一定額を控除する制度に改められた。
- (リ) 各種の所得を通じ、原則として前年中の實績に依り計算することに改められた。その結果として減損更訂の制度は廢止された。

分類所得税の課税所得

さて分類所得税は、所得をその性質によつて、資産より生ずる所得、勤勞より生ずる所得、資産と勤勞との共働に依つて生ずる所得と云ふ見方に依つて區分し、その種類に應じて税率、免税點、控除、課税方法を異にすることとして、各種の所得の間に於ける租税負擔の均衡を得るやうに仕組まれ、同時に課税方法の簡便化をも期せられたのである。

先づ所得を不動産所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得、山林の所得、退職所得の六種に區分してゐる。

(イ) 不動産所得

不動産、不動産上の權利、船舶の貸付に因る所得（永小作權、地上權の設定などに依

つて他人に不動産、不動産上の権利、船舶を使用せしめる場合を含まれてゐる。然しもしもその所得が甲種の事業所得として課税せられる所得であれば、不動産所得としては課税されないのである。

(ロ) 配当利子所得

甲種 内地で支拂を受ける公債の利子、社債の利子、法人に對する預金の利子、合同運用信託の利益、内地に本店又は主なる事務所を有する法人から受ける利益若は利息の配當又は剰餘金の分配。

乙種 營業でない貸金の利子、甲種に屬しない公債の利子、社債の利子、預金の利子、合同運用信託の利益、法人から受ける利益若は利息の配當又は剰餘金の分配。

(ハ) 事業所得

甲種 左に掲げる營業から生ずる所得

物品販賣業（動物、植物その他普通に物品と稱しないものの販賣をも含む）
金錢貸付業

物品貸付業（動物、植物その他普通に物品と稱しないものの貸付をも含む）

製造業（瓦斯、電氣の供給、物品の加工修理をも含む）

運送業（運送取扱をも含む）

勅令指定の營業

倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫眞業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鑛業、砂鑛業、湯屋業、理髮美容業、兩替業、演劇興行業、遊技場業、遊覽所業、藝妓置屋業、貸座敷業

乙種 農業、畜産業、水産業等の所得、醫師、辯護士等の所得、その他の種目に屬しない一切の所得。

(ニ) 勤勞所得

甲種 内地で支拂を受ける俸給、給料、歳費、費用辨償、年金、恩給（一時金たる恩給を除く）、賞與、但し常時十人以上の使用人を使用してゐない個人の雇主から受ける給與は乙種の勤勞所得となる。

乙種 甲種に屬しない俸給、給料、歳費、費用辨償、年金恩給（一時金たる恩給を除く）、賞與但し常時十人以上の使用人を使用してゐる個人の雇主で、稅務署長の指定を受けた者から受ける給與は甲種の勤勞所得となるので、乙種ではない。

(ホ) 山林の所得

(ヘ) 退職所得

甲種 内地で支拂を受ける一時恩給、退職給與及此等の性質のある給與。

乙種 甲種に屬しない一時恩給、退職給與等即ち内地で支拂を受けないもの。

山林の所得
退職所得
甲種
乙種

第一三 分類所得稅の課せられる所得

不動産所得

不動産所得と云ふのは、前に述べたやうに、不動産や永小作権や、地上権や船舶等の貸借に依つて生ずるものであつて、同じく不動産から生ずる所得であつても、貸付でないもの、例へば山林の經營に依る所得は山林所得であつて、不動産所得ではないし、また自作の農業の所得は事業所得であつて不動産所得ではない。他人に田畑を貸して、小作料を收入したり、宅地を貸して貸地料を收入したり、或は貸家を賃貸して家賃を收入したりするものが不動産所得に當るのである。

船舶の所得

それから、船舶を貸付けるのは、(傭船契約は貸付とはみない)やはり不動産所得である。しかしここで船舶と云ふのは大體船舶法の適用を受ける程度の船舶、即ち總噸數二十噸以上又は積石數二百石以上のものであつて、これ以下の小船の貸付は乙種の事業所得となるし、また大型船でも傭船(契約)の場合は、甲種の事業所得となる。

配當利子所得の支拂

配當利子所得は内地で支拂はれるものは甲種、その他は大體乙種となることになるが、支拂はれると云ふ意味は、その契約上の支拂の場所が内地に在ると云ふ意味であつて、現實に現金の受授をした場所と云ふことではない。

法人に對する預金

また配當利子所得の内には、「法人に對する預金」と云ふのがあつて、この内には銀行預金もはいるのである。その外には會社の社員の積立金とか使用人からの預り金などもある。

事業所得

甲種

事業所得の甲種と云ふのは大體從來の營業純益に當るものであるが、その外に從來地方税であつた營業税の賦課されてゐた營業も編入されたのである。前記の湯屋業以下貸座敷業までの八種の營業がそれである。

乙種

乙種と云ふのは、所謂原始産業の所得、自由職業の所得、それから他の種目(不動産所得、配當利子所得、勤勞所得、山林の所得、退職所得及甲種の事業所得)の部類に屬しない一切の所得である。例へば郵便年金の所得、特許權の實施料の所得、原稿料の所得、印税の所得、畫家の所得など、一寸事業所得と呼ばれないやうなものも、總てこの乙種の事業所得となるのである。

勤勞所得

勤勞所得は大體サラリー・マンの所得である。唯前記のところに歳費と云ふ字句があつて、これは貴族院議員、衆議院議員の歳費のことであり、また費用辨償とあるのは、府縣會議員とか、市會議員などの受ける費用辨償であつて、月額又は年額を以て支給するものだけである。これは議員の歳費と何等異らないから、勤勞所得にはいるのである。

甲種 乙種
常時十人以上
を使用する個人
雇主の指定

勤勞所得の内、大體は内地で支拂はれるものは甲種であつて、その他は乙種であるが、唯内地で支拂はれても、個人から支拂はれるもので常時十人未満の使用人を使用する小商人とか、小雇主の支拂ふものは、甲種とせず乙種となつてゐる。

この使用人十人以上を常時使用してゐる個人であるかどうかは、明瞭を缺ぐ場合もある

指定の通知

山林の所得

退職所得

乙甲
種種

ので、一々税務署長が指定することになつてゐる。(施行規則第五條)

そこで個人の雇主から支拂はれる給與が、甲種であるか乙種であるか、即ち甲種であれば毎月光引課税をしなければならぬし、乙種であれば税務署で一年分纏めて決定して税金を徴収するのである。或る雇主が天引をしなければならぬかどうかは、税務署長の指定の通知があるからハッキリする。

會社、官廳、公衙、公益法人から支拂はれる給與は、如何に小人数であつても、總て甲種である。此等の給與は全部が甲種であるから、別に税務署長の指定はない。

山林の所得は山林の經營の所得である。山林と云つても、その内には竹藪などもはいつてゐる。尤も畑の地目の竹藪は山林ではない。

また従來は、松茸や、筍のやうに山林から、毎年生ずる副収入も、山林所得とみてゐたが、これ等は山林の所得とはみないで、乙種の事業所得とみることになつた。

退職所得とは、一時恩給、退職給與等であるが、これは本人が退職の際受けるものだけであつて、本人が死亡してから後、退職給與に相當するものを受けても退職所得とはみない。

内地拂は甲種、その他は乙種であるが、内地拂かどうかは、その支給者の住所でみる。即ち會社ならその本社が内地にあれば、勤務地が滿洲でも内地拂とみられるのみである。

尤も官吏の場合は、内地と朝鮮、臺灣などの外地との兩方に在勤してゐた場合は、退職のときの最後の勤務地に依つて、そこが外地なら外地で支拂はれたもの、そこが内地なら内地で支拂はれたものとみる。

第一四 分類所得の計算方法

分類所得税を課すべき所得は左の六種目の所得に分類されてゐる。

源泉課税と賦課税の計算方法

一、不動産所得

二、配當利子所得

甲種の配當利子所得

乙種の配當利子所得

三、事業所得

甲種の実業所得

乙種の実業所得

四、勤勞所得

甲種の勤勞所得

第一四 分類所得の計算方法

乙種の勤勞所得

五、山林の所得

六、退職所得

甲種の退職所得

乙種の退職所得

此の内、甲種の配當利子所得、甲種の勤勞所得及甲種の退職所得は、源泉課税であり、其の他は賦課課税である。

源泉課税

源泉課税とは、所得の支拂をする者が、その支拂をするとき、所得者の納付すべき税金を天引して、その残額を支拂ひ、その天引した税金は支拂者が取纏め一定の時期迄に政府に納付する課税方法をいふのである。従来は公債及社債の利子、銀行預金の利子とか信託預金の利益などに付ては源泉課税の方法に依つてゐたので、銀行や信託會社等で此等の利子を支拂ふ際税金を差引き、その残額を支拂つてゐたが、分類所得税では、此等の利子の外株式の配當とか（甲種の配當利子所得）給料、賞與等（甲種の勤勞所得）に付ても源泉課税の方法が採られることになつた。

賦課課税

賦課課税とは、各人の所得を稅務署に申告し、稅務署がこれに基いて調査し、所得何程と云ふことを決定し、その決定に依つて納稅告知書を納稅者に送付し、納稅者はその納稅

所得

告知書に依つて税金を納付すると云ふ課税方法で、従來の第三種所得税はこの方法に依つてゐたのである。分類所得税に付ても、源泉課税を行ふ所得（甲種の配當利子所得、甲種の勤勞所得及甲種の退職所得）以外の所得は、何れも賦課課税の方法に依るのである。

所得を大體六つに分類して、そのうち或る所得には源泉課税をし、或る所得には賦課課税をすると云ふ。然らばその所得は、どうして計算するか、所得々と一見明瞭なやうであつて、實はさうでない。これを例へば會社の損益計算のやうに、「總益金から總損金を引く」とやれば公平のやうであるが、會社の損益計算は、その全部が營利行爲で生れるものだけの計算であるから、それでよいけれども、個人はさう云ふ風に簡單には濟まされない。

源泉課税所得

しかし、源泉課税をする所得は、その所得が支拂はれるときに、其の都度それ相當の税を天引するのであるから、その場合には、所得者に支拂はれるその金額が先づ一應の所得であるとみるのであつて、この方はハッキリしてゐる。

問題は賦課課税をする所得である。この方は稅務署で一應收支の計算をして所得を見出さなければならぬ。

賦課課税所得

たとへば爰に越後屋と云ふ呉服販賣業者があるとして、この越後屋の昨年中の賣上高は十萬圓であつた。その仕入原價が八萬圓であつて差益が二萬圓、そのうち營業上の雜費が

所得計算の原則

不動産所得

一萬圓かゝつて純利益が一萬圓、しかるにこの越後屋の主人は家計費に五千圓を支出し、さらに子女の教育婚嫁の費用に五千圓を費し、その上に病氣療養のため五千圓の失費を餘儀なくされた、と假定すると、遂に差引五千圓の喰ひ込みになる。勿論、眞の擔稅力を測定する上から云へば、家計費用や病氣療養費の如きに付ても之を控除して算定する方が公平かも知れないが、しかし此等の家計に屬する費用は、所謂最低限度の必要費もあれば娛樂慰安贅澤に屬する費用も含むのであつて、その判定は殆んど不能である。であるから各人の個人的事情に基く擔稅力の測定は之を別の方法（たとへば扶養家族の控除の如き、詳細後述）を以てし、所得額そのものの計算は之を加味しないもの——即ち原則として『収入金額』より『その収入を得るに必要な経費』を差引いたものに依らねばならぬ。前例の越後屋に於ては、二萬圓の差益からその營業上の必要費即ち營業費一萬圓を差引いた純益一萬圓を以て、吳服販賣營業の所得とするのである。

それから、會社の損益ならば、決算期毎にやるであらう。しかし個人の所得に於ては決算期と云ふものはないから、賦課課税を爲す場合には、一年の計算で行く。尤も例外として一月から十二月までに依らず、三月から翌年の二月までのものもある。

次に各種の所得に付て、その計算方法を説明しよう。（税法第十二條）

(イ) 不動産所得

前年中の總收入金額から必要の経費を控除した金額。
 必要経費には収入を得るに必要な負債の利子を含んでゐるが、必要経費に付てはあとで説明する。

甲種の配當利子所得

乙種の配當利子所得

事業所得

水産業

その他

(ロ) 甲種の配當利子所得
 法人から受ける利益の配當、建設利息の配當、剩餘金の分配は支拂を受けることの確定した金額からその十分の一を控除した金額。
 その他のものは支拂を受けることの確定した金額。

(ハ) 乙種の配當利子所得
 法人から受ける利益の配當、建設利息の配當、剩餘金の分配は前年三月一日からその年二月末日までの收入金額（無記名の株式の配當は現實に支拂を受けた金額）
 その他は前年中の收入金額（無記名の公債の利子、社債の利子は現實に支拂を受けた金額）

(ニ) 事業所得
 水産業の所得は、前三年間毎年の總收入金額から、必要の経費を控除した金額の平均に依つて算出した金額。
 その他は前年中の總收入金額から必要の経費を控除した金額。

甲種の勤勞所得

乙種の勤勞所得

山林の所得

甲種の退職所得

乙種の退職所得

- (ホ) 甲種の勤勞所得
その支拂を受ける金額。
 - (ヘ) 乙種の勤勞所得
前年中の収入金額。
 - (ト) 山林の所得
前年中の収入金額から必要の経費を控除した金額。
 - (チ) 甲種の退職所得
その支拂を受けることの確定した金額から支拂者の異なる毎に一萬圓を控除した金額。
 - (リ) 乙種の退職所得
前年中の収入金額から支拂者の異なる毎に一萬圓を控除した金額。
つまり所得の計算方は、原則として
 - (イ) 前年中即ち一月一日から十二月三十一日までの
 - (ロ) 總収入金額から
 - (ハ) 必要の経費を引いたものである。
- 必要経費、いまこの原則に依つて、各所得の計算方の一斑を示さう。

事業	所得		分類
	不動産	所得	
劇場、遊覽所、遊技所、湯屋等の經營	貸家賃	田畑 田、畑以外の地	所得の種類 収入金額 必要経費
一、観覽料、入場料等	一、貸家賃	一、小作料 (小作米ならば收納當時の米價で換價)	一、地租その他土地に対する租税公課 二、修理管理費等土地の維持上の費用 三、獎勵費收納費等小作料収入の費用
	二、土地の維持上の費用		
	一、地代又は土地の租税公課及家屋に対する租税公課 二、修理費、管理費、取立費等		
	一、商品仕入高 二、商品製造の繰越高(原價) 三、原料品原價 四、製造費、加工費、販賣費 五、營業場、營業用器械等の維持修繕の費用 六、營業場、營業用器械等の維持修繕の費用 七、雇費その他營業上の諸雜費		
	一、場所設備の維持上の費用 二、興行その他の業務上の支出 三、業務に係る租税公課		

山林の所得	所得				
	自作して居る田畑	田畑以外の農業、牧養業	水産業の所得 前三年の平均による	醫師、辯護士、理髮 文士、畫家等の 庶業、自由業	遊藝稼人等の 勞力所得
山林經營の所得	一、米、麥、野菜その他 收穫物の價格	一、收穫物代價 二、附隨收入	一、漁獲物の代價	一、報酬、謝金、料金等業務 上の收入	一、業務上の收入
	一、土地對する租稅公課 種子、肥料代等 三、農具費雇人費等の耕作費用 (主人や家族の營銀は含まぬ)	一、地代又は土地牧場に對する租 稅公課 二、雇人費、收穫に要する業務上 の費用	一、漁場賃借料、漁場に對する租 稅公課 二、雇人費、漁獲に要する業務上 の費用	一、事務所その他の場所の費用 二、設備、雇人、材料代等の業務 上の支出	一、業務上の費用 一、山林に對する租稅公課 二、苗木代、植林費 三、雇人費等山林經營費用

必要經費

家事關聯費

租稅公課

以上は所得を生ずる各種の資産、營業、職業の所得、即ち不動産所得、事業所稅、山林の所得について收入に計算するものと、必要經費に計算するものとの概説であるが、この必要經費と云ふことについては、左記の諸點に注意を要する。

(一) 收入を得るに必要な經費であることは勿論であるが、家事上の費用又は家事に關聯する費用は必要經費に算入せぬ。(施行規則第十條)であるからたとへば營業者が營業用と住宅用と兼ねて一戸を借りて居るとすれば、その家賃は營業費に計算しない。住宅と云ふ家事用に關聯するからである。尤も之は税法上の原則であつて實際に於て宿屋や料理屋のやうな大建築で、その大部分が營業用で有り只僅少部分が住宅であると云ふやうな場合には、相當見積區分してその家賃を營業費に算入する。

(二) 場所物件又は業務に係る租稅公課とは、たとへば土地に付ては地租、特別地稅、それらの附加稅であり、家屋に付ては家屋稅、同附加稅、營業に對しては營業稅、同附加稅の如く、直接に所得を生ずる爲めの場所、物件及び業務に對する課稅を云ふのであるから如何なる場合に於ても所得稅や戶數割のやうな人稅(物に對する稅でなく人に對する稅)は必要經費とせぬ。また臨時利得稅は經費に算入しないが、これは一應經費に算入しないけれども、後で其の年分の臨時利得稅を所得から差引くから結局その年分を其の年の所得から差引くことになる。

修繕費

(三) 資産や、器具機械の維持又は修繕の費用は必要経費であるが、元本価格は経費でない。であるからたとへば貸家の所得ならば、家屋の修繕費は必要経費であるが、その新築増築改築の費用は経費でない。又工業その他の器具機械も修理修繕の費用は營業費であるが、その器具機械の買入原價は経費でない。

(四) 資産の買入原價は経費ではないが、その原價を支拂ふために借入金をした場合、その借入金利子は経費である。つまり自分の金で建てた家屋の家賃収入からは投下資金の利子も建築原價も控除しないが、借金で建てた家屋ならばその借金利子を拂つた残りを所得と認めるのが當り前である。

(五) 個人の所得の計算では總損金と云はず必要経費と云ふ。それは現實に支出せられ(又は支出義務の生じた)費用を意味する。従つて資産の評價損益のやうな理論上の費用(であつて、現實支出しない費用)は之を認めない。評價益と云ふ利益の方も亦収入に計算しないこと勿論である。總て現實の収入・支出で行く。尤も固定資産の減價却はこれを経費とみる。たとへば非常に使用の激しい——従つて壽命の短い器械(たとへば自動車の如き)については減價却よりも器具機械の補充費としても相當計算すべきであるから、この減價却は経費は認めることに解せられて居るのである。

負債の利子

評價損益

火災保険料

維持費

公課

所得計算の例

(六) 營業場その他所得の基本となる家屋の火災保険料は必要経費である。火災等に罹つて商品、製品等の滅失した場合でもその原價は必要経費に加算する、但し保険金に依つて填補せられたものはこの限りでない。

(七) 田畑の所得計算上、貯水池、水門等の築造費、開墾費用の如きは何れも資産を取得した原價であるから必要経費と認めないが、その貯水池、水門等の修繕費は之を経費と認める。また小作米その他收穫物貯藏用の倉庫等の修繕維持の費用と認める。

(八) 耕地整理費、道路工事受益者負擔金、北海道土功組合費、は何れも純然たる租税とは云へないが、租税に準じて経費と認める。但し法令に依り強制せられる費用であるから之を認めるので、單純に自家支出の土地改良費等は勿論租税公課の問題は起らぬ。

さて前に挙げたところに依つて略各種各様の所得を例示したのではあるが、仍ほ之に洩れた所得がある。それは所得計算方の原則に對し、例外の計算方をする所得であつて、勤勞所得即ち俸給恩給等の給與、賞與、それから配當利子所得即ち會社の配當金、貸金預金の所得及退職所得即ち一時恩給、退職給與等の所得の三種の所得である。何故、例外にするか、どう云ふ風に例外に扱ふか。以下各項に別けて述べる。(税法第十四條第一項第一號乃至第五號)

勤勞所得

七〇

勤勞所得 爰で諸給與と云ふのは、官公吏、會社員、商店員、その他所謂サラリーマン若くは元サラリーマンであつた者の受ける俸給、給料、歳費、年金、恩給、賞與、その他之に類する手當のやうなもの一切を含む。歳費と云ふのは代議士の受ける歳費の如きを云ひ、年金とは勳章年金の如きを云ふ。

この勤勞所得は、所得の計算原則に依る『収入金額』はあるが、『必要経費』と云ふものがない。毎日の辨當代や洋服代、さては通勤の電車賃など、考へ方に依つては経費と云へないこともなからうが、しかし此等は亦考へ方に依つては生活費に外ならぬ。食事や被服は給與があると否とに拘らぬ生活費である。通勤費と雖も左様な遠方に住はねばいらぬ、謂はゞ住居費の延長である。要するに給與を得るためには必要経費は要らぬ、と云ふ結論になるので、勤勞所得は、例外として収入額そのまゝを所得とし、必要経費を認めない。甲種の勤勞所得ならば、その支拂の都度その支拂金額が所得とみられる。乙種の勤勞所得ならば前年一月から十二月までの収入金額によること、之は原則通りに計算する。本年は退職してても前年に収入があれば所得があるものとして計算する。

配當利子所得

配當利子所得の内配當金、即ち株式會社、合名・合資會社等の株式又は出資金に對する配當金である。法人の所得として法人税を課せられた會社の所得のうち株主社員に配當されるものである。此等は配當を受けた個人に配當利子所得として課税される。

負債の利子

配當金を個人の所得に計算するのは、甲種であればその支拂の都度その支拂金額の十分の九であり、乙種であれば前年の三月から本年の二月までの収入金額に依る。(その理由は賞與の項で述べた通り)さうして此の所得とは賞與と異なり、必要経費が伴ふことがある。例へば株式を買入れるときに借入金をした様な場合がそれである。純理から謂へば、銀行から金を借りて株式を買つて居る様な場合に、其の株式からの配當金から必要経費たる所の借入金の利子を差引いたものが眞の所得であるから、之を差引いたものを所得税課税の基礎とせなければならぬから、綜合所得税をかける場合には、その通り負債の利子を差引いて課税するが、分類所得税の場合は、其の配當金が支拂はれる際に天引課税するのであるから、一々株式取得の原因たる債務の有無を配當金の支拂者が調査する事は實際上不可能であるから、已むを得ず此等の必要経費を引かない代りに受取つた配當金の十分の一を引いて、つまり十圓の配當金は之を九圓の所得として計算することになつて居るのである。尤も乙種の配當利子は収入金額が所得となる。この収入金額と云ふのはその間に現實収入した、と云ふのではなく、その期間内に収入すべきことの確定した金額を言ふのである。昭和十四年下半年分の配當金を昭和十五年二月十日の株式總會で決議した、實際それを株主が支拂を受けたのは三月の五日であつた、と云ふ場合には、三月五日の収入と見ないで、二月十日の収入として計算する。(之を二月十日支拂確定と云ふ)つまり支拂確

収入金額

定の日を以て計算するのである。

尤も、無記名株式の配當については、現實支拂を爲すまでは何人が受領者で有るか見當がつかないから、之に限つて現實受領のときの収入として計算する。

配當金の所得については、

看做す配當

(一) 株式の銷却の爲め支拂を受ける金額又は退社、出資の減少に因り持分の拂戻として受ける金額が拂込株式金額又は出資金額を超過するときは、その超過額は配當と看做す。(税法第八條) つまり會社の資本減少の爲めの拂戻額が、當初の拂込額を超過するときは、それだけは配當金と看做すのである。

(二) これと同じ理由で、會社解散した場合の殘餘財産の分配額が拂込資本を超過する場合は、その超過額を配當と看做すのである。

(三) 會社が合併した場合に、合併に因つて消滅する會社の株主や社員が合併交付株として受ける株式等の拂込金額及金錢の合計が、元の會社の株式等の拂込額を超過するときは、その超過額はやはり配當金と看做されるのである。

(四) 現在の取扱では、配當金は株主名簿上の名義人の所得として計算される。白紙委任状又は株券の裏書讓渡で賣買した場合又は所謂名義株(重役となるため名義上の所有者となつた場合のやうに)である場合には、名義人に課税することは不公平である

との非難はある。唯、さうなると實際に於て名義のみの所有なりや實際の所有なりや判別に困る場合は生ずるであらう。

(四) 會社が積立金を崩して増資に充當した場合の増資額は之を配當とする。之は云ふまでもなく、會社が積立金を各株主に配當し、各株主は配當金を以て増資額の拂込に充當したことになるからである。

(五) 往々にして會社が事業年度中途に於て配當することがある。所謂中間配當である。この場合、會社の法人税の所得の計算は事業年度毎に損益を算定するけれども、各株主の個人の所得としては、事實配當の時の収入として計算する。

公債、社債、
銀行預金の利
子、非營業貸
金、子等

配當利子所得の内、公債・社債の利子、銀行預金の利子、合同運用信託の利益その他の貸金預金の利子、營業に非ざる貸金の利子は収入金額そのまゝを所得とみるのである。

即ち此等の所得には必要経費を認めない。利子収入そのまゝを所得とする。さうして前年一月から十二月までの実績に依つて課税するのである。

尙配當利子所得に付て、配當利子特別税や外貨債特別税が課せられる場合もあるが、この場合に、受取つた利子からこの配當利子特別税や外貨債特別税を控除した殘額が所得として計算されるのである。

退職所得は、甲種はその支拂の都度その支拂を受くべき金額から一萬圓を差引いた残り

退職所得

山林所得

を所得とみる。また乙種の方は、前年中の収入金額から、支拂者を異にする毎に一萬圓を差引いた残りを所得とみるのである。

尙山林の所得に付ては、原則のところ述べておいたが、唯少し趣が異つてゐるのは田畑などの場合は、毎年収入があるのを通例とするが、山林は十年二十年、或は五十年、百年、何百年の後に一回しか収入が擧らないものである。そこで山林の所得から引く必要経費は前年一年分ではない。其の山林育成に要した原價を通計して引く。即ち前年一月から十二月までの収入金額からその収入を得るに必要であつた全部の経費を控除して算定するのである。(尙山林の所得については所得の計算方法が異なるだけでなく、税率も異つてゐる)

相 續

相續があつた場合には、どうして計算するか。家督相續でも、遺産相續でも、不動産所得、配當利子所得、山林の所得に付ては、被相續人が之を取得したものは相續人の所得に算入する。つまり前年中の實績に於てこれらの所得があり、而もその所得者は本年所得決定までに死亡した(又は隠居した)と云ふ場合には、その所得は相續人の所得に入れると云ふのである。之は、これらの所得が、何處までも實績主義で行く以上止むを得ぬ規定ではあるが、前年中に被相續人が勝手に消費した所得について相續人が負擔することは、その所得の基本たる財産が残つて居ればよろしいが、例へば配當をとつてから株は賣つてし

まつたと云ふやうなときには氣の毒な結果を來すことが絶無とは云へない。(尤も隠居の場合、その基本財産を隠居者が留保して居れば、所得も隠居者に計算することに取扱はれて居る)

それから事業所得に付ては、相續した資産、事業に付ては、前年一月から相續人が引續き之を有したものと看做して所得を計算する。

損益の通算

事業所得の損益の通算

事業所得を計算する場合に、若し同一人が甲種の事業所得に屬する營業と、乙種の事業所得に屬するものとを併せ有してゐる場合に、何れも所得があれば疑問はないが、一方が損失で他の一方が利益であるときはどうか、この損失と利益とを通算して差引のところで所得を計算するのである。(施行規則第十二條)

水産業の所得

水産業の所得

水産業は、前三ヶ年の實績を平均して課税所得を計算するのであるが、その方法は第一年、第二年、第三年と各別に毎年の所得を計算して、その三ヶ年の所得を合計し、三で割つて平均額を計算するのである。もしも水産業を二年しかやつてゐなければ、二年分を二で割つて平均を出すのである。(施行規則第九條)

そこで例へば第一年が缺損、第二年が利益、第三年が利益であれば、第二年と第三年の

利益だけを三で割つて平均を出すのである。此の場合欠損は無所得とみるのか、マイナスするのかが、問題となるが、マイナスする方が妥當であらう。
以上を要約すれば左の通りとなる。

(イ) 前年中の總収入金額から必要の経費を控除して所得を計算するもの
不動産所得

事業所得（水産業を除く）

山林の所得（但し経費は永年のもの一切を引く）

(ロ) 前年中に収入すべきことの確定した金額が所得となるもの

乙種の配當利子所得（配當を除く）

乙種の勤勞所得

乙種の退職所得（但し支拂者を異にする毎に一萬圓を控除した残額）

(ハ) 前年中に現實に収入した金額が所得となるもの

乙種の配當利子所得の内、無記名の公社債の利子

(ニ) 前年三月一日から本年二月末日までに収入すべきことの確定した金額が所得となるもの
乙種の配當利子の内、配當（無記名なれば現實に支拂を受けた金額）

(ホ) 前三年の所得の平均に依り計算するもの

事業所得の内、水産業の所得

(ヘ) 支拂を受ける金額が、その都度所得となるもの

甲種の配當利子所得（此の内配當は一割を差引いた残額が所得となる）

甲種の勤勞所得

甲種の退職所得（但し支拂者の異なる毎に一萬圓を控除した残額が所得金額となる）

公・社債利子受取人の特例

公・社債の利子は、利札となつてゐるから、これを切離して賣買することが多いが、もしもその利札を元本の所有者でない者が受取る場合には、その元本の所有者が利子を受取つたものと看做して、乙種の配當利子所得を計算することになつてゐる。また若し、元本の所有者が利子計算期間中に異動した場合には、利子計算期間の末日に於ける所有者を以て、その利子を受取つたものと看做するのである。（税法第十三條）

かう云ふ風に、利札だけを賣つた場合に、これを買つた人でなく、賣つた人即ち元本の持主に課税しないと、利子の支拂間ぎわに利札を賣つて、課税をうけないやうに賣り逃げされる虞れもあるし、殊に綜合課税の場合にも關係が深いのでこの規定が設けられたのである。

信託と所得税

信託と云ふことは、一口に云ふと、他人に財産の管理及運用を委託することである。しかし單純な委託でなく、全然財産の所有權を移轉して——委託を受けた者の所有に移してしまつて、自分はその運用から生ずる利益（之を信託の利益と云ふ）だけを受けることになり、殊にその利益を受ける者を自分でなく第三者に指定することも出来るので、その關係はいよ／＼複雑になる。

たとへば戸主甲が某地に地所を所有して居るとして、之を自分で貸付けたり地代を取り立てたりすることが面倒である場合に、信託會社乙にその土地を信託し、その地代の利益は甲の長男丙にやる、と云ふ信託契約をすると、本來の財産の所有者は甲であるけれどもその財産から生ずる所得は丙のものであり、また名義上の財産所得は乙と云ふことになつて、所得税法の適用上種々なる例外規定の必要が起るのである。

信託に於て財産を委託した者（前例甲）を委託者と云ひ、それを引受けた者（前例乙）を受託者と云ひ、さらにその利益を受ける者（前例丙）を受益者と云ふ。

信託の受託者となることは何人でも差支ないが、營業として信託の受託をするには、主務大臣の免許を受けた資本金百萬圓以上の株式會社でなければ營むことを得ない。

【参照】

○信託法第一條 本法ニ於テ信託ト稱スルハ財産權ノ移轉其ノ他ノ處分ヲ爲シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ從ヒ財産ノ管理又ハ處分ヲ爲サシムルヲ謂フ

信託財産の所得

財産を信託した場合

財産を信託した場合に、信託財産から生ずる所得は、その所得を信託の利益として受ける者が、信託財産を自ら所有してゐるものとみて所得税を課するのである。そこで信託の受益者は自己がその財産に直接投資してゐるものとみられるのである。

普通の場合に於ては、委託者が同時に受益者であることが多いから、この場合は委託者に課税することが常識上當然である。しかし委託者と受益者とが違ふ場合には、委託者は何等所得が無いのであるから之に課税することは當を得ない。そこで税法は、委託者であると第三者であるとを問はず、受益者に課税することに規定して居る。即ち受益者が信託財産を所有するものと看做して課税するのである。（税法第七條）

そこで、個人が受益者である場合は、その財産の種類に依つて、分類所得税の課税所得に屬するものならば、その計算方に従つたとへば配當ならば十分の一を控除したもの、普通の資産ならば前年中の収入金額から必要の経費を控除したもの、に依つて夫々計算されるべきであり、又土地賣却代金等の如き營利の事業に屬せざる一時の所得ならば課税外に置かるべきであり、さらに配當利子所得に屬するもの公債・社債等ならば信託會社が利子

合同運用信託
は例外

を受取る際直ちに税金を天引され、受益者にはその残りを拂渡すことになるのである。

八〇

合同運用信託

以上は信託關係に對する課税方法の原則であるが、合同運用信託に付ては、さう云ふ見方をしないことになつてゐる。この場合には合同運用信託の信託財産の運用の如何を問はず、その利益を受ける者には、單に信託の利益として課税するのである。

受益者不特定
のとき

ところで、信託の受益者不特定又は不存在のときがある。前述までのところは、受益者が判つて居る場合の規定であるが、信託契約に依つて將來何々の條件に叶ふものを受益者とする云ふやうな、受益者の特定しない場合又は存在しない場合には、受益者が法人であるか個人であるか、課税すべきか否かが判らない。かゝる場合には、假りに委託者又は其の相續人を受益者と看做して課税する。

例へば、大勢の會員の内の誰れかと云ふ場合や、或る發明をした者とか云ふ場合であるとか、又は信託の受益者が未だ存在しないとき、例へば將來生れる子供とか、孫とか云ふ場合には、何れも信託の委託者又はその相續人を受益者と看做して、委託者（委託者が死亡したら相續人）の所得とみて所得税を課するのである。従來は受託者（信託會社等）を受益者とみてゐたがこれを委託者（信託會社に信託をした者）を受益者とみることに改正されたのである。

公益信託の利
益

それから信託には公益信託と云ふものがある。これは祭祀、宗教、慈善、學術、技藝その他公益を以て目的とする信託であつて、その利益を受ける者は社會一般の人であるのでこれ等には、一般の寄附金を爲した場合と同じにみて、その信託財産から生ずる所得には課税しないのである。

合同運用信託

合同運用信託の利益

ところで合同運用信託とは何であるか。信託する財産には、不動産もあれば金銭もあるし、その他の財産権もある。そのうち金銭を信託するのを金銭信託と云ふ。普通に所謂信託預金と云はれてゐるものである。

この信託預金は、所得税法の適用上は恰も銀行預金と同じであるから、配當利子所得に入れるのを相當とするのであるが、しかし信託預金のすべてを配當利子所得とすることは金銭以外の信託との權衡上にも關係があるので、信託預金（金銭信託）のうち、共同しない多數の委託者のものを合同して運用するものだけを配當利子所得とし、之を合同運用信託と稱することに定めたのである。（税法第七條）

従來はこの種のもを貸付信託と云つてゐたが、その定義を預け入れまた貸付に運用するものと云ふことをやめて、合同して運用するものと云ふ風にかへたのである。そこで多少は従來の貸付信託とはその範圍が異つて來たが、大體に於て同様である。

第一五 不動産所得と乙種の配当利子 所得の免税點

改正所得税では、原則として舊所得税のやうな免税點の制度を置かないで、その代り基礎控除の制度にしたのである。唯例外として、不動産所得と乙種の配当利子所得だけに付ては、それ〴〵免税點が設けられてゐる。

不動産所得の
免税點
乙種の配当利
子所得の免税
點

不動産所得の免税點は、二百五十圓であつて、乙種の配当利子所得の免税點は百圓である。即ち不動産所得が二百五十圓に満たないとき、乙種の配当利子所得が百圓に満たないときには分類所得税を課税しないのである。(税法第十四條)

同居家族の合
算

同居家族

此の免税點の二百五十圓または百圓に満たないかどうかの判定は、同居する戸主と家族の所得を合算して決するのである。尤も他の種類の所得は計算に入れないのである。

特に不動産所得と、乙種の配当利子所得だけに免税點を置いた理由は、課税技術上、些細な所得を一々税務署で調査するのは、煩雜であるので、手数を省略した意味もあり、またこれ等は資産所得ではあるが、極く零細な所得は課税外にすると云ふ趣旨もある。

茲で、一寸同居家族のことを説明しておく。同居家族とは同居する戸主と家族である。

また戸主と別居する二人以上の家族が同居する場合にも同居家族である。

家族とは民法上の家族、即ち同一戸籍内に在る親族である。

【参照】

○民法第七百三十二條第一項

戸主ノ親族ニシテ其ノ家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之レヲ家族トス

同居か否かと云ふことは事實問題である。先づ普通の意味に於ては家計を共通するものを以て同居とする。往々にして争を生ずるけれども結局常識で判断する外は無い問題である。

但し家族制度を認めざる外國人に付ては、親子同居して居ても合算しない取扱になつて居る。

第一六 基礎控除

基礎控除の意
味

基礎控除の意味

分類所得税は原則として従來の所得税のやうに、免税點の制度を設けないうで、その代りに、所得金額から、一定金額即ち勤勞所得であれば年七百二十圓、事業所得又は山林所得

第一五 不動産所得と乙種の配当利子所得の免税點

であれば五百圓を控除する所謂基礎控除の制度を採用したのである。(税法第十六條、第七條、第十八條、第十九條、第二十條)

基礎控除制度を採つた理由

基礎控除制度の缺點

この基礎控除を採用するに至つた理由の第一は、今度の分類所得税は國民稅として相當少額の所得者にも課税を及ぼすこととしたので、從來のやうに免稅點制度に依るときは、免稅點の限界をわづかに上下する者の場合に、免稅點以下の者とそれ以上の者との間に非常に不公平を生ずる。極端な例で云へば所得が一圓多かつたために免稅點を超えて、何圓かの所得税がかかることにもなる。

そこで所得の大小を問はず、一定額を控除すれば、その間のうつり變りが公平にゆく。故に今回の改正では勤勞所得に付ては年七百二十圓、事業所得及山林所得に付ては五百圓をすべての人から控除し、その殘額に課税することにしたのである。

比例税率を累進税率のやうに作用させる

次に分類所得税は萬人共通の比例税率であるが、此の基礎控除に依つて或る程度の累進税率のやうな作用を持たせると云ふ點である。即ち勤勞所得で云へば年額八百圓の人は七百二十圓を差引いて八十圓が所得となり、その百分の六が税額となるから、税額は四圓八十錢であつて、これを全體の八百圓で割ればその負擔は百圓に付六十錢にしか當らない。若し年所得二千圓の人ならば内七百二十圓を差引いて千二百八十圓が所得となり、その税

勤勞所得階級の別分類所得税の比較

所得金額全體	分類所得税額	
	税額全體	所得百圓に付き
七〇〇	四・八〇	六〇
八〇〇	一〇・八〇	一・二〇
九〇〇	一六・八〇	一・六八
一、〇〇〇	四六・八〇	三・一二
一、一〇〇	七六・八〇	三・八四
一、二〇〇	一三六・八〇	四・五六
一、三〇〇	二五六・八〇	五・一三

額は七十六圓八十錢でこれを全體の二千圓で割ればその負擔は百圓に付三圓八十四錢となるのである。同じく百分の六の比例税率でも、八百圓の人は〇・六パーセントの税率に當るし、二千圓の人は三%八四の税率に當るのである。この關係を少しく階級的に比較してみると左表のやうになる。

基礎控除をするわけは、つまり、少額所得を課税外に置くと共に、下級の所得者には、比例税率がそのまま働かないで、その一部分にだけ働くやうにする。さうして、税額が結果からみれば、ちやうど累進税率で課税したときのやうになららかに次第に高くなるやうに仕組むためである。

基礎控除を行ふ所得

然しこの基礎控除を行ふのは、分類所得税の六種の色分けの所得の内、勤勞所得と事業所得と山林所得だけである。

第一六 基礎控除

この六種の所得の内、勤勞所得と事業所得と山林所得以外の所得は大體資産所得であつて擔稅力に富んでゐるから別に基礎控除を行はない。尤も退職所得は資産所得ではないから、これに付ては基礎控除と云はず別に支拂者の異なる毎に一萬圓を控除して課稅するのである。

基礎控除の計算方法

基礎控除は、簡單に云へば、勤勞所得から年七百二十圓、事業所得から五百圓、山林所得から五百圓を引けばよいのであるが、甲種の勤勞所得のやうに、源泉課稅をするものには、その支給期間がまちまちであるし、また二ヶ所以上から支給を受けることもあるし、また事業所得と併せて持つてゐる場合もあり、同居家族のうち事業所得を持つてゐる者が二人以上あつたりする場合などと、各場合に依つて相當込み入つた計算になるのである。

甲種の勤勞所得の基礎控除

(一) 甲種の勤勞所得に對する基礎控除
甲種の勤勞所得は、その支給の際に天引して課稅するのであるが、甲種の勤勞所得に屬するいろいろの給與の内、

(イ) 普通給與の基礎控除

普通給與(賞與及び賞與の性質を有する給與を除いた給與——俸給、給料等の給與)に

普通給與の基礎控除

付ては基礎控除を行ふのである。即ち、年七百二十圓の割合に依り算出した金額をその給與から控除することになつてゐる。月給ならば七百二十圓を十二分した六十圓、半月拂ならば三十圓、十日拂ならば二十圓、週拂ならば十四圓といふ金額がそれぞれ俸給、給料等から差引かれ残つた金額に對して稅率に掛けられるのである。この基礎控除は如何なる人でも控除され、又別に控除申請をしなくても控除されるのである。(稅法第十六條)

即ち毎月支拂を受ける月給であればその月々にその月給を標準として課稅するのであるから、謂はゞ月稅とでも云ふべきである。そこで基礎控除も月給ならば月割で控除するのである。詳しく云へばその支給期間に應じて、次の金額を控除するのである。(施行規則第十三條)

- (1) 支拂を受ける給與が一ヶ月分なれば、七百二十圓の十二分の一即ち月六十圓を引く
- (2) 支拂を受ける給與が半月分なれば一ヶ月分の半額である三十圓を引く
- (3) 支拂を受ける給與が十日分なれば一ヶ月分の三分の一である二十圓を引く
- (4) 支拂を受ける給與が一週間分なれば、一ヶ月分の三十分の七である十四圓を引く
- (5) 右以外の給與であれば右に準じて、年七百二十圓の割合に依つて、給與の支給期間に應じて、按分比例によつて算出した金額を引く。だから日給のやうに日拂であつたり、五日拂であつたり、又は恩給のやうに年四回拂であるときは、日拂ならば一月の

三十分の一の二圓、五日拂ならばその五倍の十圓、年四回拂ならば一八〇圓を引くのである。

この普通給與からの基礎控除は、支給の都度打ち切り計算をするのであつて、一年通算はしないのである。

(ロ) 賞與に對する基礎控除

甲種の勤勞所得に對する基礎控除は先づ俸給、給料等の普通給與から控除するのであつて、賞與からは原則として控除を認めないのである。併し、俸給、給料等の普通給與が基礎控除額に達しない場合、例へば月給五十圓の人は六十圓の基礎控除をするとなれば十圓の不足額を生ずるが、かういふ場合にはその年の始めから(今年は四月から)賞與を貰ふ時迄の控除不足額の合計を賞與から控除するのである。その結果、賞與が控除不足額の合計を超過した場合には超過額に對し税金がかかるが、賞與が控除不足額以下であつた場合には賞與に對しても税金がかゝらないことになる。(税法第十六條第二項)又、賞與を年の中途にしか貰はないといふやうな場合には、賞與支給期以後の控除不足額を年末に差引いて貰ふわけに行かないので、便宜その賞與から年末迄の控除不足額を豫算して引くことが出来る。この方法に依つた結果、豫算に依る控除不足額と實際の控除不足額が相違し、その爲に課税不足となつた場合には、その年の最終の給與を支給する際に支拂者に於て清算の

賞與に對する基礎控除
普通給與の控除不足を賞與から引く

控除不足を豫算で引く

賞與のみ受ける場合

上追徴することゝし、過納となつた場合には、翌年になつてから税務署に於て清算の上拂戻をすることになつてゐる。(施行規則第十四條第二項)

或る支拂者から俸給、給料等の給與の支給を受けず賞與のみを受ける人のその賞與に付ては、支拂の際基礎控除をせず、一應賞與の全額に課税するのであるが、その人がその年に全然勤勞所得を有しなかつた場合は、七百二十圓、又その年の他の勤勞所得が七百二十圓に達しない場合はその不足額を賞與から控除することにして、過納となつた税金は翌年になつてから税務署に於て精算の上過納の税金を拂戻するのである。(施行規則第十四條第三項)

この場合には翌年一月三十一日までに其の控除の申請をしなければならぬ。

(ハ) 特別な給與に對する基礎控除

以上は基礎控除の最も普通な場合であるが、二個以上の支拂者から勤勞所得を受ける場合には次の方法に依るのである。

俸給、給料等の給與を受ける人が別に恩給、年金、歳費等を受ける場合であるが、この場合には先づ恩給、年金等から基礎控除をし、控除不足額があればその不足額を俸給、給料等の給與から控除するのである。尚、恩給、年金等の給與で二種以上のものを併せ受けてゐる人の基礎控除は次の順序で行ふこととなつてゐる。(施行規則第十六條)

特別な給與に對する基礎控除

二ヶ所以上から俸給、給料を受けるとき

事業所得と乙種の勤勞所得の基礎控除

- (1) 國から受ける恩給
 - (2) 國から受ける年金
 - (3) 北海道、府縣、市町村その他の公共團體から受ける恩給及び年金
 - (4) 歳費
 - (5) 北海道、府縣、市町村その他の公共團體から受ける費用辨償
- (ニ) 二ヶ所以上の支拂者から俸給給料を受ける場合
- 二個所以上の支拂者から俸給、給料等の給與を受ける場合には、主たる給與の支拂者から受ける給與から基礎控除を行ひ、従たる給與の支拂者から受ける給與に付ては基礎控除をしないのである。併し、その年中に主たる給與の支拂者から受けた給與の總額が基礎控除額に達しなかつたときは、その不足額を従たる給與の支拂者から受けた給與額から控除することになるのであつて、この場合には翌年になつてから稅務署に於て精算の上過納の税金を拂戻すのである。この場合には翌年一月三十一日までに申請書を、居住地の稅務署に提出しなければならぬ。(施行規則第十七條)
- (二) 事業所得と乙種の勤勞所得に對する基礎控除
- (イ) 何れか一方のみを有する場合
- 事業所得を有する者に對しては、其の所得から五百圓を控除するし、乙種の勤勞所得を

先づ甲種から引く

事業所得と乙種の勤勞所得とを併せ有する場合先づ乙種の勤勞所得から不足あればその七十二分の五十

計算例

有する者に對しては、其の所得から七百二十圓を控除する。(稅法第十七條第一項)

尙甲種の事業所得と乙種の事業所得の兩方を持つてゐる場合には、納稅者に有利なやう稅率の高い方の甲種の事業所得から先づ控除し、引き足りない場合に不足額を乙種の方から引くのである。(施行規則第十九條) 理窟から云へば、或は兩者に按分して引く方が當つてゐるかも知れぬが、計算を簡便にするため、甲種の方から優先的に引くことになつたのである。

(ロ) 事業所得と乙種の勤勞所得とを併せ有する場合

事業所得と乙種の勤勞所得とを併せ有する場合の基礎控除は、先づ乙種の勤勞所得から控除し、引き切れない場合には、その不足額を事業所得から引くのであるが、此の場合には單純に其の不足額をその儘引くのではなく、其の不足額の七十二分の五十相當額を事業所得の方から引くのである。(稅法第十七條第二項)

この點は法文では、五百圓と乙種の勤勞所得の七・二分の五に相當する金額との差額を事業所得から引くとあるが、これは云ひまわしの違ひであつて、結果は同じである。

乙種の勤勞所得 四八〇圓

事業所得 五〇〇圓

此の場合乙種の勤勞所得からは四八〇圓しか控除出來ぬから、控除不足が二四〇圓生ず

る。そこでこの控除不足を次の方法で換算して事業所得から引くのである。

$$24000 \times \frac{50}{72} = 16666.60 \quad (\text{端数を切り上げ一六七圓})$$

事業所得五〇〇圓から一六七圓を引き三三三圓が所得となる。従つて此の場合は乙種の勤勞所得から四八〇圓、事業所得から一六七圓合計六四七圓控除することになる。

この場合に法文のやうに計算しても同じである。即ち五百圓と乙種の勤勞所得の四八〇圓の七二・分の五との差額、即ち

$$50000 - 48000 \times \frac{5}{72} = 16666.60 \quad (\text{端数を切り上げ一六七圓})$$

事業所得から一六七圓を引き三三三圓が所得となる。

つまり、乙種の勤勞所得の方で引足りなかつた残りを、事業所得から引くべき五百圓の勘定で換算するために、これに七・二分の五を乗するのである。そして事業所得並みに還元したものを事業所得から引くと云ふわけである。

右の場合に、更に事業所得の方が甲種と乙種とであつたならば、納税者に有利なやうに乙種の勤勞所得から引き切れなかつた部分は、先づ甲種の事業所得から控除し、尙不足る場合に最後に乙種の所得から控除するのである。(施行規則第十九條)

(三) 甲種の勤勞所得と事業所得と乙種の勤勞所得とを併せ有する場合

今度は源泉課税される甲種の勤勞所得と、賦課課税する事業所得又は乙種の勤勞所得と

七二〇圓を五
〇〇圓並みに
引き直して引

乙種勤勞所得
と事業所得の
甲種及乙種と
を併せ有する
とき
甲種勤勞所得
と事業所得と
乙種の勤勞所
得とを併せ有
するとき

事業所得と甲
種勤勞所得と
の場合

勤勞所得の甲
種と乙種との
場合

甲種勤勞所得
と事業所得と
乙種勤勞所得
との三の場合

昭和十五年だ
けの經過的な
問題

を併せ有する場合であるが、この場合には、前年中に甲種の勤勞所得に付て七二〇圓の控除を受けた場合には、重ねてその者の其の年分の事業所得又は乙種の勤勞所得からは控除しない。然し前年中に甲種の勤勞所得から控除した額が、七二〇圓に満たなかつた場合、云ひかへれば甲種の勤勞所得が七二〇圓未滿であつた場合には、次のやうにして、その不足額を事業所得又は乙種の勤勞所得から引くのである。(税法第十八條)

(イ) 事業所得と甲種の勤勞所得とを併せ有する場合

この場合には五百圓と甲種の勤勞所得から控除された額の七・二分の五に相當する金額との差額を、事業所得から引くのである。

(ロ) 乙種の勤勞所得と、甲種の勤勞所得とを併せ有する場合

この場合には、甲種の方で引き切れなかつた残りを其の儘乙種の方から引くのである。甲種乙種ともに勤勞所得であつて、換算の必要がないのである。

(ハ) 甲種の勤勞所得と、事業所得と乙種の勤勞所得との三つを併せ有する場合

この場合には、先づ七二〇圓と甲種の勤勞所得に於て控除した額との差額を乙種の勤勞所得から控除し、乙種の勤勞所得で尙引き切れない場合は、その引き切れない額の七・二分の五に相當する金額を更に事業所得から控除するのである。(施行規則第十八條)

尙これは經過的に本年だけの問題であるが、昭和十五年分の課税に於ては、前年中に甲

種の勤勞所得に對する控除がないのであるから、基礎控除は本年甲種の勤勞所得のある場合でも、事業所得の方で五百圓全額を引いてもよいのである。また乙種の勤勞所得からは七二〇圓全額を引いてよいのである。尤も事業所得と乙種の勤勞所得とを併せ持つてゐれば、通じて一回だけ引くのであるから、先づ乙種の勤勞所得から引いて、引き切れない残りがあれば、これを換算して事業所得の方から引くのである。

同居家族が事業所得を有する場合

勤勞所得は個別控除

事業所得は合算

(四) 同居家族が事業所得を有する場合の基礎控除

基礎控除を行ふ場合に、同居家族の所得を合算するかどうかは、相當議論のあるところであるが、勤勞所得に付ては同居家族の分を合算せず、それぞれ獨立に基礎控除を行ひ、事業所得に付てだけは同居家族の所得を合算し、通じて一回分しか基礎控除をしないのである。(税法第十九條第二項)

そこで、今まで述べて來たやうに、勤勞所得の方で引き切れなかつた残りを、事業所得から引くと云ふ場合には、家族の所得をも合して五百圓以上は引かないのであつて、もしも同居家族の内に二人以上事業所得を有してゐれば、その同居家族の分を合せて五百圓しか引かないのである。

例へば同居家族ABCがあつて、

A	勤勞所得	三六〇圓	基礎控除	三六〇圓
---	------	------	------	------

事業所得	五〇〇圓	同	※
------	------	---	---

B	勤勞所得	三六〇圓	同	三六〇圓
---	------	------	---	------

事業所得	四〇〇圓	同	※
------	------	---	---

C	勤勞所得	三六〇圓	同	三六〇圓
---	------	------	---	------

事業所得	三〇〇圓	同	※
------	------	---	---

Aの※、Bの※、Cの※を合せて五〇〇圓しか引かないのである。

それでは一體ABCの内誰れの所得から五百圓を引くかと云ふことになるが、これは納税者に利害關係があるので、納税者の申請に依つて、その内一人なり又は數人から引くのである(税法第十九條第二項)。若し納税者の申請がなければ、納税者に有利となるやう引べきである。同居家族三人の内Aは甲種の事業所得、Bは乙種の事業所得を持つてゐるとすれば、甲種の方が税率が高いのであるからAの方から引いて貰つた方が有利である。

また同居家族中事業所得を持つてゐる者が妻とか子供とか老人である場合、この妻、子供老人等の所得から基礎控除をすれば、その控除の額が百五十圓以上であれば、それ等の者は最早や、扶養家族としての資格がなくなるから、扶養控除額だけ不利となる。

そこで、前述のやうな場合に誰れの所得から基礎控除するかは納税者自身の申請に俟つことにし、申請額が控除額より多かつたり、或は不足したり、又は不明であるときにだけ

誰れから引くかで利害關係がある

利害關係の例

税務署長が控除額を定めることになつてゐる。(施行規則第二十條第一項)

同居家族の誰れから基礎控除するか申請

この控除申請書は所得の申告と同時に、税務署に提出しなければならぬ。但し同居家族の各人から提出しなくとも、所得を有する者の一人から提出すればよい。(施行規則第二十二條第二項及第三項)

山林の所得に對する基礎控除

(五) 山林の所得に對する基礎控除
山林の所得に付ては、事業所得の場合と同額の五百圓を控除するのである。(税法第二十條)。この山林の所得に付ては、他に事業所得や勤勞所得を持つてゐても、何等の關係もなしに、全然獨立した計算で五百圓引くのである。
然しもしも同居家族が共に山林所得を持つてゐるときには、兩者合算して五百圓を引くのである。

第一七 分類所得税の税率

比例税率

分類所得税の税率は、所得の種類に依り相異つた比例税率である。(税法第二十二條)
元來分類所得税は、所得の種類に依つて六種に區分して、各の負擔力に應じてそれと適當な税率を盛つたのと、一面財政の必要に應じ、容易に引上げ又は引下げを爲し得るや

うに、弾力性あるものとする必要があつたのと、それから納税を簡便にするため成るべく源泉に於て課税する建前とすると云ふやうなところから比例税率が採用されたのである。即ち左の通りである。

- 第一 不動産所得 百分の十
- 第二 配當利子所得

甲種

- 一 國債の利子 百分の四
- 二 地方債の利子 百分の九
- 三 其の他 百分の十

但し「三、其の他」の内で銀行貯蓄預金、産業組合貯金等の利子及産業組合、商業組合工業組合等の特別法人から受ける剩餘金の分配に付ては、税率は百分の五である(税法第二十一條第二項)。

乙種

- 第三 事業所得

甲種

百分の八・五

乙種

百分の七・五

第一七 分類所得税の税率

但し基礎控除前の事業所得が千圓以下であるときは、甲種、乙種共に百分の六である。この千圓以下かどうかは、同居する戸主家族の分を合算してきめる（税法第二十一條第四項）。

第四 勤勞所得 百分の六

第五 山林の所得

千六百圓以下の金額 百分の五

千六百圓を超える金額 百分の七・五

第六 退職所得

所得金額を支拂者の異なる毎に左の各級に區分し、遞次に各税率を適用する。

二萬圓以下の金額 百分の六

二萬圓を超える金額 百分の十二

十萬圓を超える金額 百分の二十五

五十萬圓を超える金額 百分の四十

即ち不動産所得と、配當利子所得（國債地方債の利子は別）に對する税率が最も高率で百分の十であり、甲種の事業所得の税率が百分の八・五で之に次ぎ、乙種の事業所得税率が百分の七・五で、勤勞所得に對する税率が最も低率で百分の六となつてゐる。

税率の根據
不動産所得と
配當利子所得
事業所得
勤勞所得

國債、地方債
其の他の税率
の間差

次に、配當利子所得の税率中、國債の利子に付ては、百分の四、地方債の利子に付ては百分の九、社債、銀行預金利子等に付ては百分の十としたのは、現下緊要な國策である國債の消化、貯蓄の奨励に順應したものであり各々の税率の開きは、從來の税率の間差を大體に於て踏襲したものである。

それから今回新に課税されることになつた銀行貯蓄預金の利子、産業組合貯金等の利子それから産業組合等の特別法人の剩餘金の分配は、税率を半額程度として百分の五となつてゐる。

尙此の低率の適用になる特別法人への預金、貯金の利子と云ふのは、産業組合、商業組合、同聯合會、工業組合、同聯合會、貿易組合、同聯合會、漁業協同組合、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫に對する預金又は貯金の利子である。

また百分の五の低率の適用になる特別法人の剩餘金の分配と云ふのは、産業組合、工業組合、商業組合、貿易組合、漁業協同組合、蠶絲共同施設組合及工業組合聯合會から受ける剩餘金の分配である（施行規則第二十一條、第二十二條）。

山林の所得に對する税率は、他の所得とは趣を異にしてゐる。即ち千六百圓以下と以上の二階段としてゐるのは、山林所得は多年の所得の累積であるので、後に述べる綜合所得税では所得を五分して、税率を適用し、これを五倍すると云ふ五分五乗の方法に依つた

特別法人の預
金又は貯金

特別法人の剩
餘金の分配

山林所得

ものを税額として課税することになつてゐるが、分類所得税でもこの精神の下に、基礎控除の作用を、ちようど五分五乗したと同じやうに働かせるため、千六百圓までを特に低い税率として、残りを一般並みの百分の七・五としたのである。この點は最初基礎控除の原案が四百圓であつたのを議會で五百圓に修正したので、少し階級の區分がおかしくなつてゐる。この税率の適用は本来ならば同居家族を合算して適用すべきであるが、法文に何等の規定がないから、合算せずに各別に税率を適用するの外はない。

退職所得の税率は、分類所得税だけを課し総合所得税を課さぬのであるから、軽度の累進税率になつてゐる。

少額事業所得

事業所得の税率は、資産と勤勞の共働の所得であると云ふところから、勤勞所得よりも比較的高い税率が盛つてあるが、所得千圓以下と云ふやうな少額な所得の場合は、勤勞の分子が多いともみられるので、勤勞所得と同率の百分の六としたのである。

海外居住者の受ける配當利子所得及割賦賞與の税率

次に海外居住者、即ち内地に住所又は一年以上居所を有しない個人及内地に本店又は主たる事務所を有しない法人が受ける甲種の配當利子に對する分類所得税の税率は、何れも百分の五宛高率となつてゐる。

國債利子 百分の九

地方債利子 百分の十四

銀行、貯蓄預金利子、産業組合貯金利子その他特別法人に對する預金又は貯金の利子及特別法人より受ける剩餘の分配 百分の十

其他 百分の十五

である。(税法第二十二條第一項)。

これはつまり、海外居住者の内地の資産又は營業の所得に對しては分類所得税の外に総合所得税を課するが、前記の配當利子所得に付ては総合所得税を課する機会がないから、幾分分類所得税の方を高率にして、此の點を加味したのである。その意味から云へばもつと高率にしてもよいのであるが、外國よりの投資に對してあまり重課することも考慮されて、從來第二種乙の所得として百分の十二・五であつたのとの振り合ひ等から百分の五宛増加した税率で課税するのである。

これと同じ理由から、海外居住者が内地の法人から、利益處分の賞與を受けるときは、百分の十五の税率で課税するのである(税法第二十二條第二項)。

これは畢竟、利益の配當と同じ性質であるので、配當金に對する分類所得税と同率にしたのである。

総合所得税の代り

海外居住者の割賦賞與に對する分類所得税

第一八 合同運用信託の利益に對する 重複税額の控除

運用中に納付
した税額の控

信託會社が、その引受けた合同運用信託の信託財産に付て、之を運用する間に納付した甲種の配當利子所得に對する分類所得税があるときには、その税額を、其の合同運用信託の利益に對して天引する分類所得税額から控除するのである（税法第二十三條第一項）。

合同運用信託の利益には、銀行預金の利子と同じく配當利子所得として分類所得税を課するのであるから、信託會社は信託利益を受益者に交付する際、税金だけを天引して交付する。ところで此の合同運用信託に付て、もしも運用方法を公社債や株式等にしたたり、又は銀行預金などにすれば、その運用中既に甲種の配當利子所得に對する分類所得税を徴收せられる場合がある。たとへばその信託預金をさらに銀行に預金したやうな場合であるとすれば、この場合その運用利益たる合同運用信託の利益に、さらに分類所得税を課するのは重複になるから、既に納付した税金だけは、之を差引してよろしいと云ふことになつて居る。しかしその差引した税金だけは利益に加算する（税法第二十三條第二項）。之を例示すると、

計算例

金錢信託 十五萬圓

この運用方法銀行預金 利子五千圓

（之に對する分類所得税五百圓）

差引運用利益 四千五百圓

となる場合、假りに信託手数料を零として計算したところで、合同運用信託の利益四千五百圓となるのであるが、之に對しさらに分類所得税全額を課するのは苛酷であるから、前に運用中に納付した分類所得税五百圓は、今度の分類所得税から差引する代りには、それだけ差引益に加算すると云ふのである。

合同運用信託利益	四千五百圓
運用中納付分類所得税加算	五百圓
合計	五千圓
右に對する分類所得税一〇%	五百圓
内運用中納付分類所得税控除	五百圓
差引徴税額	なし

といふ計算になるのである。

この場合に、運用中に納付した税額として控除せらるべき甲種の配當利子所得に對する

公債、株式は所有期間に按分

分類所得税は、公債、社債の利子、株式の配當に付て納付したものであれば、その所有期間中に生じた利子又は配當に付て納付した部分だけに限られるのである。

第一九 外地から生ずる所得の特例

外地から生ずる所得の特例

特別税率

個人の所得の中で、外地から生ずる所得に付ては、次の所得に限り、その部分に付てだけは、次に掲げる特別の税額に依るのである。(所得税法人税内外地關涉法第四條)
これは外地では、それ／＼その他の法令に依つて課税されるから、その程度だけ内地で課ける税率を斟酌するわけである。

外地で課せば内地では課しないもの

- (イ) 朝鮮、臺灣、關東州に在る資産から生ずる部分の不動産所得 百分の八
 - (ロ) 朝鮮、臺灣、樺太に於ける營業より生ずる部分の事業所得 百分の七
 - 但し基礎控除前の所得金額が千圓以下なときは 百分の四・五
 - (ハ) 朝鮮、樺太に於ける法令により資本利子税を課せられる配當 百分の六
- 此の外に、外地から生ずる所得でも次の所得には分類所得税を課さない。(内外地關涉法第三條)
- (イ) 朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島に於ける法令に依り、第二種の所得とし

て所得税を課する公債、社債、朝鮮金融債券又は預金の利子及合同運用信託の利益

(ロ) 法人から受ける利益若しは利息の配當又は剰餘金の分配であつて、臺灣に於ける法令に依り配當税を課し又は南洋群島に於ける法令に依り普通配當税を課するもの

(ハ) 朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島に於ける法令に依り、第二種の所得として所得税を課する一時恩給及退職給與、並に此等の性質を有する給與

尙以上の場合とは反對に外地に居住してゐる者が内地に持つてゐる資産、營業、職業等の所得は、物的納税義務者とはしない。即ち、外地居住者が内地で得る不動産所得、乙種の配當利子所得、事業所得、勤勞所得及乙種の退職所得には内地では分類所得税を課しない。(内外地關涉法第一條)

外地居住者の甲種の配當利子所得
關東州居住者の公債利子所得

けれども、關東州を除く外地居住者(法人とも)が内地から受ける甲種の配當利子所得には分類所得税を課するのである。この場合の税率は内地居住者と同率である。關東州居住者(法人とも)が甲種の配當利子所得の中で、内地の法人から配當を受けるときも同様である。尤も關東州の場合は、配當利子以外の公債、社債等の利子の支拂を受けるときは、海外居住者の場合と同様に高い方の税率で課税するのである。

第二〇 扶養控除

扶養家族の數に依る斟酌

控除の要件

扶養家族の數に依つて、税額を控除して其の負擔を軽減することは、所謂人的事情斟酌の爲めの控除であつて、所得者の扶養家族數の多い少いに依つて控除の恩典も増減がつくのである。而して之は後に述べるやうに、申請に依つてはじめて控除することとなる。

そこで此の扶養控除の制度は、小額所得者の同居家族中に妻、老幼者不具者があるときその一人につき税額から十二圓宛を控除する。同居して居ればよろしいので現實に扶養をして居るか否かは問はぬ。勿論税法に扶養費と云ふ文字を用ゐて居るでもない。唯、少くとも扶養すべき家族の數に應ずる斟酌と云ふ意味で規定されて居るので、假りに之を扶養控除と稱するのである。(税法第二十四條、第二十五條及第二十六條)

控除の要件は

(一) 所得五千圓以下のもの(即ち綜合所得税の賦課を受けない者)にして

(二) その年一月一日現在(昭和十五年は三月一日現在)の同居家族中、(イ)年齢十八歳未滿の者、(ロ)年齢六十歳以上の者、(ハ)不具廢疾者(ニ)妻があるときは、一人に付十二圓宛を税額から控除する。

(三) 扶養控除を受ける所得は、不動産所得、事業所得、勤勞所得及山林所得を有する者の場合に限る。

(四) 控除を受けるには、所得申告期限(毎年三月十五日昭和十五年は四月三十日)までに所得申告と一緒に控除申請をせねばならぬ。

以下扶養控除の要件に付て少しく詳しく述べやう。

扶養控除を受けるのは、綜合所得税を課せられた者だけである。つまり所得五千圓以下の者だけに付て之を行ふのである。

税務署で調査し賦課課税を行ふ場合には、綜合所得税の課かる者だけに、扶養控除を行はなければよいが、源泉課税を行ふ者の場合はどうするか、その場合には、綜合所得税の賦課を受ける年の七月一日から翌年六月三十日迄の間に受ける給與に付ては、扶養控除を行はないことになつてゐる。(税法第二十六條第六項、第二十五條第六項)

また制限納税義務者に對しては、扶養控除は行はないのである。(税法第二十七條)

分類所得税は各種の所得を六種類に分類してゐるが、扶養控除を行ふ所得は、此の内不動産所得と、事業所得と、勤勞所得と、山林所得だけに付て行ふのである。

これ以外の所得、例へば配當利子所得とか退職所得に付ては扶養控除は認めないのである。

第二〇 扶養控除

控除を行ふ範圍

控除を行ふ所得
 不動産所得
 事業所得
 勤勞所得
 山林所得

配當利子所得に控除なし

退職所得に付ては従来から扶養控除の制度は認めてゐなかつたし、又配當利子所得は、純然たる資産所得で擔稅力にも富んでゐるし、また此等の所得は源泉課稅の方法で徴收されるもので、公社債の利子株式の配當はその分布が非常に廣範圍であるから扶養控除を實行することは技術上到底不可能に近いのであるので、配當利子所得に付ては扶養控除は行はないのである。

控除される被扶養者の範圍

次に控除される扶養家族の範圍であるが、これは同居の妻並に同居の戸主及家族中年齡十八歳未満若は六十歳以上又は不具廢疾者であつて、今回新に妻が加へられたのである。(稅法第三十六條)

今回の改正では、稅率等の點から云つて比較的少額所得に對し重くなつてゐるので、之を緩和する爲めに、扶養家族控除の制度は大いに擴張されたのである。今回妻を被扶養者に加へた結果として、獨身者に比し妻帶者の負擔が相當緩和されたし、また控除の金額も稅額控除となつたが、これを所得控除に見積つてみれば、勤勞所得の場合なれば大體二百圓引くことに相當してゐる。

不具廢疾

次に不具廢疾とは、心神喪失の常況にある者、聾者、啞者、盲者其他重大なる傷痕を受け又は不治の疾患に罹り、常に介護を要する者である。(施行規則第三十條)

同居の時期

扶養家族は同居する家族でなければならぬが、同居の時期は一月一日現在に依るのである。尤も昭和十五年は三月一日現在に依る。

所得者自身はどうか

所得者自身が六十歳以上であつたり、十八歳未満である場合には法文上、「所得を有する者の同居家族中」とあつて所得者自身は、形容詞になつてゐるから、控除が出来ないかにも讀めるが、不動産所得など基礎控除のない所得を有する場合ならば問題となることがあるのであつて、これはやはり自分自身も扶養家族とみることには解すべきである。

同居の時期、以後の出生、死亡

同居の時期は一月一日に依るのであるから、一月二日以後に生れた者は其の年は控除されぬ。又一月二日以後死亡しても別居しても三月一日現在で同居家族ならばよろしい。年齢も亦、三月一日現在で滿年法に依つて算定する。

【参照】

○明治三十五年法律第五十號

年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス

民法第四百三十三條ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス

○民法第四百三十三條

期間ヲ定ムルニ週、月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒテ之ヲ算ス

週、月又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其期間ハ最後ノ週、月又ハ年ニ於テ其起算日ニ

應當スル前日ヲ以テ滿了ス但シ月又ハ年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ於テ最後ノ月ニ應當日ナ

キトキハ其月ノ末日ヲ以テ滿期日トス

即ち、十八歳未満と云ふのは滿十八年前の一月二日までに生れたものは恰度十八歳にな

年齢の計算方法

るから、同月三日以後に生れた者と云ふことになり、反對に六十歳以上と云ふのは六十年前の一月二日迄に生れた者と云ふことになる。

控除年齢早見表

控除すべき年	十八歳未満	六十歳以上
昭和十五年	大正十一年三月三日以後出生	明治十三年三月二日以前出生
昭和十六年	大正十二年同	明治十四年同
昭和十七年	大正十三年同	明治十五年同

基礎控除を受けた者は不適格

然し他の條件が備つてゐても、その扶養家族が前年中に甲種の勤勞所得を有し又は其の年乙種の勤勞所得、事業所得又は山林所得を有して居つて、此等の所得から、總額に於て百五十圓以上の基礎控除を受けた場合には、その扶養家族に付ては扶養控除を行はないのである。

何故かと云へば、扶養控除は、一人に付年百五十圓の百分の八に相當する金額を税額から引くのであるから、扶養家族自身が既に百五十圓以上の基礎控除を受けてゐれば、最早や控除の必要はないと認められるからである。然しその家族が基礎控除を受けても其の額が百五十圓に満たなければやはり控除を受けるのである。

昭和十五年の特例

甲種勤勞所得と賦課税所得とを併有する場合

同居家族中二人以上の所得者ある場合

扶養控除額

税額から引く理由

甲種勤勞所得からの扶養控除

ところが、昭和十五年分だけは経過的問題として、前年中に甲種の勤勞所得と云ふものがなく、従つて基礎控除を受けて居らないから、たとへ、扶養家族が甲種の勤勞所得を有してゐても、昭和十五年分に限つて扶養家族として控除される。

尙甲種の勤勞所得と、賦課課税の所得即ち乙種の勤勞所得又は事業所得とを併せ有してゐる場合に、甲種の勤勞所得の方で控除される扶養家族に付ては乙種の勤勞所得又は事業所得の方からは重ねては控除しない。(税法第二十四條第五項)その反對の場合も同様であつて、要するに一方で控除した扶養家族は他方では控除されない。(税法第二十五條第三項)

同じことは同居家族中の二人以上の者が甲種の勤勞所得を有する場合、其の一人の方の所得から控除した扶養家族の同一人に付て、他の方の所得からは引かない。(施行規則第二十七條)

扶養控除額は、一人に付て、年百五十圓の百分の八に相當する金額即ち年十二圓を分類所得税額から引くのである。

従來は扶養控除は所得から控除してゐたが、分類所得税では、所得の種類に依つて税率が異つてゐるから、若し所得から引くとすればどの所得から引くかに依つて不公平となるから、税額から控除することに改められたのである。

甲種の勤勞所得からの扶養控除

第二〇 扶養控除

月給ならば

甲種の勤勞所得に對する扶養控除の仕方は、基礎控除の場合に述べたやうに、やはり月税式にやるのであつて、先づ普通給與に付て、納税者の申請に依り、其の年一月一日現在の扶養家族一人に付次の金額を、その給與に課せられる分類所得税から控除するのである。

(施行規則第二十四條)

支給期間に應じた控除額

- (イ) 支拂を受くる給與が一月分なるときは 一圓
- (ロ) 同 半月分なるときは 五十錢
- (ハ) 同 一旬分なるときは 三十四錢
- (ニ) 同 一週分なるときは 二十四錢
- (ホ) 前記の(イ)から(ニ)迄に該當しない給與であるときは、年十二圓を給與の支給期間に應じて按分して算出した金額を控除するのである。

缺勤した場合の支給期間

右の支給期間に付て、缺勤日數があつて、給與を受けないときでも、雇傭關係が續いてれば支給期間に關係ないものとみる。

一ヶ所から普通給與と賞與とを受けるとき

一ヶ所から普通給與と賞與とを受けるときには、その賞與からは扶養控除をしないのが原則である。唯例外として其の年中に普通給與に付て、控除不足のあるときに限つて、その不足分を賞與から引くのである。

賞與のみ受ける場合

其の年經過後の不足分

追徴又は還付の手續等は、すべて基礎控除に付て述べたと同様である。同一の支拂者から賞與のみの支與を受けるときは、賞與支拂の際は扶養控除をしないで一應天引課税して置いて、其の年中に他の所得に對する分類所得税に付て扶養控除し切れない扶養家族が一人分以上あつたときには、本人の申請に依つて、其の年を経過してから、その分をも控除して、過納となつた税を拂ひ戻すのである。(施行規則第十五條)

二ヶ所以上から受ける普通給與

この税金の還付を受けようとする者は、翌年一月三十一日迄に申請せねばならぬ。提出先は本人の住所の税務署である。(施行規則第二十六條第三項)

綜合所得税の納税者

二ヶ所以上から受ける普通給與 依つて、自由にどちらからでもまた適當に分割して兩方からでも引かれるのである。尤もこれは扶養家族一人を單位とし云ふのであつて、一人を兩方に分けることは認められない。例へば三人あつて内一人を一方から引き、他の二人を他方から引くことは認められる。扶養控除は所得者が綜合課税の納税者なるときは之を行はないが、甲種の勤勞所得に對する分類所得税に付ては、其の者が綜合所得税の賦課を受けた年の七月一日から翌年六月三十日迄に受ける給與に付ては控除を行はない。(税法第二十六條第六項)昭和十五年は八月一日から翌年六月三十日迄である。尙昭和十五年には前年に綜合所得税がないから、昭和十四年分第三種所得金額五千圓以上の者に對しては扶養控除を行はないのである。

賦課課税所得
に對する控除

同居家族にも
賦課課税所得
税があるとき

控除の申請の
時期

賦課課税の方

源泉課税の方

尙この點は支拂者の方では分らないから、税務署から其の旨を通知するのである。
賦課課税する所得、即ち不動産所得、事業所得、乙種の勤勞所得及山林所得に對しては、
税務署で所得を決定する際に、控除額をも決定する。この方は扶養家族一人に付て常に十
二圓を控除するのである。(施行規則第二十八條)

同居家族にも亦賦課課税される所得があれば、同居家族の税額も合算して、總税額から
控除するのである。これを各別に控除するのではないのである。(施行規則第二十五條第四項)
而して、この場合は、納税義務者の申請に依つて、所得者の一人又は數人の税額から控
除することが出来る。(税法第二十五條第五項)然しその控除申請額に過不足があつたり、不
明であつたりすれば、税務署長が定めることになつてゐる。(施行規則第二十九條)

扶養控除の申請の時期

扶養控除の申請は、何時迄に提出すればよいか、賦課課税を受ける所得に付てならば、
所得の申告と同時に申請しなければならぬ。そこで毎年三月十五日迄(昭和十五年に限り
四月三十日迄)に提出せねばならぬ。(税法第三十四條)

源泉課税を受ける甲種の勤勞所得に付てなれば、申請期限は、支拂者を異にする毎に毎
年第一回目の給與を受くる日の前日までに提出せねばならぬ。(施行規則第四十二條)

第二一 生命保険料の控除

生命保険料控
除の要件

生命保険料の控除は、家族控除のやうに小額所得者(五千圓以下)に限ると云ふ制限は
ない、その代り所得者一人につき保険料年額二百圓迄を限つて、税額に換算した一定金額
を引くと云ふ制限がついて居る。

自己若くは家族又はその相続人を保険金受取人とする生命保険契約のために拂込んだ保
険料は年額二百圓以内に於て、各階級に區分した金額の百分の六に相當する金額を本人の
申請に依りその者の不動産所得、事業所得、勤勞所得又は山林に對する分類所得税の税額
から控除する。(税法第二十六條ノ二)

生命保険料控除の要件は

- (一) 所得者が契約者であること——つまり保険料拂込義務者であること。(従つて戸
主が妻のために契約したのは戸主の所得から控除するが、妻が自分の名義で契約した
のは、戸主の所得から引かぬ。)
- (二) 所得者が自己若くは家族又はその相続人を保険金受取人とする契約であれば、被
保険人は誰でもよろしい。數人又は數個の保険契約をして居ればその保険料が合せて

生命保険とは

二百圓になるまでの金額を別に定むる階級區分に從つて區分された金額の百分の六に相當する金額を控除する。

(三) 生命保険と云ふのは、生存又は死亡を保險事故とするものである。

【参照】

○商法第四百二十七條 生命保險契約ハ當事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ關シ一定ノ金額ヲ支拂フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其ノ効力ヲ生ス

○簡易生命保險法第三條第一項

簡易生命保險ニ於テハ政府カ保險契約者又ハ第三者ノ生死ニ關シ保險金額ヲ支拂フヘキコトヲ約シ保險契約カ對價トシテ政府ニ保險料ヲ支拂フヘキコトヲ約スルモノトス

(四) 生命保險なりや否やは、保險の名稱如何に拘らず實質に依り判定すべきで、教育保險、結婚保險等の名稱を附するも、入學又は結婚を保險事故とせず、單に一定の年齢に達することを條件とする保險は生命保險と認めるのである。尙徴兵保險及健康保險は特に生命保險と認めて取扱はれるのである。それから郵便年金の掛金は生命保險料に準じて控除する。

尙生命保險料の控除は不動産所得、事業所得、勤勞所得及山林所得に對する分類所得稅から之を行ふだけであつて、その他の所得例へば配當利子所得などから控除しないし、綜合所得稅からは勿論引かないのである。

徴兵保險及健康保險

得控除される所

源泉課稅からの控除額

源泉課稅からの保險料控除額
甲種の勤勞所得に對する分類所得稅から控除する金額は、前年中に拂込んだ保險料の總額と支給期間とに應じて定められた左表の金額を、稅額から控除するのである。

前年中ニ拂込ミタル生命保險料ノ總額	支拂ヲ受クベキ給與ガ一月分ナルトキ	同半月分ナルトキ	同一月分ナルトキ	同一週分ナルトキ
十圓以下ナルトキ	四錢	二錢	一錢	一錢
十圓ヲ超エ二十圓以下ナルトキ	八錢	四錢	二錢	二錢
二十圓ヲ超エ六十圓以下ナルトキ	二十錢	十錢	七錢	五錢
六十圓ヲ超エ百圓以下ナルトキ	四十錢	二十錢	十四錢	十錢
百圓ヲ超エ二百圓以下ナルトキ	六十錢	三十錢	二十錢	十四錢
百四十圓ヲ超エ百八十圓以下ナルトキ	八十錢	四十錢	二十七錢	十九錢
百八十圓ヲ超エ二百圓以下ナルトキ	一圓	五十錢	三十四錢	二十四錢

申請の時期とか控除不足を生じた場合の取扱とか二個所以上から給與を受ける場合の申請の方法とかは、すべて扶養家族の控除と同じである。尙、生命保險料の控除は扶養家族の控除と違ひ、綜合所得稅の課稅を受けた人でも控除されるのである。

賦課課稅からの保險料の控除

次に賦課課稅をする分類所得稅からの生命保險料は、前年中に拂込んだ保險料の總額に應じ、左記の金額を控除するのである。(施行規則第三十條第一項)

第二一 生命保險料の控除

賦課課稅からの控除

- (イ) 前年中に拂込んだ保険料の総額が十圓以下なるとき 四十八錢
- (ロ) 同 十圓を越え二十圓以下なるとき 九十六錢
- (ハ) 同 二十圓を越え六十圓以下なるとき 二四十四錢
- (ニ) 同 六十圓を越え百圓以下なるとき 四圓八十錢
- (ホ) 同 百圓を越え百四十圓以下なるとき 七圓二十錢
- (ヘ) 同 百四十圓を越え百八十圓以下なるとき 九圓六十錢
- (ト) 同 百八十圓を越えるとき 十二圓

生命保険料控除の方法

生命保険料の控除の方法は、大體に於て扶養控除の方法と同様である。唯多少異なるのは、保険契約が多數の口になつてゐても、それを二ヶ所に分けたり、又は種類の異つた他の分類所得税の方へ分割して控除することは認められない。それから、生命保険料の控除と、扶養家族の控除と兩方ある場合には、先づ生命保険料の控除を行つて、尙残りの税額があれば扶養控除をすることになるから、扶養控除の申請をするときに然るべく調節して申請すればよい。

生命保険料の
控除と扶養家
族と兩方ある
場合

分類所得税一覽表

種別	所得計算期間	計算の方法	免稅點 基礎控除	稅率	課稅方法
不動産所得	前年中	總收入金額より 必要經費を引く	二五圓	二〇%	賦課課稅
事業所得 (水産所得を除く)	同	同	五〇圓 〔甲〕 千圓以下	八・五 六・五	同
山林の所得	同	同	五〇圓 〔乙〕 千六百圓以下 千六百圓超	七・五 七・五	同
水産所得	前三年平均	同	五〇圓 千圓以下	六・五 七・五	同
乙種配當利子所得 (株式配當を除く)	前年中	收入金額そのまま	二〇圓	同	同
同 株式配當	自前三月 至其年二月	同	一〇圓	同	同
乙種勤勞所得	前年中	同	七〇圓	六	同
乙種退職所得	同	收入金額より支拂 者を異にする毎に 一萬圓を控除	(甲種退職所 得に同じ)	同	同
甲種配當利子所得 (株式配當を除く)	同	支拂を受くべき金額	國債利子 地方債利子 其他	〇・九四 〇	源泉課稅
同 株式配當	同	同(但し一割控除)	同	〇	同

第二一 生命保険料の控除

産業組合貯金
特別法人剰餘金分配

甲種勤勞所得

同 同 同
七〇圓 六 同

甲種退職所得

同 (支拂を異にする
毎に一萬圓控除)
二萬圓以下 六
十萬圓超 三
五十萬圓超 四
同

(備考) 一、不動産所得、事業所得、勤勞所得、山林所得を有する者に對しては、

(イ) 家族扶養控除 同居の妻並に家族中老幼不具癡疾者一人に付百五十圓の百分の八を控除す

(ロ) 生命保険料控除 保険料二百圓までの金額の百分の六を控除す。

第二二 綜合所得稅

綜合所得稅

綜合所得稅は、個人の總ての所得を、あつめて、——これを總所得と稱する——その合計額に課稅するのである。その所得の生ずる場所が内地であつても外國であつても一切之を問はないのである。尤も内地に住所又は一年以上の居所を有しない個人の場合——前に述べた物的納稅義務者の場合に於ては、内地に於ける資産又は事業から生ずる所得に付てだけ課稅する。

そこで此の綜合所得稅は、大體に於て、もとの第三種所得稅に似てゐるのである。然し仔細にみれば凡そ左の點に於て異つてゐる。

綜合所得稅と舊第三種所得稅の相異點

- (イ) 第三種所得稅は小所得者即ち所得千圓から課稅したが綜合所得稅は大所得者——即ち五千圓以上の者だけに付て、その所得中五千圓を超ゆる部分に付て課稅する。従て扶養家族の控除も生命保険料の控除も、綜合所得稅の方ではこれを認めない。
- (ロ) 各種の所得は原則として前年中の實績課稅である。従つて減損更訂の制度は廢止され、之に代る制度として、災害、失職等に依つて著しく納稅資力を失つた者に對して救濟規定が置かれた。
- (ハ) もとの第二種所得として源泉課稅をしてゐた所得即ち公社債の利子、及銀行預金の利子、貸付信託の利益に對しても原則として綜合課稅を行ふ建前を採つた。
- (ニ) 株式配當の計算に當つては、從來の二割控除の制度を廢止して、負債の利子を控除することに改めた。
- (ホ) 法人の清算分配金中拂込額を超過する部分は配當と看做して綜合課稅することになつた。法人が合併したとき交付株式の拂込額が元所有してゐた舊會社の株式の拂込額を超えたときも同様配當として綜合課稅することとなつた。
- (ヘ) 營業所得の計算上臨時利得稅を經費にみないことにし、その代り當年分の利益に

非課税所得

課かる臨時利得税を所得から控除することになった。
(ト) 勤勞控除が、總所得一萬圓以下の場合だけに、一律一割を控除することに變つた。あらゆる所得を綜合した總所得に課税するのが綜合所得税の建前であるが、所得の性質によつては、特に課税外に置かれるものがあることは、前に分類所得税のところでも述べた通りである。

唯右の外、一時支給及退職給與は、分類所得税の方で、累進課税をするから、綜合所得税からは除外する。

第二三 個人の總所得の計算方法

總所得の計算方法

不動産

預金利子等

個人の總所得の計算方法は、特殊のものを除いては、分類所得税の課せられる所得の計算と大體同様である。
(一) 不動産、不動産上の権利又は船舶の貸付に因る所得は、前年中の總収入金額から、その収入を得るために支出した必要の経費を控除した金額に依る。
(二) 内地で支拂を受ける公債、社債、銀行預金の利子(産業組合貯金、商業組合工業組合等の特別法人への預金貯金をも含む)合同運用信託(信託財産の運用方法を預入

源泉選擇の例

海外から受ける公債の利子、銀行預金の利子等

非營業貸金利子

配當金

れ貸付又は公債社債の買入のみに限定したものの利益は前年中の収入金額から其の十分の四を控除した金額(無記名の公債及社債の利子は前年中に支拂を受けた金額から十分の四を控除した金額に依るのである。
これに付ては、現下の情勢に於て、公債消化貯蓄の奨励等に及ぼす影響を顧慮せられた結果、當分の内納税義務者の申請に依り、他の所得と區分し、其の支拂の實際利子又は利益を課税標準とし百分の十五の比例税率に依つて課税する途がある。これに付ては後に述べるが、この場合には四割を控除しないものに對して百分の十五の税率が適用されるのである。

(三) 海外(日本内地以外)から受ける公債、社債、及預金の利子並に合同運用信託の利益其の他(二)に該當しない公債、社債の利子並に法人への預金の利子等は、何れも前年中の収入金額(無記名の公債及社債の利子に付ては支拂を受けたる金額)に依る。

(四) 營業に非ざる貸金の利子は、前年中の収入金額から、その元本を得るに要した負債の利子を控除したる金額に依る。即ち其の貸金が他から借入れた場合であれば、其の支拂利子を差引いて純所得に課税するのである。

(五) 法人から受ける利益の配當(看做す配當を含む)利息の配當又は剩餘金の分配

配當の計算期の特例

(特別法人の剰餘金の分配を含む)は前年三月一日から其の年二月末日迄の収入金額(無記名の株式の配當は支拂を受けた金額)から其の元本を得るに要したる負債の利子を控除した残額が所得として計算される。

何故配當だけを年の中途から中途まで計算するかと云ふと、これは全く沿革上の理由に基くものである。即ち今これを一月から十二月迄に改めると、改正の第二年目に於ては三月から十二月迄しか計算出来ない。つまり一月と二月分とは前年の所得となる。一月二月と云ふとわづかのものゝやうであるが、實は下半年分の利益配當全部に當るのであつて、それだけが、第一年の所得税収入から減少し財政上缺陷を來すと云ふので、改正が困難なのである。

元來配當と賞與とを個人の所得中に計算することは、大正九年の改正で始めて規定したので、當時は計算期間を四月から三月迄としたのを、大正十五年の改正で、先づ一ヶ月だけ繰り上げたのである。今回の改正に當つて、賞與だけを曆年に改めたが、配當は依然従來の通り三月から二月までとした。

山林の所得

(六) 山林の所得は、前年中の總収入金額から必要の経費を控除した金額に依る。山林の収入金額は一年分であるが、必要上この経費は場合に依つては永年の植林費や、栽培の経費を計算することになる。また山林を買入れてそれを後々賣却した場合には買

俸給 賞與 給料 給等

水産業の所得

其他一切の所得 其他の所得の損失の差引計算

所得の計算方法

分類所得税と総合所得税との

入代金は必要の経費とみるのである。然し極く短期間に轉賣したものの賣却利鞘は一時の所得とみて、所得に計算しない。

(七) 俸給、給料、歳費、費用辨償、年金恩給及賞與等の給與は前年中の収入金額に依る。

(八) 水産業の所得は前三年間、毎年の總収入金額より必要の経費を控除した金額の平均に依り算出した金額に依る。此の場合には昭和十五年分と昭和十六年分だけは、その年分だけの所得と前三年の平均額と比較して何れか少額な方の金額に依るのである。これは改正初年に於ける緩和である。

(九) 前各號以外の所得は、前年中の總収入金額から、必要の経費を控除した金額に依る。そして(一)又は(九)の所得の計算上損失があれば、他の所得から差引いて計算することが出来る。然し配當や山林の所得に付てはその所得に損失が生じてもこれを他の所得から差引計算しない。

その他所得計算に關する詳細は、特に分類所得税と総合所得税とで所得の計算方法が異つてゐると説明したもの外、前の説明と同様である。

それでは、分類所得税と、総合所得税とでは所得の計算がどう違つてゐるか。

(イ) 公債、社債、預金利子、合同運用信託利益(舊貸付信託に當るものだけ)で内地

で支拂はれるものは総合所得税では収入の四割を控除する。(分類所得税では収入金額そのまゝを所得とする)

(ロ) 総合所得税では配当金は収入金額から負債の利子を控除する。(分類所得税では負債の利子を控除せず収入金額の一割を引く)

(ハ) 非営業貸金の利子は総合所得税では負債の利子を引くが、分類所得税では収入金額そのまゝを所得とみる。

(ニ) 尙分類所得税では基礎控除をするが総合所得税ではそれが無い。また分類所得税では勤労所得は収入金額そのまゝを所得とみるが、総合所得税では、後に述べる勤労所得の控除を行ふ。

次の表にある「必要の経費」の中には「収入を得るに必要な負債の利子を含む」こと、それから家事に關聯した経費は原則として控除しない(尤も多額な金額に上る費用であれば家事用の分と事業用の分とに按分して事業用の分だけ引く)こと、それから固定資産の減價償却をも経費にみることに、それから所得税及臨時利得税は経費に算入せぬこと等分類所得税に付て述べた通りである。

また營業利得に對する臨時利得税は、其の年の利得に對して課せられるべき利得税をその年の總所得から控除する。もし事業所得に課税所得と免税所得とがある場合には按分

総合所得税の「總所得」の計算方法

區	方	計算せる期間	計算の方法
一	般原則	前年中の實蹟	収入金額から必要の経費を引く
例	公、社債預金利子信託利益(貸付信託に當る)(内地拂)	同	収入金額から四割を引く *別途に源泉課税の選擇を許す
	同上(内地拂以外)	同	収入金額そのまゝ
	非營業貸金利子	同	収入金額から負債利子を引く
	株式配當	自前年三月實蹟 至其年二月實蹟	(原則通)但し課税の方法が異つてゐる
	山林所得	前年中の實蹟	収入金額そのまゝ
	俸給、給料等	同	但し後に述べる勤勞控除あり
	賞與	同	但し後に述べる勤勞控除あり
	水産所得	同	但し後に述べる勤勞控除あり
	外	同	但し後に述べる勤勞控除あり
	所得	前三年の平均	毎年の後収入金額から必要の経費を引く

の方法に依り課税事業に相當する臨時利得税だけを控除する。これは或る事業の利得があるとして、その利得を算出する元の利益と所得とは大體同額であるが、利得の元である利益には例外なく臨時利得税が課せられるに反し、所得税の方は重要物産製造業、重要礦物

等の採掘採取業のやうに課税外に置かれる部分があつて、所得税の課せられる所得の方が狭い場合もあるから、その場合には前述の方法に依つて按分計算するのである。また、公債、社債の元本所有者が利子受取人と異なる場合には元本所有者が利子の支拂を受けたものとして、元本所有者に課税する。

相続のあつた場合

次に不動産から生ずる所得、公社債利子、預金の利子、非營業貸金利子、配當、山林の所得（前記（一）から（六）までの所得）は、相続のあつた場合は、元本を相続してもしなくても、被相続人の所得は相続人の所得と看做して課税し、（七）の勤勞所得は一身に専屬してゐるから相続人には關係なく、水産業及其他の所得（八）と（九）の所得）は其の資産なり事業なりを相続したならば、相続人が引續き所有してゐたものと看做して所得の計算をするのである。

第二四 勤勞所得の控除

勤勞控除一萬圓以下のとき

舊所得税法の勤勞控除

以上述べた方法に依つて計算した總所得金額が一萬圓以下のときは、其の所得の中で勤勞所得に付て一割の控除をすることになつてゐる。これを勤勞控除と云ふ。若し同居家族の内所得者が二人以上あれば合算して一萬圓以下か否かをみる。この點は舊所得税法では

所得總額六千圓以下のときは、勤勞所得の二割を引き、總所得が一萬二千圓を超えるときは控除せず、六千圓を超え一萬二千圓以下なるときは、内勤勞以外の所得が六千圓以上なれば勤勞所得の一割を引き、勤勞以外の所得が六千圓未満のときは之と合して六千圓に達するまでの勤勞所得の二割其の他の勤勞所得の一割を控除してゐたので、相當複雑であつたが、改正法では所得五千圓を超える部分にのみ綜合所得税を課するのであるから、一萬圓以下一律に一割控除となつたのである。

第二五 課税最低限

同居家族合算五千圓

綜合所得税の課税最低限は五千圓である。總所得金額が五千圓を超える場合に始めて綜合所得税が課かるのである。

山林と看做す配當
計算例

總所得金額は總て、戸主及其の同居家族の分を合算して計算するのである。つまり一家の所得を合し、一戸を單位として扱ふ譯である。合算しても五千圓にならなければ綜合所得税は課税されない。尤も山林の所得と、看做す配當（清算分配金）とは他の所得と區分し、夫れ夫れ各所得に付て、五千圓以上かどうかをみるのである。

例へば茲にAと云ふ戸主とBと云ふ家族がゐる、所得の内容が次のやうであつたとする。

第二五 課税最低限

(戸主A)	看做す配當	三、〇〇〇圓	(家族B)	看做す配當	一、〇〇〇圓	(計)	四、〇〇〇圓
	山林の所得	四、〇〇〇		山林の所得	二、〇〇〇		六、〇〇〇(家族合算せず)
	其他の所得	二、〇〇〇		其他の所得	五、〇〇〇		七、〇〇〇
	計	九、〇〇〇		計	八、〇〇〇		一七、〇〇〇

右の場合では、「其他の所得」のみが課税され、七、〇〇〇圓から五、〇〇〇圓を差引き、二、〇〇〇圓が課税所得となる。

また、甲と云ふ人があて、

看做す配當	五、〇〇〇圓(免稅點以下)
山林の所得	五、〇〇〇
其他の所得	五、〇〇〇
計	一五、〇〇〇

此の場合には一萬五千圓の所得があるが、全然綜合所得税は課税されないのである。

第二六 稅率及稅額

稅率
稅率表

綜合所得稅の稅率は、總所得中五千圓を超える金額に對し、その所得高に應じて、超過累進稅率を適用するのである。その稅率は左表の通りである。

綜合所得稅稅率表

所得階級	稅率	所得金額	累計金額
	百分ノ	千圓	圓
五千圓を超える金額	一〇	六	一〇〇
八千圓	一五	一〇	一六〇
一萬二千圓	二〇	二〇	二五〇
二萬圓	二五	三〇	五〇〇
三萬圓	三〇	五〇	一、〇〇〇
五萬圓	三五	八〇	二、一、五〇〇
八萬圓	四〇	一〇〇	二、九、五〇〇
十二萬圓	四五	二〇〇	七、三、五〇〇
二十萬圓	五〇	三〇〇	一、二、三、五〇〇
三十萬圓	五五	五〇〇	二、三、三、五〇〇

第二六 稅率及稅額

五十萬圓	六〇	八〇〇	四一三、五〇〇
八十萬圓	六五	一、〇〇〇	五四三、五〇〇
〃	〃	二、〇〇〇	一、一九三、五〇〇
〃	〃	三、〇〇〇	一、八四三、五〇〇
〃	〃	四、〇〇〇	二、四九三、五〇〇
〃	〃	五、〇〇〇	三、一四三、五〇〇

右の表の累計税額と云ふのは、遞次に各級の税額を算出した税金の合計である。例へば一萬圓の下の累計税額六〇〇圓は、(イ)「五千圓を超える金額」から八千圓までの「三千圓」に「税率百分の十」を乗じて得た三〇〇圓と、(ロ)「八千圓を超える金額」の「税率百分の十五」を八千圓を超える「二千圓」に乗じて得た三〇〇圓との合計である。更に二萬圓に對する税額は、右の一萬圓の税額六〇〇圓の上に(ハ)一萬二千圓迄の「二千圓」に「税率百分の十五」を乗じて、三〇〇圓、(ニ)「一萬二千圓を超える金額」の八千圓に「税率百分の二十」を乗じて一、六〇〇圓、(ヘ)(ニ)の合計一、九〇〇圓、之に(イ)(ロ)の六〇〇圓を加へて合計二、五〇〇圓が税額である。

配當所得の加算

ところで、配當所得の加算税額と云ふものがある。それは總所得中に法人より受ける利益の配當、利息の配當、又は剩餘金の分配で、甲種の配當利子所得として分類所得税を課せられたものがあれば、前述の方法に依つて算出した税額に、配當の前年三月から其の年

配當に對する加算税額の理由

二月迄の収入金額の百分の一に相當する金額を加算した合計額を以て總所得に對する綜合所得税の税額とする。尤も、右の配當の内に産業組合、工業組合、同聯合會、商業組合、貿易組合、漁業協同組合及蠶絲共同施設組合等の特別法人から受ける剩餘金の分配に付ては、其の収入金額の百分の〇・五に相當する金額が加算される。

配當に付て、何故に百分の一を加算するか云ふと、分類所得税に於て負債利子控除の意味で、収入金額の一割を控除し又綜合所得税に於ては負債利子を控除するのでは、二重の控除になるから、前の一割控除に依つて軽減された税金即ち配當金の百分の一又は分配金の百分の〇・五を加算するのである。

山林の所得の税率

山林の所得は、他の所得の如く、年々繰返して収入されるものではなく、數年或は數十年分が一度に纏つて所得となる。従つてこれに對し年々繰り返される所得と同じ累進税率で課税したのでは苛酷となるから、先づ山林所得と其の他の所得とは別に税率を適用する。さうして更に山林所得だけは、所得を五分したものに對して算出した税金の五倍——即ち所謂五分五乗の方法に依つて算出したものを税額とする。その五分した場合の税率は、千圓を超え五千圓以下の金額に對しては百分の五、五千圓を超える金額には一般の税率を適用するのである。

山林所得の税額算出計算例

例へば、山林所得六千圓、山林以外の所得二萬圓の者は總所得二萬六千圓に對し、直ち

清算分配金の税率

に一般税率を適用すれば、税額四千圓となるが、此の場合先づ山林以外の所得二萬圓に對して税額二、五〇〇圓を求め、山林所得六千圓は之を五分した千二百圓に對し千圓を超ゆる額に百分の五を適用し、一〇圓を得、之を五倍した五〇圓を山林所得の税額とし、山林以外の税額と合せて、二、五五〇圓が總税額となるのである。

清算分配金、合併交付株等で元の拂込金額を超える部分の金額は『看做す配當』として、他の所得と分離し、山林所得と同様の方法で課税するのである。此等の所得は山林所得と同じやうに、年々繰り返し生ずる所得ではないから、その意味に於て、年々生ずる所得と同じ累進税率を適用するのは苛酷であると云ふところから、累進税率の勾配を幾分かたらかに緩和するための方法として、所謂五分五乗の方法に依るのである。

同居家族合算の場合

分類所得税と違つて、綜合所得税の總所得に付ては、同居家族の所得を合算し、一家族を一單位として課税するのである。

そこで税率を適用する場合にも、戸主と同居家族との所得金額を合算した總額に對して、所定の累進税率を適用して得た税額を各自の所得金額に按分して各自の税額とするのである。

例へば、戸主甲が一萬圓、家族乙が五千圓、合計一萬五千圓に對する税額一、五〇〇圓（五千圓から八千圓迄の三千圓に對し（イ）三〇〇圓、八千圓から一萬二千圓迄の四千

計算例

圓に對し（ロ）六〇〇圓、一萬二千圓から一萬五千圓迄の三千圓に對し（ハ）六〇〇圓以上（イ）（ロ）（ハ）の合計一、五〇〇圓と算出し、戸主甲はその三分の二（一萬五千圓分の一萬圓）の一、〇〇〇圓、家族乙はその三分の一（一萬五千圓分の五千圓）の五〇〇圓と云ふやうに按分計算をするのである。

戸主と別居する二人以上の同居家族——戸主は郷里に居り、その子と兄弟等が東京に同居して、銀行會社に勤めて居るとか、或は事業を經營してゐるとか云ふ場合の、東京に同居してゐる兄弟の總所得金額に付ても同様に各自の所得に應じて税額を按分するのである。

綜合所得税の税率は、前述のやうに、五千圓を超ゆる金額——百分の十から累進して、最高八十萬圓を超ゆる金額——百分の六十五となつて居る。

この税率は、超過累進率と云つて、たとへば、所得額一萬圓の場合は、そのうちの五千圓を超え八千圓迄の三千圓に對しては百分の十（三百圓）、八千圓から一萬圓までの二千圓に對しては百分の十五（三百圓）と云ふやうに所定の税率を、階級と階級との間差の金額に夫々適用して、合計税金六百圓が一萬圓に對する税金となるのである。

しかし、實際、何萬圓、何十萬圓と云ふ數字——また何千人何萬人と云ふ納税者の各人分を、一々、五千圓——八千圓——一萬二千圓……と順序的に計算するのは頗る煩雜であるが、左に掲げるやうに速算表によつて、所要の税金を直ちに計算することが出来る。即

超過累進税率の適用方法の説明

綜合所得税額速算表

算出方法 五千圓ヲ超ユル所得金額ニ當該欄ノ
「税率」ヲ乗ジタル金額ヨリ當該欄ノ
「控除額」ヲ控除シテ計算ス

所得金額	税率	控除額
自 至 圓	百分ノ	圓
5,001..... 8,000	10	—
8,001..... 12,000	15	150
12,001..... 20,000	20	500
20,001..... 30,000	25	1,250
30,001..... 50,000	30	2,500
50,001..... 80,000	35	4,750
80,000.....120,000	40	8,500
120,001.....200,000	45	14,250
200,001.....300,000	50	24,000
300,001.....500,000	55	38,750
500,001.....800,000	60	63,500
800,000.....以上	5	103,250

ち三萬七千五百圓の税金を出す場合、前に述べたやうな順序的な計算をしなくとも、前掲の税率表の三萬圓の所得に對しては直ちにその下の欄の累計税額によつて五千圓であることが判るから、その超過部七千五百圓だけに對して百分の三十を乗じ二千二百五十圓を得之に五千圓を加へて所定税金七千二百五十圓と計算するのである。

速算表には、今一つの方法がある。それは次頁の通りで、之は所得金額の全額に最高の税率を乗じ、その得たる金額のうちから控除額を控除するので、この控除額は、下級の金額に對しては低い税率を乗すべきの所を一率に高最税率を乗じたのであるから、その乗じ過ぎの額を控除するのである。例へば前記三萬七千五百圓の税額を發見するには三萬七千五百圓から五千圓を引き殘額の三萬二千五百圓に所得金額欄 30,001.....50,000 の税率百分の三十を乗すれば、九千七百五十圓となり之から控除額欄の二千五百圓を控除すれば七千二百五十圓となるのである。

第二七 申告・申請と調書提出

所得の申告と申請

所得の申告 不動産所得、乙種の配當利子所得、事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得若は乙種の退職所得に付分類所得税を納むる義務ある者又は個人の總所得に付綜合所得税を納むる義務ある者は、毎年三月十五日（昭和十五年は四月三十日）までに、所得の種類、金額、所得の基本たる資産又は事業の所在地、所得の發生する場合、所得算出の基礎等を詳記して、住所又は納税地を管轄する税務署に所得の申告書を提出せねばならぬ。

（所得税法第三十四條施行規則第三十六條）

併せて甲種の勤勞所得に付する申告をする

同居家族の所得は、之を連署して出すか、又は別紙に書いて同居家族の氏名を附記して出す。（施行規則第三十六條第二項）

此の場合、分類所得税に付ては、甲種の勤勞所得は一應申告に關係ないやうであるが、事業所得や乙種の勤勞所得等の種類の所得を有する者が、もし前年中に甲種の勤勞所得をも併せ持つてゐるときは、その甲種の勤勞所得の金額及其の發生する場所を記載し、同時に申告せねばならぬ。（所得税法第三十四條第二項）同居の戸主及家族が甲種の勤勞所得だけをも有する場合ならば、その必要はない。

申告書の書式

申告の書式は別に税法上一定しては居らぬ。従つて所定の要件さへ具備して居れば形式はどうでもよろしいのはあるが、しかし、之も税務署で一定した用紙があるから、それを貰つて記入することが相互の便宜である。その書式は別に示す。

申告期限

三月十五日（昭和十五年は四月三十日）までに提出することに定められて居るが、何日から三月十五日までと云ふのか、三月一日から十五日までの間に提出するのか、二月に出したのでは無効か、と云ふやうなむづかしい議論をする人もある。家族控除の申請が一月一日（昭和十五年は三月一日）現在の人員によるのであるから、その以前にあはてて出す必要もあるまいが、しかし二月に出したのでは無効だ、と頑張るほどのことでもないと思ふ。次に基礎控除に付ては原則として申告をしなくとも當然控除されるのであるが、唯二

基礎控除の申告

ヶ所以上の支拂者から賞與以外の甲種の勤勞所得の支給を受ける者は、基礎控除に關してもやはり申告しなければならぬ。即ち二ヶ所以上から普通の給與を受ける者はその給與の支給される場所及その二ヶ所の内何れか主たる一方から基礎控除を受けるのであるから、主たる給與の支拂者を記載し、支拂者を異にする毎に毎年最初の給與を受ける日の前日迄にその給與日支拂者を経由して、それ／＼所轄税務署宛にした申告書を提出しなければならぬ。（尤もこれは支拂者の手許に止めおかれるのである。）

扶養控除及生命保険料の控除の申請

分類所得税の納税者で、家族扶養費の控除、又は、生命保険料の控除を受けた者は、

第二七 申告・申請と調書提出

一三九

賦課課税を受ける所得に付ては、所得の申告期限までに、所得の申告と同時に、申請せねばならぬ。(税法第三十四五條第二項)

甲種の勤勞所得の場合の扶養家族の控除申請は、支拂者を異にする毎に毎年最初の給與の支拂を受ける日の前日迄に給與の支拂者を経由して所轄稅務署に提出せねばならぬ。

申請の要件等は、當該控除の項に於て説明した通りであるが、之も別に税法上一定の形式は規定されて居らぬが、申告書に併記するやうに稅務署の用紙に定められて居るから、別項申請書と併せて記入例を示すが、その要綱は次の通りである。

扶養控除の申請書

扶養控除の申請書には扶養家族の氏名、生年月日、職業、申請者との續柄、不具瘵疾の事實及控除を受くべき金額を記載するの外、左の事項を併せ記載して、提出するのである。

- (一) 扶養家族が前年中に甲種の勤勞所得を有して、又は其の年分の事業所得、乙種の勤勞所得若しくは山林の所得を有する場合には、其の所得金額及發生場所
- (二) 其の年自己又は同居の戸主及家族の甲種の勤勞所得に對する分類所得税に付、扶養控除を受くる他の扶養家族ある場合には、その氏名
- (三) 同居の戸主及家族が、其の年分の不動産所得、事業所得、乙種の勤勞所得、又は山林の所得を有する場合に於ては、各所得者の分類所得税額より控除すべき金額

尚、戸主と同居家族の所得を合算した場合の、扶養控除の申請は、所得を有する者の中の一人から提出すればよいことになつてゐる。

保険料の控除申請書

先づ甲種の勤勞所得の場合は、(一)保險者の住所及名稱、(二)保險の種類、(三)保險金額、(四)保險金受取人の住所、氏名及保險契約者との續柄、(五)前年中に拂込みたる保險料金額等を記載して毎年最初の給與の支拂を受くる日の前日迄に其の給與の支拂者を経由して所轄稅務署に提出するのである。次に賦課課税を受くる所得即ち不動産所得、事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得を有する者の場合には、毎年三月十五日(昭和十五年は四月三十日)迄に所得申告と同時に直接稅務署に提出することになつてゐる。

免稅申請

次に重要物産の製造、採掘又は採取の事業を営む場合の免稅申請、其の他製鐵事業、アルコール製造事業の免稅申請は所得申告と同時に爲さなければならぬ。そこで申請期限は、毎年三月十五日(昭和十五年は四月三十日)までに、前年中の所得の免稅申請をするのである。

給與支拂者よりの申告

俸給、給料若しくは賞與等の給與の支拂を爲す個人(常時十人以上の使用人を使用する者)は毎年十二月一日現在の使用人の職名別人員を記載した申告書を十二月三十一日迄に所轄稅務署に提出せねばならぬ。(税法第七十九條施行規則第九十一條)

資料蒐集のため の支拂調書

申告・申請は、納稅義務者の義務である。所得金額を決定するにはなるべく申告を尊重し、僅かの相違ならば申告額に依つて決定する位に取扱はれるのであるけれども、公平な

課税をするためには、唯申告書だけに頼つて居る譯には行かぬ。申告書を提出しない者もある。申告しても正確に計算してないものもある。申告の有無に拘らず正當な所得額を査定し、申告の正否に拘らず公平な税金を課するがためには、種々な材料を集めて、税務署も亦自ら各納税義務者の所得額を調査せねばならぬ。その調査材料の一つとして、爰に所得額に關する調査を提出することを税法が命じて居るものがある。即ち此の規定に依つて提出する支拂調書は給與に關する支拂調書、と公社債の利子銀行預金の利子等の支拂調書、配當金の支拂調書及信託の計算書である。

給與に關する支拂調書

給與に關する支拂調書 所得に計算すべき所謂諸給與（俸給、給料、歳費、費用辨償、年金、恩給、及賞與等の支拂を爲す者（例之官公署、會社、商店等の如き）は、次の通りその支拂調書を税務署に提出せねばならぬ。（税法第八十條施行規則第九十二、九十三條）

記載事項

(イ) 記載事項 支拂を受けた者の住所氏名及各人別に前年中の支拂金額及其の金額計算の基礎、勤勞所得の基礎控除、扶養控除金額、生命保険料控除金額、並に分類所得税額

提出期限

(ロ) 提出期限 毎年一月末日限

提出義務者

(ハ) 提出義務者提出 義務者は給與の支拂者である。即ち官廳ならばその支出官、會社ならばその代表者、個人商店ならばその營業主である。しかし之は必ずしもさう嚴

格に區別しなくとも、たとへば本店の外各地に支店、工場、等がある場合、その支店工場分はそれ／＼その地の支店工場から提出し、本店からは本店在勤者の分だけ提出するやうなことに豫め税務署と協定して差支ない。

又、全職員職工分を提出するのが當り前ではあるが、所得税に全然關係のないやうな下級者の僅少な給與まで悉く記載するにも及ばない。此等も年額何程以上と云ふやうに豫め税務署と協定して、それ以下を省略することは差支ない。

利子又は利益の支拂調書 此の支拂調書は、銀行預金利子、公社債の利子等の綜合課税の實施を完全ならしめるために新に設けられたものである。

記載事項

(イ) 記載事項 公債、社債若くは預金の利子又は合同運用信託の利益に付き前年中の支拂金額、公社債、預金又は合同運用信託の種類、元本、利率、利子計算期間その他支拂金額計算の基礎、支拂金額の確定したる月日、配當利子特別税を課せられたものはその税額並びに無記名の公社債の利子の支拂を受けた者が元本の所有者と異るときは元本所有者の住居所及び氏名又は名稱を記載せねばならない。

提出期限

(ロ) 提出期限 毎年一月末日限

記載の省略

(ハ) 調書記載の省略 これ等の利子又は利益は支拂口類が莫大な數に上ることが豫想せられるので、事務の煩雜を避くる趣旨から少額のものに付ては調書の記載を省略し得る

調書省略の限界
百圓とは

ことを特に勅令を以て規定せられてゐる。即ち、登録國債の利子、郵便局等の保管する公社債の利子、預金の利子又は合同運用信託の利益等、利子又は利益の支拂を受ける者の住所氏名が一應明かなものに付ては、同一人に對する支拂金額年百圓未満のもの、無記名の公社債の利子に付ては、一回の利子支拂金額十五圓未満のものに付ては支拂調書を省略し得ることとなつてゐる。(施行規則第九十二條第二項)

支拂金額年百圓といふのは、告知の場合と同じく配當利子特別税又は分類所得税を差引かない金額に依り、數口の預金等を有してゐる場合にはそれ等の合計に依り計算するのである。

昭和十六年末日迄に提出する分に付ては昭和十五年四月一日以降に支拂金額の確定したるもの合計額百圓以上の分を提出すればよいのである。

尙、無記名の公社債の利子、無記名株式の配當に付ては、前に述べた告知書(一回の利子支拂金額十五圓以上の場合に利子受領者より徴するもの)を以て支拂調書に代へ得ることとなつてゐる。(同條第二項)

配當に關する支拂調書、ここで、配當と云ふのは、商法の規定に依る所謂建設利息の配當、及び普通の事業年度の利益の配當、保險相互會社に於ける剩餘金の分配、特別法人の剩餘金の分配を指すのである。

配當に關する
支拂調書

提出期限

以上の配當を爲す會社其の他の法人は、その配當金に關する支拂調書を稅務署に提出せねばならぬ。(稅法第八十條施行規則第九十三條)

記載事項

提出期限は、配當又は分配の金額確定した日から三十日限。但し無記名株式に對する配當については毎年三月十五日限。

記載事項 (一)支拂金額 (二)支拂金額の確定したる月日、(三)支拂を受くる者の住所氏名別に、拂込金額別株式數又は出資金額、基金、その他支拂金額計算の基礎。

各種の支拂調書の書式

但し無記名株式に對する配當については前年三月一日から本年二月末日までの間に支拂つた金額、支拂月日及(三)の事項。
各種の支拂調書の書式

- 利子支拂調書(稅法施行細則第五號書式甲、乙)
- 配當支拂調書(同 第五號書式丙、丁)
- 給與支拂調書(同 第五號書式戊、己)

第五號書式甲(用紙美濃判)

公社債(無記名ノ公社債ヲ除ク)銀行預金ノ利子等支拂調書

支拂者 氏

名

第二七 申告・申請と調書提出

第五號書式丙 (用紙美濃判)

何年何期分利益 (利息) 配當支拂調書

年 月 日

何會社代表者 氏

名 印

一、配當金總額

内無記名株式ニ對スル分

一、株式數

(出資金又ハ基金)

一、一株ノ額面金額

一、同拂込濟金額

一、配當率

一、一株ノ配當金額

一、支拂金額ノ確定シタル月日

内 譯

株式數 (出資金額又ハ基金)	配當金額	摘要	支拂ヲ受ケタル者	
			住所又ハ居所 氏 名	氏 名
新株				
舊株				

備考

一、摘要欄ニハ左記ノ事項ヲ記載スルモノトス

(イ) 優先株、後配株等異種類ノ株式ヲ發行シタル場合ハ各種類毎ニ區分シ其ノ名稱

(ロ) 出資金額ノ割合ニ依リ持分計算ニ依リ利益ノ配當ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ持分ノ割合

(ハ) 所得税法第八條ニ依リ利益ノ配當ト看做サルル金額ニ付テハ同條各號毎ニ其ノ該當金額

二、所得税法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有セサル者ニ對スル内譯ハ別紙ニ記載シ添附スルモノトス

三、無記名株式ニ付テハ本書式ノ内譯ヲ要セサルモノトス

四、所轄稅務署長ノ承認ヲ得タルトキハ本樣式ト異リタル樣式ニ依リ調製スルコトヲ得ルモノトス

第五號書式丁 (用紙美濃判)

自何年三月 至何年二月 無記名株式利益 (利息) 配當支拂調書

年 月 日

何會社代表者 氏

名 印

所屬事業年度	株式數	配當金額	支拂月日	支拂ヲ受ケタル者	
				住所又ハ居所 氏 名	氏 名
	新株				
	舊株				

無記名株式配當支拂調書

第二七 申告・申請と調書提出

備考

- 一、俸給、給料、賞與等ニシテ乙種ノ勤務所得ニ屬スルモノノ支拂調書ハ本様式ニ依ルモノトス
- 二、第五號書式戊ノ備考二、三、五、六及八ハ本様式ノ調理ニ付之ヲ準用スルモノトス

尤も株主の多數なる會社或は使用人の多數なる會社の如きは、豫め稅務署と協定してその希望する様式に依ることが便宜である。此等の支拂調書はそれぞれその支拂者からその所在地の稅務署に提出されるのであるが、しかしその所得者の住所は全国各地に散在して居るから、調書の提出を受けた稅務署では、さらに各所得者の住所の稅務署に對して之を移送せねばならないのであるから、移送上の便宜のために一定の形式を希望するのである。

信託の計算書、合同運用信託以外の信託の受託者は、各信託に付き左の事項を記載した計算書を所轄稅務署へ提出しなければならない。

記載事項

- (イ) 記載事項
 - 一、委託者及び受益者の住所及び氏名又は名稱
 - 二、信託行為の時及び信託の期間
 - 三、信託財産の種類及び現在（信託會社は各事業年度末、信託會社以外の受託者は前年十二月末日）
 - 四、信託財産の異動及び信託に關する收入支出（信託會社は各事業年度中、信託會社

以外の受託者は前年中）

五、その他信託行為の内容に關する事項

(ロ) 提出期限 信託會社は毎事業年度終了後二十日限り、信託會社以外の受託者は毎年三月十五日限りとなつてゐる。（施行規則第九十四條及び第九十五條）
尙書式は次の通りである。

提出期限

信託計算書書式

式書號五第 (紙洋西紙用)

摘要	収入金額	支出金額	種別	基本たる信託財産の所在地	数量	信託財産の價額	信託ニ關スル計算書	
							自 年 年 月 月 日 日	至 年 年 月 月 日 日
							受託者 氏 名	信託ノ期間
							住所 氏 名	信託ノ目的
							受託者 氏 名	備考
							住所 氏 名	
							信託財産ノ受益者 氏 名	
							信託財産ノ元本 氏 名	
							信託財産ノ受益者 氏 名	

備考

- 一、本書ハ一信託毎ニ記載スルモノトス
- 二、収入金額及支出金額ハ左ノ各號ニ依リ記載スルモノトス
 - (イ) 収入及支出ノ基本タル信託財産ノ異ナル毎ニ區分記載スルコト
 - (ロ) 金錢以外ノ収入及支出ハ之ヲ金錢ニ換算シテ記載スルコト
 - (ハ) 信託財産ノ處分ニ依リ生シタル損益ハ他ノ収入及支出ト區分記載スルヲ要セス
 - (ニ) 支出ニ付テハ信託報酬、租税公課、營繕費等其ノ科目ヲ當該備考欄ニ記載スルコト
- 三、信託財産ハ左ノ各號ニ依リ記載スルモノトス
 - (イ) 有價證券ニ在テハ種類欄ニ「何何會社株式」「何何會社社債」ノ如ク、所在地欄ニ發行者ノ住所ヲ記載スルコト但シ其ノ種類ニ依リ發行者ノ住所ヲ知得セラルルモノニ在リテハ所在地ノ記載ヲ省略スルモ妨ケナシ
 - (ロ) 金錢債權ニ在リテハ一契約毎ニ記載シ其ノ利率及契約期間ヲ備考欄ニ記載スルコト
 - (ハ) 不動産ニ在リテハ田、畑、宅地、鹽田、鑛泉地、池沼、山林、牧場、原野、雜種地、建物、立木等ニ區分記載スルコト
 - (ニ) 動産ニ在リテハ其ノ品目毎ニ記載シ所在地ノ記載ヲ要セス
 - (ホ) 事業年度末(信託會社ニ非サル受託者ニ在リテハ前年十二月末日)ニ現在セサル信託財産ニ付テハ其ノ處分年月日ヲ備考ニ記載スルコト
 - (ヘ) 事業年度(信託會社ニ非サル受託者ニ在リテハ前年)中ニ収入及支出ナキ信託財産ニ付テハ其ノ信託財産ノミヲ記載シ収入及支出額ニ斜線ヲ施スコト
 - (ト) 新ニ信託行爲ニ依リ受入ノ年月日ヲ備考欄ニ記載スルモノトス

交付金

- 四、摘要欄ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス
 - (イ) 受益者ニ交付シタル信託財産ノ種類數量及其ノ時期
 - (ロ) 信託財産ヨリ生スル利益ノ受益者數人アル場合ニ於テ其ノ利益ヲ受クル割合ヲ異ニスル者アルトキハ其ノ割合
 - (ハ) 受託者ノ受クヘキ報酬額又ハ其ノ計算方法、支拂義務者及支拂ノ時期
 - (ニ) 信託業法第九條ノ規定ニ依ル補填又ハ補足ノ割合其ノ他之ニ關スル事項
 - (ホ) 受益者ノ異動アリタルモノニ付テハ其ノ原因及異動ノ時期
 - 五、所轄稅務署長ノ承認ヲ受ケタルトキハ本様式ト異リタル様式ニ依リ調製スルコト得
- 交付金 以上ノ支拂調書又は計算書を提出した者に對しては、支拂調書に付ては記載事項一件一人毎に五厘、信託計算書に付ては一信託毎に三錢の交付金を交付することが出来る。交付金を受けた者は調書提出後三十日以内に請求書を提出しなければならぬ。尤も支拂調書に關して處罰を受けた者は交付金を受けることが出来ない。(稅法第八十條施行規則第九十七條)
- それから、提出者が官廳である場合は交付しない。之は國家が國家に交付することになるので交付してもしなくても同じことであるから當然である。また官廳でなくても右の期限内に請求しない者には交付しない。

第二八 調査・決定及所得調査委員会

甲種の勤勞所得及甲種の配當利子所得等のやうに、源泉課税を行ふ分に付ては、調査決定と云ふことはないが、賦課課税の所得、即ち不動産所得、乙種の配當利子所得事業所得、乙種の勤勞所得山林の所得及乙種の退職所得の金額並に個人の總所得の金額は、各所得に付ての納税義務者の申告、及税務署の調査に依り、更に所得調査委員会の決議を経て、税務署長が所得金額の決定をする。

調査、決定

所得税が申告税であることは、既に述べたところであり、納税義務者の申告を尊重し、なるべく之に依つて決定するのが本旨ではあるが、しかし現在の状況では、殊に個人の所得申告は数が少く、正確なものが少く、到底申告のみに依つては決定し難い。そこで各種の調査材料に依り調査を遂げて、仍ほ所得納税者中から選出せられた人々で組織せられて居る所の所得調査委員会に諮問して、決定することになつて居る。

今、賦課課税の所得の調査決定の順序を示すと次の通りである。

調査決定の順序

- 一、所得の申告、免税又は控除の申請
——三月十五日（昭和十五年は四月三十日）限。納税義務者より。

二、各種の支拂調書提出

——最終三月十五日。各支拂者より。

質問及検査

三、質問及検査

(イ) 税務署長（又はその代理人）は調査上必要ある場合は、納税義務者、納税義務ありと認める者、支拂調書又は信託計算書を提出する義務ある者、に質問を爲し、或は營業に關する帳簿書類等の物件を検査することが出来る。（税法第八十一條）

(ロ) 税務署長（又はその代理人）は、調査上必要あるときは、納税義務者、納税義務ありと認める者、に金錢又は物品を支拂ふ義務ある者と認める者、或はそれ等の者から金錢又は物品を受取る権利を有する者に對し、其の金額、數量、價格、支拂日等に付て質問することが出来る。（税法第八十二條）

四、調査

税務署では、一乃至三の材料に依るの外、各種の材料を蒐集し、或は實地の調査等によつて、各納税義務者の所得額を調査する。

五、所得調査委員会の招集

税務署長は、毎年所得調査委員会を招集する（税法第五十九條）。

その日取は、大體毎年四月下旬から五月上旬頃（昭和十五年は五月下旬から六月上旬頃）

所得調査委員会

である。

六、調査書送付

税務署長は、賦課課税の所得に付納税義務ありと認める者に對する所得金額の調査書を所得調査委員会に送付する（税法第六十一條）。尤も扶養控除又は生命保険料控除の結果納税額なしと認められる者に付ては所得調査委員会に附議しなくてもよい（税法第六十一條第二項）。

七、所得調査委員会の調査

(イ) 所得調査委員会は毎年開會の始に於て、調査委員中から會長を選挙する。會長が事故あるときは調査委員中の年齢多き者その職務を代理する（税法第六十條、施行規則第五十八條）。

(ロ) 定員の過半数の委員出席せねば決議することが出来ぬ。議事は出席委員の多数を以て決し、可否同数のときは會長の決する所に依る、調査委員は自己及自己と同一戸籍内に在る者の所得に關する議事に與ることを得ぬ（税法第六十二條、第六十三條）。

(ハ) 調査委員会の開會日數（會期）は、次の通りである（税法第五十八條、施行規則第五十七條）。

前年賦課課税の所得に付ての所得税納税者及個人營業税納税者（所得税を併せ納める

者を除く）。

の合計人員が、

五千人以上なるとき	三十日以内
三千人以上なるとき	二十五日以内
千人以上なるとき	二十日以内
五百人以上なるとき	十五日以内
五百人未満なるとき	十日以内

所得税納税者と營業税納税者との合計數によるのは、所得調査委員会は同一期内に於て賦課課税の所得と、營業税の課税標準となる所の個人の營業純益とを併せて調査決議するからである。

【参照】

○營業税法第十七條第一項（抄）

……個人ノ純益金額ハ所得税法ノ所得調査委員会ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

この會期の日數の計算は、會長選舉の日から起算し公休日及休會を爲したる日も算入する。納税人員は、前年分の最終納期の末日の現在に依つて計算する。

(ニ) 税務署長又はその代理官は調査委員会に出席して意見を陳述する事が出来る。（税

決議通知

法第六十四條)
八、調査委員会の決議通知
所得調査委員会の決議は、會長から稅務署長に通知する(施行規則第五十九條)。

再調査

九、再調査

稅務署長前項の決議通知を受けその決議を不當と認めるときは、七日以内の期間を定めて之を再調査に附することが出来る(稅法第三十八條)。

決定

十、決定

所得金額は次の如くにして、稅務署長が決定する。

- (一) 調査委員会の決議を相當と認めるときは決議額の通り(第三十六條第一項)。
- (二) 再調査に附しその決議額を相當と認めるときは再調査決議額の通り(稅法第三十八條、第三十六條第一項)。
- (三) 再調査決議額を仍ほ不當と認めるときは、稅務署長の相當と認める額の通り(稅法第三十八條)。
- (四) 再調査期間内に調査終了せざるときも、稅務署長の相當と認める額の通り決定する(稅法第三十八條)。(之も政府決定と云ふ)

之を政府決定と云ふ。

(五) 五月三十一日(昭和十五年は六月三十日)迄に所得調査委員会が成立しないときも、政府決定(稅法第三十八條第一項)。

(六) 會期内に調査終了せざるときは、その未結了のものを、政府決定(稅法第三十七條第一項)。

(七) 會期内であつても、五月三十一日(昭和十五年は六月三十日)迄に調査終了せざるときは、その未結了分について政府決定する(同上)。

決定通知

十一、決定通知

稅務署長が、所得金額を決定したときは之を納稅義務者に通知する(稅法第三十九條第一項、施行規則第四十九條)。この通知が納稅義務者に送達せられるのは大體五月下旬乃至六月上旬(昭和十五年は六月下旬乃至七月上旬)になる。

若し納稅義務者が日本内地に住所又は居所を有せず、又納稅管理人も無いときは、納稅義務者の氏名及所得金額を官報に公告して通知に代へることが出来る、この場合は公告の初日から七日を経過するときは、通知があつたものと看做される。(稅法第三十九條第二項、施行規則第四十五條)。

所得調査委員

所得調査委員會 *
ここで所得調査委員及調査委員会について説明しておく。

第二八 調査・決定及所得調査委員會

設置區域 所得調査委員會は、各稅務署毎に置くことを原則とし、稅務署管内に在る市については別に市部調査委員會を設けることが出来る。その設置區域は、所得稅法施行細則別表に於て規定されて居る（稅法第四十條第一項、施行規則第四十七條）。

定員 調査委員の定員は一區域毎に七人を以て原則とし、地方の情況に依つて之を増減することとなつて居る。但し定員の増減改正は、改選期の外之を爲すことが出来ぬ。この定員も亦稅法施行細則別表に於て規定されて居る（稅法第四十條第二項施行規則第四十八條）。

選舉 調査委員は前任者の任期終了の月の翌月に於て、各選舉區に於て選舉する。調査委員を選舉するときは、同時に同數の補闕員を選舉する（稅法第四十一條）。

選舉區及投票區 選舉區域は、調査委員會設置區域に依り、投票及開票區域は市町村（市制第六條の指定市に於ては區、又町村組合にして町村事務の全部又は役場事務を共同處理するものはその組合を一町村と看做し、又町村制を施行しない所では町村に準ずるものを町村と看做す）の區域に依る（稅法第四十二條第一項）。投票及開票に關する事務は市區町村長戸長（又は町村組合管理者）が擔任し、選舉會に關する事務は稅務署長が擔任する（稅法第四十四條）。

選舉、被選舉權 選舉及被選舉權の要件は、（一）選舉區域内に住居すること、（二）賦課課稅の所得又は個人の營業純益につきその年法定期限迄に申告したること、（三）且つ其

投票區

被選舉權

被選舉資格

の決定を受けたること、（四）選舉人名簿に登録せられたることである。但しその年分所得金額、純益金額の決定前選舉を行ふ場合は（三）の要件は、前年の納稅を以つてその年の決定と看做す。又相續した場合には、被相續人の受けた決定、納稅又は申告は相續人の受けた決定、納稅又は申告と看做す（稅法第四十三條）。

次の各項に該當する者は選舉、被選舉の資格が無い。

- (一) 無能力者（未成年者、有夫の婦、等）
- (二) 破産者であつて復權せざる者
- (三) 國稅滯納處分を受けたる後一年を経ざる者
- (四) 六年以上の懲役若は禁錮の刑に處せられ又は舊刑法の重罪の刑に處せられたる者
- (五) 六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられたる者にしてその刑の執行を終り又は刑の執行を受くることなきに至る迄の者
- (六) 選舉犯に因り禁錮以上の刑に處せられた者にして其の刑の執行を終つて五年を経ない者、又は執行の免除を受けた後五年を経ない者（時効に因る場合を除く）
- (七) 所得稅法の罰則又は營業稅法の罰則の規定に依り處罰せられたる後五年を経ざる者

【參照】

○營業税法

第二十四條 第二十九條ノ規定ニ依ル帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ妨ケ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條第一項 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ營業税ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル税金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ……

第三十五條 營業税ノ調査又ハ審査ノ事務ニ従事シ又ハ従事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル秘密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

即ち、年齢の制限に於て既に現行の衆議院議員選挙法に比して寛であるばかりでなく、さらに有夫の婦以外は、婦人にも選挙権のみならず被選挙権まで認められて居ることは、甚だ面白い。

選挙、被選挙
権の取扱方

仍ほこの選挙、被選挙権に関する取扱方については、

(一) 所得又は純益の決定、納税、申告は何れの場所で爲したるを問はない、たとへば甲地に現住して居るが、乙地で前年の納税又は本年の申告、決定を爲したと云ふやうな者は、甲地で選挙権を有する。

(二) 法定期限迄の申告とは、法定期限(即ち平年は三月十五日昭和十五年は四月三十日迄)に、有資格の申告を爲した者に限る、つまり所得税額が家族控除、生命保険料

控除によつて零となる申告を爲した者は選挙権が無い。仍ほその申告は所謂發信主義で郵便に附した場合には三月十五日に發送したものは有資格とする。

(三) 国税滞納處分を受け……一年を経ざる者とは財産差押の處分を受けた時から……處分終了後一年を経ない者までを含む。

(四) 選挙人名簿調製の日の現在に於て選挙資格の無い者は、選挙の當日迄には資格を有すべきこと明かであつても(たとへば調製當日は未成年でも選挙期日には成年となるが如き者)無資格とする、選挙當日迄に他、選挙區から轉住した者も無資格。

選挙人名簿には登録せられて居つても選挙當日迄に缺格條項に該當するに至つた者も無資格、又當日迄に他、選挙區に轉住した者も無資格とする。但し選挙區域は變更せず、その區域内の投票區を轉住した場合は、轉居前(即ち選挙人名簿登録)の投票區に於て投票せしめる、尤も選挙人名簿調製後市町村の境界變更又は廢置分合により投票區域に變更があつた場合は選挙人名簿を加除して新區域によつて投票せしめる。

(五) 被相続人の納税又は申告を相続人の納税又は申告と看做すのは、家督相続たる遺産相続(相続税第二十三條該當を除く)たるを問はず、又所得或は營業の種目如何を問はない。又其年決定後相続した場合に、被相続人の決定を以て相続人の決定と看做す。

選挙手續 投票、開票、選挙會に關する手續は、直接納税者に關係のない事項であるが参考のため簡単に事務の概要を示す。

選挙手續一覽表

稅務署長の事務

選挙手續
期日の決定

選挙期日の決定

一 稅務署長は選挙期日を定め、選挙人名簿副本を添へて、市區町村に通知する

選挙人名簿

二 選挙期日前三十日現在に依り、正本及副本（副本には當該市區町村分のみを記載するを以て足る）を作成する

副本は關係者の縦覽に供する爲め二十日前に到達するやう市區町村に送付する

（一の通知と同時に送付するものとす）

選挙人名簿様式（稅法施行細則第六號書式）

三 選挙人名簿縦覽期間内に關係者より異議の申立ありたるときは申立を受けたる日より五日内に之を決定申立人に通知する

異議申立なきも選挙人名簿確定期日までに選挙資格なきに至りたるものあるときは之を削除する

以上の結果名簿の修正を要するときは正本を修正し名簿確定期日前市區町村長をして副本を

修正せしむるやう通知する

選挙會の事務

選挙會

四 選挙會は豫め市區町村長より選挙報告書の到達すへき日數を見込み出來得る限り速に行ふこととし其日時を選挙期日前に決定し其の場所と共に稅務署及其他適當の場所に公示する

五 選挙會には各選挙區毎に有権者中より適當のもの二人を立會人に選任する

六 選挙會に於ては市區町村長の選挙報告書に基き被選挙人の得票數其他を調査し投票の多數を得たる者より順次當選者を定める

投票數同じときは年齢多き者を取り年齢同じときは抽籤を以て之を定める

調査委員に當選したる者同時に補闕員に當選するも之を除外し次點者を以て補闕員當選人とする

七 選挙會終了したるときは選挙録を作成する

八 當選人決定したるときは當選人及市區町村長に通知し、且つ公示する

市區町村長の事務

準備事務

市區町村長の
事務
準備

九 稅務署長より選挙期日の通知—参照を受けたるときは少くとも期日七日前に公示する

投票時間及開票の時該は區内の有権者數に依り適宜に定むる

一〇 稅務署長より選挙人名簿副本の送付を受けたるときは選挙期日二十日前より五日間市區役

第二八 調査・決定及所得調査委員會

所村長役場に於て関係者の縦覧に供する

- 一一 稅務署長より選舉人名簿副本修正の通知（三參照）を受けたるときは直に修正する
- 一二 投票區内に於ける有権者中より投票及開票に立會人數人を選任し置く
- 一三 投票用紙（稅法施行細則第七號書式）

投票及開票事務

- 一四 投票用紙は選舉の當日投票所に於て之を選舉人に交付する
- 一五 選舉は無記名投票なること、選舉人は當日時間内に自ら投票所に至り調査委員及補闕員に付被選舉人各一人を各別の紙に記載投票すへきこと
- 一六 投票効力は立會人の意見を聽き市區町村長に於て決定する
- 一七 開票終りたるときは選舉録を作成し、投票を有効無効と區別し、共に調査委員の任期間保存する

一八 右選舉録の作成と同時に稅務署長に選舉報告書を送付する

當選人の公示

一九 稅務署長より當選人の通知（八參照）ありたるときは公示する

調査委員

調査委員、調査委員及補闕員の任期は、選舉期日の屬する月から四年とする（稅法第五十三條第一項）。調査委員及補闕員は正當の事故なくして辭することを得ぬ。但し正當なる事

故なりや否やは稅務署長の認める所による。（同第五十二條）選舉資格の缺格條件の何れかに該當するに到つたとき及賦課課稅の所得稅、營業稅の何れにも納稅義務を有しないやうになるか又はその選舉區域内に居住しないやうになつたときはその職を失ふ（同第五十七條）。辭任、死亡、失格等によつて調査委員に缺員を生じたときは投票の最多數を得たる補闕員（同數のときは年長者、同年なるときは抽籤を以て定める）から順次補充する。補充すべき補闕員がないときは補闕選舉を行ふ。（同第五十五條）選舉區域に變更があつて、その區域内でその年、賦課課稅の所得及個人營業純益の決定を受けた者の合計數（一人で双方の決定を受けた場合は二として數へる）に五分の一以上の増減を生じた場合（若しその年決定前に區域の變更があつた場合は前年の決定數による）はその變更の月を以て任期満了とし、翌月改選する。しかしその變更が一月又は二月であれば三月を以て満了とし四月に改選、四月から八月までに區域が變更があれば九月を以て満了とし十月に改選、十二月に區域變更すれば翌年三月満了として四月に改選する。何故かくの如く中途の改選を避けるかと云ふと、十二月、一月、二月に任期満了した場合各その翌月選舉を行ふのでは三月の申告期が來ぬから選舉資格調査が出來ぬ。そこで三月の申告期経過を待つて四月に改選することにしたのである。又四月や五月に任期満了になつたのではその年の調査委員會の開會に差支へるから、これは姑くそのまゝに任期を延し、また一般の改選（舊所得稅法施行の初年

改選の時期

改選の場合の任期

に於て十月に調査委員の全国的改選を行つたから、爾來、四年毎の十月が一般の改選、謂はゞ所得調査委員の總選舉期日であるに歩調を合せるため、結局六、七、八月の任期満了も併せて九月満了とし、十月を以て改選しようと云ふのである。以上の外の月（即ち三、九、十、十一、の各月）に區域變更の場合は左様な特別扱でなく直ちにその月を以て満了としその翌月改選する。（同第五十三條第二項、第三項）

以上、補充によつて調査委員となつたもの、補闕選舉によつて調査委員又は補闕員となつたもの、及選舉區域變更に依り改選されたものの任期は何れも前任者（又は區域變更前の在任者）の残任期間とする。即ち次の總選舉では又改選されることになるのである。（同第五十六條）

手當及旅費支給

調査委員には、手當及旅費を給せられる。（税法第六十五條）

○大正二年大藏省令第二十五號

第一條 所得調査委員所得、營業ノ純益ノ調査ニ從事シタルトキハ一會期ニ付左ノ區別ニ依リ手當支給ス

納税者ノ數五千人以上ナルトキ 七十五圓 納税者ノ數三千人以上ナルトキ 六十圓

納税者ノ數千人以上ナルトキ 五十圓 納税者ノ數千人未満ナルトキ 四十五圓

納税者ノ數ハ調査委員會ニ於テ其ノ年調査ヲ終了シタル所得税人員ト所得税ヲ納メサル營業税

納税人員トノ合計ニ依ル

再調査ノ爲開會シタル調査委員會ノ日數ハ第一項ノ會期ニ包含セララルモノトス

第二條 調査委員會開會中調査委員ニ關員生シ補闕ヲ爲シタル場合ニ於テハ前條ノ金額ヲ會期中前委員及補闕員カ其ノ資格ヲ有セシ日數ニ按分シテ其ノ手當金額ヲ定ム

第四條(抄) 第一條……ノ委員……ニハ別表定ムル所ニ依リ往復旅費ヲ支給ス但シ租税ニ關スル

……調査ニ從事シタル日ノ旅行ニ付テハ鐵道賃、船賃車馬賃ノミヲ支給ス

旅費規則

車馬賃	一里	宿泊料	一夜	日當	一日
ニ付	ニ付	ニ付	ニ付	ニ付	ニ付
七十五錢	五圓五十錢	三圓			

鐵道賃、船賃ハ(イ)二等旅客運賃(幹賃及棧橋賃ヲ含ム)ヲ支給ス但シ運賃ノ等級ヲ設ケサルモノニ在リテハ其ノ乗車、乗船ノ運賃其ノ等級ヲ設ケサルモノニ在リテハ其ノ乗車、乗船ニ要スル運賃(口)鐵道五十哩、水路五十哩以上ノ旅行ニ在リテハ普通急行料金ヲ支給ス但シ急行料金ヲ要セサル線路ニ依リ旅行スル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

